

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和5年第2回幕別町議会定例会  
(令和5年6月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1 畠山美和          2 塚本逸彦          3 山端隆治
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)  
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第3 議案第47号 幕別町立認定こども園条例
- 日程第4 議案第50号 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第57号 財産の取得について（パソコン端末）
- 日程第6 議案第58号 財産の取得について（情報セキュリティ強化対策機器）
- 日程第7 議案第59号 財産の取得について（庁内無線アクセスポイント機器）
- 日程第8 陳情第1号 18歳年度末まで、子どもの医療費を無料にすることに関する陳情書
- 日程第9 陳情第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など  
教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもに  
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第12 陳情第5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書

# 会議録

令和5年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年6月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和   | 2 塚本逸彦  | 3 山端隆治  | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀  |
| 6 長谷陽子   | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀  | 9 野原恵子  | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口 和弥 | 17 藤原 孟 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山端広和

住 民 生 活 部 長 寺田 治

保 健 福 祉 部 長 檜木良美

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 小野晴正

会 計 管 理 者 武田健吾

忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文

札 内 支 所 長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 谷口英将

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲

住 民 課 長 本間 淳

ほか、関係係長

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 |
|--------|--------|--------|

# 議事の経過

(令和5年6月9日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和5年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、1番畠山議員、2番塚本議員、3番山端議員を指名いたします。

## [会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から6月27日までの19日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。  
次に、5月25日、令和5年度十勝町村議会定例会が開催され、私が出席いたしました。  
その議案の抜粋をお手元に配布してあります。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第7号、幕別町土地開発公社、報告第8号、公益財団法人幕別町農業振興公社、報告第9号、株式会社幕別町地域振興公社に係る経営状況を説明する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布してあります。  
のちほど、ご覧いただきたいと思います。  
これで諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

○議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
伊藤副町長。  
○副町長（伊藤博明） 本年5月15日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。  
本日、お配りしております特別職および管理職名簿をご覧ください。異動した職員を網掛けして表示しております。  
課長職であります。

保健福祉部こども課長、川瀬真由美。  
経済部農業振興担当参事、平井幸彦。  
建設部都市計画課長、松井公博。  
水道課長、河村伸二。  
出納室会計課長、遠藤寛士。  
札内支所住民課長、田村真由美。  
監査委員事務局長、山本 充。  
教育部幕別学校給食センター所長兼忠類学校給食センター所長、守屋敦史。  
図書館長、岩岡夢貴。  
農業委員会事務局長兼忠類支局長、鯨岡健。  
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### [行政執行方針]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和5年第2回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆さんをはじめ各方面から力強いご支援と心温まるご厚情をいただき、引き続き三期目の町政を担わせていただくこととなりました。

多くの方々のご支援とご協力に感謝を申し上げますと同時に、自らに課せられた使命の大きさと責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであり、幕別町の発展に向け、初心に立ち返り、全力でこの職責を果たしてまいります。

ここに、今後、4年間にわたって町政を担当するに当たりまして、私の基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

平成27年に町長に就任して以来、一貫して「住民と対話を重ね、その思いを共有し、一緒に実現する」を私の政治姿勢とし、また、三期目の町政の推進に当たっては、基本スタンスとして、一つ目に原点に立ち返る、二つ目に声なき声に耳を傾ける、三つ目にスピード感を持って対応する、四つ目に説明責任を果たす、の四つを掲げさせていただきました。

いかなる施策も、その立案に向けての出発点は、現状を正確に認識することであり、そして、その際に最も重要なのが、日頃からの「住民との対話」であるとの考えのもと、私はこれまでの間、町政の推進に当たっては、町民の皆さんの切実な思いや悩みに直接向き合い、多くの対話を通じて、住民ニーズの把握とその実現に向けた努力を積み重ねてまいりました。

しかしながら、前任期中の3年以上はコロナ禍における行政運営となり、町民の皆さんとの対話の機会をほとんど持つことができなかったことから、今期におきましては、「声なき声に耳を傾ける」、「声なき声を拾う」といった姿勢を持ちつつ、これまで以上に町民の皆さんとの対話を深め、その中から内なる思いの実現も含め、町民の皆さんの笑顔が随所に見られるようなまちづくりに全力を傾注してまいります。

また、初当選の時から一貫して取り組んでまいりました人口減少対策につきましては、高校生までの医療費や第2子以降の保育料の無料化などにより、更なる年齢構造の若返りを図ってまいります。

次に、政策的な経費を中心に編成いたしました補正予算の概要について申し上げます。

本年度における一般会計の当初予算につきましては、骨格予算を基本としながらも、住民生活に直結した事務や継続事業となる工事などの円滑な推進に配慮し必要額を計上しましたことから、前年度に比べて増となったものでありますが、更なる行政需要に応えるべく、一般会計におきましては、3

億8,491万6,000円の補正予算を編成いたしました。

この結果、補正後の一般会計の総額は173億8,407万7,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、14億1,039万5,000円、8.8%の増となったところであります。

歳出につきまして、主なものを申し上げますと、子どもを産み育てられる環境を充実すべく、現在実施している中学校卒業までの子どもを対象とした医療費の無料化について、本年10月から助成の対象範囲を高等学校卒業までの子どもに拡大することとし、関連する予算を計上しております。

また、アイヌ文化の保存、伝承の拠点施設となる多機能型交流施設の建設に係る実施設計委託料やアイヌ文化体験講座及び巡回展の開催等関連経費のほか、ナウマン象記念館のリニューアル工事を計上するなど、先の選挙において、町民の皆さんにお約束した4分野37項目の実現に向けた初めての予算編成となったものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策の一環として、経済の域内循環や消費喚起を促すため、商工会が実施するまくPayのポイント還元キャンペーン事業に対する補助を行うとともに、まくPayが住民生活と密接に関わり、愛着を持ってもらうための仕組みづくりとして、町が実施する運動講座や介護予防事業などに参加した方等に対してポイントを付与する行政ポイント付与事業を実施することとし、関連予算を計上したところであります。

このほかの物価高騰対策に係る関連予算につきましては、本定例会に追加提案すべく準備を進めているところであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、厳しさが増す地方財政のもと、更なる政策の「選択と集中」を基軸とした財政運営が必要となりますことから、今後とも最小の経費で最大の効果が発揮されるような予算編成に意を用いていかなければならないものと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第6期幕別町総合計画」に掲げる五つの基本目標に沿って説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

活力ある住みよいまちづくりを進めるため、町民の皆さんとの対話を積み重ねながら、町内会活動を中心とした協働のまちづくりを一層推進してまいります。

また、多様性を認め合い、一人ひとりが社会の対等な構成員として参画し、活躍することのできる地域社会の実現に努めるとともに、LGBT等のカップルを「結婚に相当する関係」と認めるパートナーシップ制度の導入を進めてまいります。

また、定住施策の推進につきましては、マイホーム応援事業を継続して実施するとともに、あらゆる機会を捉えて、子育て支援策など幕別町の「売り」を積極的にPR・情報発信してまいります。

行政運営に当たりましては、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえ、本町におきましても、令和4年度までにマイナンバーカードの普及促進とあわせて、子育てや介護関係などの27手続のオンライン化を実施したところであります。

今後におきましても、庁内において業務の点検・見直しと、デジタル技術の活用を進め、業務の自動化、効率化による住民サービスの質の向上を図るべく、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金などの財源を活用した効果的な取組を推進してまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や新規就農者の減少による農業労働力の減少、コロナ禍の影響による消費の減退に加え、肥料・飼料価格等の生産資材高騰といったかつてない厳しい状況に直面しており、先行きが見通せない状況にあります。

このため、持続性ある力強い農業発展のため、基盤整備と土づくりを農業振興の柱に据え、ふるさと土づくり支援事業を継続して実施するとともに、牛乳乳製品の消費拡大を図るための牛乳消費拡大事業や酪農・畜産の経営支援など、農業生産基盤の強化と経営の安定化に努めてまいります。

また、農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業を実施する農業振興公社への支援や新規就農者育成総合対策事業、経営継承・発展支援事業により、担い手の育成・確保に努めるとともに、農業

経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を効率的に活用し、担い手への農地の集約・集積化を推進してまいります。

土地改良事業としては、国営事業では、新川二期地区排水機場更新事業を引き続き実施するとともに、札内川流域地区かんがい排水事業の新規採択に向けた地区調査の実施を、道営事業では、水利施設等保全高度化事業等を計画的に推進し、農地の基盤整備による生産の安定化と効率化を図ってまいります。

林業の振興につきましては、私有林森林整備環境保全事業をはじめ、地球温暖化防止や国土保全など、森林が有する多面的機能の向上を図るため、森林環境譲与税を活用しつつ計画的に森林整備を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、近年、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による商工業への影響が長期化しておりましたが、先月初旬以降やや上向きの状況にあります。

町といたしましては、これまでコロナ禍において売上げが減少した事業者に対し、現金給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染症関連融資、いわゆるゼロゼロ融資について、無利子期間が終了した後の利子を町が全額補給することにより引き続き企業の事業継続に対し支援を行ってまいります。

また、町内における経済循環を促進するため、昨年12月に商工会が導入した電子地域通貨「まくPay」の利用を促進する取組として、行政ポイント付与事業を実施するとともに、まくPayポイント還元事業に対する支援など、商工会と連携を図りながら町内経済の循環・活性化に努めてまいります。

市街地の賑わいづくりにつきましては、空き店舗の活用や地域住民の交流促進を主な業務とする地域おこし協力隊員を4月1日付けで1名採用したところであり、今後、空き店舗や空き家の活用に関する相談窓口として本町地区に設置する「空き施設利用サポートセンター」において、同隊員が空き施設コンシェルジュとして常勤し、空き施設の有効活用や地区内事業者の連携イベントの開催などを通じて、賑わいの創出に努めてまいります。

雇用対策につきましては、この5、6年、数字の上では倍率が出ているものの、従業員を募集しても人が集まらないなど企業にとっては厳しい状況が続いておりますことから、令和2年6月から開設している無料職業紹介所「幕別町お仕事紹介所」の充実を図るとともに、ハローワークと連携し町内事業者の声を聞きながら労働力の確保に努めてまいります。

観光振興につきましては、令和3年度に国のナショナルサイクルルートに認定されたトカプチ400の取組と連携し、自転車の活用や安全な利用の推進を図るため、本年度、「自転車活用推進計画」を策定するほか、観光物産協会と連携した各種イベントの開催や元年度から実施しているプラス8プロジェクトの取組を更に進めるとともに、幕別町応援大使の協力をいただき、町の認知度の向上を図り、国内外からの観光誘客に取り組んでまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境づくりの推進に努めてまいります。

子育て支援のさらなる拡充につきましては、三期目の公約の一つの柱といえるものでありますが、子ども医療費の無料化の対象を、本年10月から高等学校卒業までの子どもに拡大し、子育て世代の経済的な負担を一層軽減することで、子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となりつつある中で、安心して出産・子育てができる環境を整えるために、昨年、国が創設いたしました「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊娠・出産時にそれぞれ5万円を給付する経済的支援を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、ニーズに即した支援につなげる伴走型の相談支援の充実にも努めてまいります。

このほか、本年5月、3歳児健診における視覚検査に屈折検査機器を導入したところであり、弱視の早期発見、早期治療に結び付けられるよう努めてまいります。

教育・保育施設につきましては、幕別中央保育所とわかば幼稚園の両施設を「認定こども園」に移

行すべく、本定例会に関係条例及び補正予算を提案したところであり、令和6年4月の開園に向け準備を進めてまいります。

明るい長寿社会の実現につきましては、高齢者が介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携に努めるなど引き続き地域包括ケアシステムを推進してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう「障がい者の職場体験事業」の実施など障がい者への就労支援を継続するとともに、コロナ禍のため休止していた働く障がい者と雇う企業との情報交流の場「就労促進かふえ」の再開や、企業訪問等による障がいへの理解を促進するほか、就労支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所等関係機関との連携を図りながら、一般就労につながるよう支援を進めてまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、ひきこもり当事者に対し、居場所づくりや社会参加の機会を提供するなど、引き続き社会復帰に向けた支援に努めるとともに、相談に当たっては、窓口、電話、Eメールに加え、本年度からLINEによる相談も開始したところであり、相談しやすい環境の整備と情報配信の強化に努めてまいります。

また、本年4月から重層的支援事業として、新たに配置したコミュニティソーシャルワーカーを中心に関係機関との連携を強化し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者といった属性別の支援を越えた包括的な支援を行ってまいります。

町民の健康の保持増進、健康寿命の延伸の取組につきましては、生活習慣を見直すための健康づくり教室や糖尿病の方の重症化リスクを防ぐ指導を継続して行ってまいります。

消防体制の充実強化につきましては、幕別地区に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するほか、複雑多様化する災害への対応力強化のため、消防団員の確保及び質の向上を図ってまいります。

防災対策につきましては、近年の気候変動などに伴う大規模水害に備え、一人ひとりが状況にあわせて適切な避難行動がとれるよう、忠類地域を含む中小河川を反映させたハザードマップ及び防災のしおりを更新し、全戸配布による住民周知を図ってまいります。

また、海溝型の巨大地震の発生リスクが高まりつつある状況を踏まえ、想定される被害や地震対策などについて、広報紙や出前講座等を通じての周知に加え、地域防災訓練への支援を行うなど、防災意識の向上や自主防災組織の機能強化と組織率の向上に努めるとともに、子どもたちの防災教育の充実を図るため、町内小中学校2校で一日防災学校を実施し、ソフト面での防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図るとともに、誰もが豊かな心を育むことができる文化・スポーツの推進・充実を目指し、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

また、本年度につきましては、教育委員会では「第6次生涯学習中期計画」の見直しを、町部局では「幕別町教育大綱」を見直すこととなりますが、双方の整合性を図りながら策定してまいります。

このほか、「アイヌ施策推進地域計画」に基づくアイヌ文化の保存と伝承に関する活動など、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

異常気象等の大きな要因とされている地球温暖化は、世界的に深刻な問題となっており、地方公共団体にも地域の温室効果ガス排出削減が求められています。

本町では、昨年度、温室効果ガスの実態把握や再生可能エネルギーのポテンシャル把握、脱炭素に向けてのシナリオ案の作成などの検討を行っており、本年度は、これらの検討結果等を踏まえ、温室効果ガス削減や再生可能エネルギー導入に係るロードマップの策定を行うとともに、具体的な施策の検討を行い、本町における地球温暖化対策のスタートアップの年としてまいりたいと考えております。

道路につきましては、主要道道の幕別帯広芽室線及び豊頃糠内芽室線等の道路整備について、計画的に事業の推進が図られるよう関係機関へ要請するとともに、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮した町道の整備として、幕別地域において13路線、忠類地域において2路線の整備を行ってまいります。

地域公共交通につきましては、本年5月に開催した「幕別町地域公共交通活性化協議会」における協議結果を踏まえ、コミュニティバスの運行経路の変更や乗降場所の見直しなど、買い物利用をはじめとした利便性の向上を図ります。

さらに、高齢者の外出支援や健康寿命の延伸、免許返納者の移動手段の確保対策として、75歳以上の高齢者と65歳以上の運転免許証自主返納者の運賃を本年7月から無料とすべく、準備を進めてまいります。

公営住宅につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度はあかしや南団地の建替え事業として、新たに2棟16戸の建設を実施してまいります。

公園整備につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めているところであり、本年度は2公園の施設更新を行うほか、明野ヶ丘公園につきましては、昨年度に引き続きワークショップを開催し、町民のご意見を伺いながら、再整備に向けての施設の在り方や配置計画などについて検討してまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、配水管の整備や更新のほか、道営営農用水事業による駒島簡易水道の更新事業の実施など、水道施設の強靱化を図り、安全安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、効率的な污水处理を図るため、幕別、札内の両地区を十勝川流域下水道で一括して処理を行う処理区統合事業を進めてまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として合併処理浄化槽の整備を進め、農村地域の生活環境の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、忠類浄化センターの機械・電気設備の更新を進め、忠類地域における水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

以上、第2回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

国は本年4月、6年ぶりに将来推計人口を公表したところでありますが、2070年には日本人の出生数は45万人まで減る見通しとなっており、少子化の進行により総人口は今の7割に減少し、65歳以上の割合を示す高齢化率は38.7%にまで上がると推計しているところであります。

本町におきましても、人口減少、少子高齢化は大きな課題であり、とりわけ若年層が少なく高齢層が多い人口構造は、近隣の自治体と比較しても顕著であったことから、子育て世帯をはじめとした多くの若年層に住んでもらうことで永続的なまちづくりにつなげたいという強い思いこそが私の出馬の原点にあります。

これまでの8年間は、子育て支援策及び定住対策を人口減少対策の二本柱とし、各種施策を推進してきたところであり、人口減少は進むものの、子育て世帯の人口が転入超過により社会増となるなど、対策の効果が現れはじめているものと実感しているところであります。

これからの4年間は、この人口減少対策をさらに加速させ、先人たちが築き、守り、受け継いできたこの幕別町を次代の子どもたちにしっかりと引き継ぎ、「住んでみたい」、「住み続けたい」、「住んでよかった」と思ってもらえるまちとして発展し続けられるよう全力を尽くしてまいる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） 次に、教育長から「教育行政執行方針」の申し出がありますので、これを許します。

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 令和5年第2回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類に位置付けられ、3年余りに及んだ感染症との戦いが収束し、コロナ禍以前に戻るのではなく、アフターコロナに対応した教育活動が求められています。

また、少子化・人口減少、グローバル化の進展によって、様々な社会問題が存在する現代において、教育は変わることの無い社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであるとともに、活力ある社会を維持していくため、その役割は益々重要となっております。

このような急激に変化する時代の中で、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図るとともに、町民の誰もが生涯にわたって、豊かな心を育むことができる文化・スポーツを振興するため、スポーツ交流や芸術・文化活動を支援してまいります。

以下、「第6期幕別町総合計画」基本計画第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第1章「協働と交流で住まいる」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

町民が健康で潤いのある生活と豊かさを実感できる地域づくりを推進するためには、町民一人ひとりが生涯を通じて自ら学ぶとともに、その成果を生かすことのできる環境をつくることが重要であり、生涯学習は心にゆとりや潤いを与え、学んだことを生かすことで、個性が輝き、活力のある地域づくりに大きな役割を果たすことが期待されます。

このため、百年記念ホールや町民会館をはじめとする生涯学習の拠点施設のほか、札内コミュニティプラザや忠類コミュニティセンターなどの施設も活用し、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開するとともに、一人ひとりの多様な個性、能力を生かせるよう学習情報の効果的な発信や地域の特性、年齢階層などを考慮した生涯学習講座等の充実に取り組み、生涯学習を通じた幅広い世代の交流を促進し、様々な学習機会を提供してまいります。

図書館では、令和5年度からの6か年計画であります「第4期幕別町子どもの読書活動推進計画」に基づき、幕別町のすべての子どもが様々な機会や場所で読書活動を行うことができるよう、地域全体で連携し、子どもの読書環境の整備を図るとともに、引き続き「図書館を核とした地域づくり」に取り組んでまいります。

また、本年度は、「第6次幕別町生涯学習中期計画」の最終年度となりますことから、町民ニーズの変化や課題を捉え、次期の計画策定に取り組んでまいります。

二つ目は、「「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自律心や協調性、思いやる心などの豊かな人間性、問題を解決する資質や能力、そして健康、体力など「生きる力」を育むことが重要であります。

はじめに、「学校教育の充実」について申し上げます。

小中一貫教育の推進については、教育課程の充実として、町内児童生徒の学力の維持・向上を図るため、小中学校の協働による学園内の児童生徒の習熟度分析を行うとともに、各学園で教科や時数を具体化させた年間計画をもとに乗入授業を推進してまいります。

また、生徒指導の充実として、不登校への対応強化では、学園内で不登校が心配される児童の指導計画を検討するなど情報共有を図り、保護者への働きかけを協働で行うことや、登校不安の解消のため、生徒指導の機能を生かした学習指導など具体的な取組を実施するとともに、保護者や外部機関との連携強化では、スクールカウンセラーや子どもカウンセラーによる、授業参観や校内生徒指導研修等への同席、PTA研修会での講話など、生徒指導のチームの一員として活用してまいります。

さらに、特別支援教育の充実として、進路を見通した、適切な目標設定と教育課程の編成のほか、小中学校担当者と保護者による面談や情報共有による支援方針や指導内容の点検、充実に努めるとと

もに、通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活を支援するため、小学校6校に36名、中学校3校に7名の特別支援教育支援員と、昨年度に引き続き、医療的ケア児を支援するため小学校1校に看護師1名を配置してまいります。

コミュニティ・スクールの推進については、各学園において、9年間で目指す児童生徒の資質、能力の育成について、地域に担っていただくことを焦点化するとともに、一体的に進めている「地域学校協働活動」については、既存の活動を整理し、教育計画などに具体的に位置付け、活動経過等の積極的な発信により、新たな活動に繋げるなど、「議論から実践」への流れを具体化し、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、校務支援システムの効果的な活用を通して、校務の効率化による教職員の事務負担の軽減を図り、業務の平準化や時間外在校等時間の縮減に努め、生み出された時間を活用し、児童生徒指導の充実や職能向上を図るとともに、引き続き学校事務補助員を小学校5校、中学校4校に1名ずつ配置してまいります。

また、少子化が急速に進展している中、存続が厳しい状況下に置かれている中学校の部活動は、その一方で、教師の長時間労働の主な要因の一つとも指摘されており、本年度から、本町の生徒にとって望ましい部活動の在り方や地域移行等について、「幕別町部活動地域移行検討委員会」で検討を進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしているところであります。

食の大切さや食文化などの教育を推進するため、栄養教諭を中心とした指導のほか、毎年協力をいただいている農協青年部との連携などにより、食に対する指導の充実に努めるとともに、地場産食材を活用した「まくべつの恵み給食」の提供を通じ、安心・安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

令和2年11月に策定した「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき、昨年度から札内南小学校の長寿命化改修工事に着手しており、本年度は、屋内運動場のほか、2階の普通教室や特別教室の改修などを実施してまいります。

また、次期対象施設として検討している幕別小学校校舎につきましては、幕別小学校と幕別中学校の今後の小中一貫教育の進め方が大きく関わっており、先般、実施をいたしました保護者アンケートの結果等を踏まえながら施設整備の方向性を早急に結論づけてまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。

幕別清陵高等学校につきましては、本町の特色を生かした魅力ある教育活動をはじめ、社会に開かれた学校づくりが展開できるよう、これまでの各種学校活動等に対する支援に加え、道内外の大学の教授による出前授業や学生との交流を通して、学習に対する考え方や自主的・主体的な生徒会活動、地域貢献について学ぶことで、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう支援に努めてまいります。

昨年、開校10周年を迎えた中札内高等養護学校幕別分校については、町内の福祉関係団体や経済団体等で組織する「地域協力会」と連携しながら、引き続き就労促進につながるよう支援してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長できるよう、学校・家庭・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが必要であります。

このことから、郷土への愛着を育み、心豊かな人づくりを目指し、自然体験や郷土幕別の歴史など幅広い学習機会を通して、心身の健全な育成を図るため、「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」

などの事業を継続してまいります。

また、家庭、地域、関係機関の連携を図り、子どもたちを守り育てていく活動を推進し、幕別町PTA連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会などの活動を支援するとともに、未来を担う青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらす心豊かな生活を送るために欠かすことのできないものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、百年記念ホールの指定管理者であります特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場と協働・連携を図り、優れた芸術文化に接し、体感できる鑑賞機会を提供するとともに、本年度は、施設の老朽化対策としてホール屋外通路部分雨除け設備のコリドールとプラザイベント広場のベンチの改修工事を実施してまいります。

五つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、町民の皆さんが郷土文化資料を通じ、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、ふるさと館や貴重な全身骨格を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特長を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場としての活用を図るとともに、令和6年度に着手する保存改修工事の準備により、4月に閉館いたしました蝦夷文化考古館の展示資料を有効活用するため、ナウマン象記念館や百年記念ホールで開催予定のアイヌ文化講演会に合わせ、移動展示を開催してまいります。

また、ナウマン象記念館の展示物については、開館から35年が経過し、近年の研究成果などで化石発掘当時の学説が変わったことから、現在の学説に沿って解説パネルや一部の展示を変更する改修工事を行うとともに、映像コーナーなどの機器類の更新工事を実施してまいります。

さらに、幕別町アイヌ施策推進地域計画に基づき、令和6年度に施設の建設を予定している生活館棟の実施設設計のほか、木彫や刺繍などのアイヌ文化体験講座、アットゥシ製作技術体験講座等を実施するため、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会などの関係団体と連携を図りながら進めてまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町では、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターなどの屋内施設と屋外施設である陸上競技場や野球場、町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場など数多くのスポーツ施設を設置しておりますが、多くの町民の方が気軽に利用できるよう維持管理に努め、体力づくりや健康維持のため利用の促進を図ってまいります。

また、住民の方の健康寿命延伸のため、継続したスポーツの取組を目的として、従来から開催しておりますパークゴルフ家族大会や町民親睦パークゴルフ大会のほか、リフレッシュ教室やパラスポーツ体験教室などの各種教室、スポーツ大会の更なる周知を図るとともに、事業の推進に努めてまいります。

さらに、幕別町応援大使や日本体育大学など、関係機関等と協力・連携を図り、子どもの運動・スポーツを支えるための講演会やオリンピックの学校訪問のほか、応援大使とのイベントや大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施し、アスリートと創るオリンピックの町創生事業を展開するとともに、町民ニーズの変化や課題を捉え、第1期幕別町スポーツ推進計画の次期計画の策定に取り組んでまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、次世代を担う人材を育成するため、埼玉県上尾市、神奈川県開成町及び高知県中土佐町と小学生の派遣・受入れの相互交流を毎年実施しております。

コロナ禍の影響を受け令和２年度から２年連続で中止いたしましたが、４年度は中土佐町と派遣、受入の相互交流を再開し、本年度は、開成町と中土佐町からの受入を実施することに加え、本町からも上尾市に児童10名を派遣するよう準備を進めてまいります。

また、国際的視野を広め将来国際社会に貢献できる人材を育てることを目的とした海外研修事業については、受入校であるメルローズハイスクールと協議が整い、本年度は、中学２年生16名、幕別清陵高等学校１年生３名、合わせて19名をオーストラリアのキャンベラ市へ派遣し、翌６年度からオーストラリアからの生徒の受入を再開することといたしましたので、派遣、受入体制に万全を期してまいります。

以上、令和５年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

地球温暖化に伴う気候変動や異常気象、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、ロシアのウクライナ侵攻など、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちが、自らの可能性を発揮し豊かな人生を切り拓くことができるよう育んでいくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、町民の皆さんが生き生きと学び続けることができるよう支援するとともに、子どもたちが豊かな創造力を備え、たくましく成長していくことができるよう、学校・家庭・地域をつなぐ教育行政の推進に全力で取り組んでまいる所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） これで、行政執行方針は終わりました。

会議の途中ですが、この際、11時00分まで休憩いたします。

10：52 休憩

11：00 再開

#### 〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３、議案第４７号「幕別町立認定こども園条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第47号「幕別町立認定こども園条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の４ページ、議案説明資料の１ページをお開きください。

幕別本町地区の児童数の減少と、幕別中央保育所と町立わかば幼稚園の施設の老朽化に対処するため、令和６年度から両施設を一体化し、認定こども園へ移行するため、幕別町立認定こども園条例を制定しようとするものであります。

はじめに、認定こども園の概要を説明いたしますので、議案説明資料の１ページをご覧ください。

１、認定こども園の概要であります。

認定こども園は、上段の囲みに記載のとおり、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を有しております。

中ほどに記載のとおり、幼稚園の幼児教育と保育所の保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組みであります。

下段の囲みに記載のとおり、子ども・子育て支援法の規定に基づき、満３歳以上の未就学児で２号認定を除くもの「１号認定子ども」と、満３歳以上の未就学児で保護者の労働等により保育を必要とする事由に該当する子ども「２号認定子ども」と、満３歳未満で保護者の労働等により保育を必要とする事由に該当する子ども「３号認定子ども」を対象に認定こども園は、教育と保育を提供するものであります。

2 ページをご覧ください。

2、認定こども園設置類型別の特徴であります。

認定こども園は、表頭に記載のとおり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4類型があります。

今回、本町地区において設置しようとする認定こども園は、網掛けしております「保育所型」であります。

「概要」欄に記載のとおり、保育所型は、「認可保育所が幼稚園機能を備えたもの」であります。

「法的性格」は、児童福祉施設であります。

4行目の「職員の要件」をご覧ください。

「満3歳児以上」は、幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可能で「満3歳児未満」は、保育士資格が必要であります。

このように、保育士資格のみを有する者のみで運営が可能でありますことから、職員の確保においても優位性を有しております。

以上が、認定こども園の概要であります。

議案書の4 ページをご覧ください。

第1条は「設置」規定であります。

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を提供するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園として、幕別町立認定こども園を設置する、と定めるものであります。

第2条は、「名称、位置、定員及び類型」を定めております。

名称は、幕別認定こども園、位置は、幕別町寿町2番地5、現在の幕別中央保育所であります。

定員は、現在の幕別中央保育所の定員90人に、教育認定子どもの見込み人数、年少から年長まで各5人の計15人を加え、105人とするものであります。

類型は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第1項の規定に基づき都道府県知事の「認定」を受けた、「保育所型認定こども園」であります。

第3条は、「職員」を第4条は、「教育時間及び保育時間並びに休日」を定めております。

5 ページをご覧ください。

第5条は「委任」規定であります。

附則についてであります。

第1条は、施行期日を定めております。

この条例は、令和6年4月1日又は法第3条第1項の規定により北海道知事の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する、と定め、第2条の「準備行為」を公布の日からできるようにするものであります。

第3条から8ページの第10条までは、幕別町立認定こども園条例の制定に伴う条例の改廃を規定しております。

第3条は、幕別町立幼稚園設置条例の廃止を定めております。

認定こども園の設置に伴い、町立わかば幼稚園を廃止することから、本条例を廃止するものであります。

附則第4条から第10条までは、既定の条例の一部改正を定めておりますので、議案説明資料の新旧対照表で説明いたします。

議案説明資料の3 ページにお戻りください。

第4条は、「特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正であります。

医師等の報酬と費用弁償を定めている別表を改めるものであります。

別表左側の「区分」欄の「保育所・幼稚園学校医師等」を「認定こども園・保育所・学校医師等」

に改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

第5条は、「幕別町職員の給与に関する条例」の一部改正であります。

別表第2は、職員の職務の級に応じた標準的な職務を定めております。

町立幼稚園の廃止に伴い、幼稚園職員に係る1級の「教諭」と4級の「教諭長」を削り、認定こども園の新設に伴い、4級に「園長」と「副園長」を加えるものであります。

5 ページをご覧ください。

第6条は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部改正であります。

第10条は、使用料の減免を規定しておりますが、同条第1項第2号の使用料の減免対象に「認定こども園」を加えるものであります。

6 ページをご覧ください。

第7条は、幕別町学校給食センター条例の一部改正であります。

第1条は、設置規定であります。

給食を実施する施設から「幼稚園」を削るものであります。

7 ページをご覧ください。

第8条は、幕別町立保育所条例の一部改正であります。

町立保育所を定めている第2条の表から「幕別中央保育所」を削るものであります。

8 ページをご覧ください。

第9条は、幕別町保育料条例の一部改正であります。

認定こども園に係る保育料等を定めるため、幕別町保育料条例を改正するものであります。

第1条は、趣旨規定であります。

本条例の制定趣旨に、町立保育所の保育料、延長保育料、副食材料費に加え、町立認定こども園の保育料等も定める旨を規定するものであります。

第2条は、定義規定であります。

第1号として、町立認定こども園の定義を加えるものであります。

9 ページをご覧ください。

第3条は、保育料を定めております。

第4項で、認定こども園に係るものを「町長へ納付するもの」に加えるものであります。

第4条は、延長保育料を定めております。

文言整理であります。

第5条は、副食材料費を定めております。

第1項第1号は、1号認定子ども、いわゆる、教育認定子どもに係る規定を追加するものであります。

わかば幼稚園では、週2回、幕別学校給食センターから給食を提供していましたが、認定こども園においては、月曜日から金曜日までの毎日、施設内の給食施設から給食を実施するものとし、副食材料費は、保育所児童の1食当たり180円と同額とし、月額は、20日分の3,600円と定めるものであります。

第2号は、2号認定子ども、いわゆる、保育認定子どもに係る規定で、現行と変更はありません。

第2項は、1号認定子どもが土曜日など教育の提供を行わない日に、延長保育として通園して副食の提供を受けた場合の加算を定めております。

10ページに渡りますが、第3項は1号認定子どもの、第4項は2号認定子どもの副食材料費の無償の対象者を規定しております。

第5項は、1号認定子どもに係る副食材料費の日割りの規定を加えるものであります。

第6条と11ページになります。

第8条は、文言整理であります。

別表第2は、昨年2月に策定しました「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、備考として定めております、延長保育料の「1月当たりの限度額」を削るものであります。

12ページをご覧ください。

第10条は、幕別町子育て支援センター条例の一部改正であります。

第2条で定めている「幕別子育て支援センターまくべつ」の位置の施設名称を改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

〔委員会付託〕

○議長（寺林俊幸） 議案第47号「幕別町立認定こども園条例」については、民生常任委員会に付託いたします。

〔付託省略〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、議案第50号から、日程第8、陳情第1号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第50号から、日程第8、陳情第1号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第50号、「幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第50号「幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の17ページをお開きください。

初めに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の17ページをご覧ください。

表の左端に記載のとおり、「改正項目」は、子ども医療費助成事業に係る「助成対象者の範囲」であります。

本町の子ども医療費助成事業は、北海道が実施しております北海道医療給付事業に上乗せをする形で、平成23年10月からは、小学生までの無料化を、平成27年10月からは、中学生までの無料化を拡大し、加えて、所得制限を撤廃して、町独自の子育て支援策を展開してまいりました。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進する観点から、子育て世代の経済的な負担を一層軽減するため、令和5年10月から助成対象者を拡大しよう

とするものであります。

「改正の内容」欄をご覧ください。

改正内容は、「助成対象年齢の引上げ」であります。

表に記載のとおり、子ども医療費助成事業の対象者を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めようとするものであります。

本改正に伴う影響額を、令和4年度実績等に基づく試算値として、下段に記載しております。

幕別町の国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に基づき試算したものであります。

16歳から18歳までの国民健康保険被保険者数104人の平均一人当たりの総医療費は、③のとおり、年額10万8,000円。その3割の自己負担額は、④の年額3万2,400円で、対象人数を600人、年額1,944万円を見込んでおります。

令和5年度は、令和5年10月から6年2月診療分までの5か月分が対象となりますので、今年度におきましては、810万円を見込んでおります。

18ページは新旧対照表であります。

第2条の「子ども」の定義を改めるものであります。

議案書11ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和5年10月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするものであります。

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定に基づき、当該制度の助成対象者であるもののうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものは、本町の法制上、当該条例の施行規則において「受給対象者が負担すべき一部負担金の額」を定めておりますことから、本改正条例の制定に合わせて、「当該対象者の一部負担金の額を0円とする」旨の改正を規則において行い、同様に無償化するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員

○16番（谷口和弥） 一点確認させていただきたいと思います。

幕別町子ども医療費ということでの条例改正なわけですが、この幕別町、子ども、どこまでを言うのかなということを確認させていただきたいのです。

幕別町に住民票がある18歳以下の子どもということではよろしかったでしょうか。

例えば高校生だから、いろいろ居住地の関係も出てくると思うのです。

例えばスポーツなんかの関係で親御さんは幕別町におりながらも、よその町で高校生活を送るすとか、また浮かぶのは清陵高校の生徒さんには、たくさん帯広はじめ、ほかの自治体からも来ているということになってくる訳ですけども、そういった生徒さんに対する配慮とかってことはどうでしょうか。この一点です。

○議長（寺林俊幸） 住民課長

○住民課長（本間淳） 対象者といたしましては町内にお住いの16歳から18歳の方。それから、いま谷口議員がおっしゃられたスポーツなどで町外に居住されている方を対象としております。

ただ、町内にお住いの方については住民票で確認ができるのですが、町外にお住いの方については確認をする術がございませんので、その部分につきましては広報紙、ホームページ、SNS等でご

ういった事業が始まりますということで広く周知して対象者が漏れることが無いように対応して参りたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

11：19 休憩

11：23 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて会議を開きます。

住民課長

○住民課長（本間 淳） 先ほど町外にお住まいの方を対象という事で説明をいたしましたが、これについては誤りでございます。

本条例に置きまして対象者を住民票に記載されているものと、規定しておりますことから、本制度におきましては16歳から18歳の町内に居住されている、住民票を置かれている方が対象となります。以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ありませんか。

野原議員

○9番（野原恵子） 保護者が幕別町に居住しておりまして扶養になっている子どもの場合は対象にするべきではないかと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

子どもの住所は他町村にあっても、扶養している保護者が幕別町に居住している場合は対象にするべきではないかと思うのですが、もしその辺の人数が確認しておられればどのくらい子どもさんが対象になるかも確認いたしまして、対象を広げるべきではないかと思いがいかなうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 扶養に入っていないが子どもだけ住民票を移されている方、国民健康保険に加入されている方はわかるのですが、それ以外の被用者保険の方については把握することができません。

住民票から抜けてしまえばわからないという現状になっております。

今回の子ども医療の制度につきましては、中学生の制度をそのまま年齢を引き上げた変更となっておりますので、先ほど課長が答弁した通り、あくまでも住民票がなければ対象とならないということでご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ありませんか。

塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 確認ですが、これは学生であるか、例えば中卒で働いていた場合、扶養以下に係わらず、そういった区別はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長

○住民課長（本間 淳） 学校に行っているかどうかという部分については、特に除外するというものはございません。

あくまでも年齢であります。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第 5、議案第 57 号「財産の取得について」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第57号「財産の取得について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の22ページをご覧ください。

本議案は、パソコン端末に係る財産取得が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の12ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、パソコン端末、120台であります。

取得の対象でありますパソコン端末は、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。導入から6年が経過しており、故障や操作性の低下を解消する目的から、更新しようとするものであります。

議案説明資料の22ページをご覧ください。

「1仕様・型式・数量等」をご覧ください。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン115台とデスクトップパソコン5台で、それぞれ記載のとおりソフトウェア及び搬入・設定等の作業を含んでいるものであります。

「2特記事項」の1行目に記載のとおり、「外部のインターネットに直接接続する一般家庭用パソコン端末と異なり、セキュリティを確保するための強靱化に対応したソフトを搭載」しております。

議案書の12ページにお戻りください。

2、取得の方法は、指名競争入札であります。

本年5月30日に株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの4者により指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

3、取得金額は、3,388万円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとに、同組合と契約の相手方が売買契約を締結し、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和5年12月28日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和10年3月までで、借入利率は0.15パーセント、利子総額は、12万5,341円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第58号「財産の取得について」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第58号「財産の取得について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の23ページをご覧ください。

本議案は、情報セキュリティ強化対策機器に係る財産取得が、議案第57号と同様に、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、情報セキュリティ強化対策機器、一式であります。

情報セキュリティ強化対策機器は、情報ネットワークの強靱化を図るため、必要不可欠な機器であります。現在の機器は、導入から6年が経過し、保守の継続が困難な状況にありますことから、更新しようとするものであります。

議案説明資料の23ページをご覧ください。

下段のチャート図をご覧ください。

今回更新する機器は、国から示されたネットワーク強靱性向上モデルに準じて、住民基本台帳や税などのシステムを利用する「（1）個人番号利用事務系端末」、財務会計や人事給与などのシステムを利用する「（2）LGWAN接続系端末」、ホームページやインターネット、メールなどで利用する「（3）インターネット接続系端末」の3つの大きなネットワークのまとまりに分離し、パスワードとICカードを用いた二要素認証による情報漏えい防止対策や、不正アクセスの監視などを行い、情報セキュリティを強化するための機器であります。

「①仮想サーバ」などと、丸数字で表示している品名ごとに、24ページで機器の機能や役割などを記載しております。説明は省略いたします。

議案書の13ページにお戻りください。

2、取得の方法は、随意契約であります。

情報セキュリティ強化対策機器は、機器の構成、設定の内容等が、教育委員会、支所などを含む町の組織全体のネットワーク構成に密接に関連するため、情報セキュリティ保護の観点から現在の機器構成などの詳細情報を開示することは避けなくてはなりません。

競争入札により財産を取得しようとする場合には、組織全体のネットワークを含めた設計の見直しをはじめ、情報セキュリティ機器以外のネットワーク機器の再調達も必要となり、加えて、機器を正常に稼働させるためのデータ移行や設定に係る経費の増加が見込まれます。

このことから、競争入札に付することが不利と認め、現行機器を納入し、保守管理を委託しているアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする、随意契約によることとしたものであります。

3、取得金額は、6,237万円であります。

今回の財産の取得は、議案第57号と同様に、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和5年10月31日と定めております。

償還期間は、令和10年3月までで、借入利率は、0.15パーセント、利子総額24万5,608円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 情報セキュリティ強化対策機器ということそのものよりは、若干関連になるかと思いますが、お許しいただければお尋ねしたいと思うのですけれども、これまでもこの機器は活用されておりましたけれども、今回新たにマイナンバー利用というようなことに関連いたしまして情報の危機管理をしていくということでもあります、昨今このマイナンバーに係わる情報につきましては、情報が漏れるということも勿論あるのですけれども、そのマイナンバーを作成する時点から入力の違いといえますか、いわゆる様々な情報の紐づけが個人と違ったものが紐づけされるというようなことが全国的に起きています。

従ってセキュリティということを、直接とはつながらないと思うのですが、現状幕別町で、どのくらい発行されていて、そういった各自治体に対して間違いがなかったかどうかの調査も開始されていると聞いております。

現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 現在の発行数ということではありますが、申請でお答えいたしますと、今手持ちでございますのが4月末現在、73.26 パーセント申請をいただいているという状況であります。

窓口での手続きについて不備がなかったかということでございますが、これについては道を通じて国の方から照会がありまして、私どもが窓口で対応している部分につきましては誤った対応はなかったという確認をしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 根本的には現在も幕別町では無かったということで、それは良かったと思うのですが、こういった不備があったという状況は変わっていません。

一番問題になっているのが来年の10月からの健康保険証と一体化ということになっておりまして、こういった関係については医療機関にかかる中で発覚してくるというようなことが多いのだと思うのですけれども、幕別町では、この73パーセントを超える中でそういった健康保険とのいわゆる一体化というのは、どのくらいあったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員に申し上げます。

今回の議題については財産取得についてであります。

ただいまの質問については、それから外れるものと思いますけれども。

ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号「財産の取得について」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第59号「財産の取得について」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の25ページをご覧ください。

本議案は、庁内無線アクセスポイント機器に係る財産取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の14ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、庁内無線アクセスポイント機器、一式であります。

庁内無線アクセスポイント機器は、情報ネットワークの無線化を図るため、無線電波を発し、パソコン端末と通信を行う機器および、その機器の設定を一元管理する制御装置であります。現在の機器は、導入から6年が経過し、保守の継続が困難な状況にありますことから更新するとともに、新たに幕別消防署にアクセスポイントを1台設置しようとするものであります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。

今回更新する機器は、役場本庁舎と町民会館に設置する、LGWAN系端末とインターネット系端末への情報ネットワークを無線化するための無線アクセスポイント機器17台と複数台の無線アクセスポイント機器の設定を一元管理する制御装置2台であります。

議案書の14ページにお戻りください。

取得の方法は、随意契約であります。

現行の庁内無線アクセスポイント機器の後継機器を稼動することにより、機器を正常に稼動させるための設定が踏襲されるため、新たにネットワークの再設計を行う必要がなく、データの移行や設定が確実に履行され、新機器の追加と移行等に要する経費の抑制を図ることが可能となります。

このことから、競争入札に付することが不利と認め、現行機器を納入し、保守管理を委託しているアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする、随意契約によることとしたものであります。

3、取得金額は、1,430万円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和5年10月31日と定めております。

償還期間は、令和10年3月までで、借入利率は0.15パーセント、利子総額は5万6,300円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8、陳情第1号「18歳年度末まで、子どもの医療費を無料にすることに関する陳情書」を議題といたします。

本件は、議案第50号「幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」と同一趣旨の陳情であります。

「幕別町議会運営に関する基準」の126において、その議案が可決又は否決されたときは、みなし採決または不採決とすると規定されております。

したがって議案第 50 号は原案を可決しており、議会の意思は確定し、これに拘束されることから、一事不再議の原則を適用し、議案と同一内容の陳情については、議決することなく、採択されたものとみなし、陳情第 1 号「18 歳年度末まで、子どもの医療費を無料にすることに関する陳情書」は採択といたします。

[一括議題・陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 9、陳情第 2 号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書」から、日程第 12、陳情第 5 号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」までの 4 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 2 号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書」、陳情第 3 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書」及び陳情第 4 号、「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書」の 3 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 4 号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、6 月 10 日から 6 月 19 日までの 10 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 10 日から 6 月 19 日までの 10 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 20 日、午前 10 時からであります。

11 : 48 散会

# 第 2 回 幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 5 年第 2 回 幕別町議会定例  
(令和 5 年 6 月 20 日 10 時 00 分 開会・開議)

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
|       | 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）       |
|       | 議事日程の報告（会議規則第 21 条）             |
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                      |
|       | 4 内山美穂子      5 小田新紀      6 長谷陽子 |
| 日程第 2 | 一般質問（6 人）                       |

# 会議録

令和5年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和   | 2 塚本逸彦  | 3 山端隆治  | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀  |
| 6 長谷陽子   | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀  | 9 野原恵子  | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥  | 17 藤原 孟 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義  
教 育 長 菅野勇次  
企 画 総 務 部 長 山端広和  
保 健 福 祉 部 長 樫木良美  
建 設 部 長 小野晴正  
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文  
教 育 部 長 川瀬吉治  
総 務 課 長 佐藤勝博  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲  
防 災 環 境 課 長 井上一成  
福 祉 課 長 亀田貴仁  
保 健 課 長 宇野和哉  
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎  
学 校 教 育 課 長 西田建司  
ほか、関係係長

副 町 長 伊藤博明  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
住 民 生 活 部 長 寺田 治  
経 済 部 長 岡田直之  
会 計 管 理 者 武田健吾  
札 内 支 所 長 新居友敬  
政 策 推 進 課 長 白坂博司  
地 域 振 興 課 長 谷口英将  
住 民 課 長 本間 淳  
防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄  
こ ど も 課 長 川瀬真由美  
農 林 課 長 高橋修二  
都 市 計 画 課 長 松井公博  
生 涯 学 習 課 長 石田晋一

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 4 内山美穂子 5 小田新紀 6 長谷陽子

# 議事の経過

(令和5年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番内山議員、5番小田議員、6番長谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

6月15日、第74回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1、今後の児童教育、保育環境整備について。

国では、幼児期の教育・保育について、平成24年、子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年から質の高い幼児期の教育・保育の提供、保育の質の向上等を目指し、子ども・子育て支援新制度をスタートしました。

平成30年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」が改訂され、3歳以上児についてどの施設においても「就学前教育」を受けることができるよう共通化が図られました。そして、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」がなされました。そして、子どもに対する行政業務や政策を集約する方向で本年4月1日より内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置され、幼児教育・保育の環境が大きく変わってきました。町においては、令和2年「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それに基づいて事業が進められているところでございます。

本年、第6期幕別町総合計画後期見直しの中、第3章「人がいきいき住まいる」、第1節「安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進」の保育施設・環境の整備の中で、「保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の待機児童及び超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに、施設の老朽化や保育需要に対応するため、認定こども園をはじめ、小規模保育、企業主導型保育

事業の活用などによる受け皿の整備を進めます」と、その方向性が示されているところであります。

(1) 町は、幕別中央保育所と幕別町立わかば幼稚園について、幕別中央保育所を利用した「保育所型認定こども園」を設置する方向で計画されていますが、認定こども園については、保育所の待機児童及び超過入所の解消や適正定員の確保を考えれば、学校法人十勝竜谷学園幕別幼稚園について認定こども園として認定申請し、運営していただくべく要請すべきであると考えますが、以下伺います。

①幕別中央保育所と幕別町立わかば幼稚園の今後について、保育所における「特別利用保育」ではなく、「保育所型認定こども園」とした考えについて。

②本年度における待機児童及び超過入所の人数は。

③札内地域における認定こども園の設置についての考えは。

(2) 今後の幕別町における児童の教育・保育について、環境整備を含めた今後の方向性について伺います。

2、わかば幼稚園閉園後の利活用について。

幕別町立わかば幼稚園閉園後の利活用については様々に考えられますが、シャワー室設置等一部改修し、主に小中高生を対象に安価で利用できる合宿所として利用すべきであると考えます。オリンピックのまちづくりを推進するためには、利用しやすい合宿所が必要であり、わかば幼稚園は多くの運動施設が集中する場所にあるため、最適地であると考えます。

運営につきましては、スポーツ事業を運営し広いネットワークを有する民間力や、食事等については地域の飲食店等の協力を要請し、広く本町地域の住民の理解を得ることができれば、本町地域の活性化につながると考えます。

町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは質問の1点目につきまして答弁をさせていただきます。

「今後の児童教育、保育環境整備について」であります。

本町では、「すべての町民が支えあい子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念に、「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化している状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の役割分担を含め、幼児期の教育・保育の一体的提供を図るなど、環境の整備に努めているところであります。

ご質問の1点目、「認定こども園について」であります。

一つ目の「幕別中央保育所と幕別町立わかば幼稚園の今後について、保育所における「特別利用保育」ではなく、「保育所型認定こども園」とした考えについて」であります。

特別利用保育とは、保護者が就労していないなどの理由で、幼稚園を利用する教育標準時間認定を受けた児童が、居住する地域に幼稚園や認定こども園がない場合などに、例外的に保育所が利用できる制度であります。

幕別地域（本町地区）における児童数は、少子化の進行に伴い減少傾向にあり、わかば幼稚園の年度当初の入所状況につきましても、令和元年度が38人、2年度が27人、3年度が19人、4年度が14人、5年度が17人と、ここ3年は20人を切る状況となっております。

しかしながら、令和2年に策定した「幕別中央保育所とわかば幼稚園の今後の方向に係る考察について」において、令和22年度までの教育事業量の将来推計としては、今後も毎年度10人前後の児童数を見込んでいるところであります。

こうしたことから、幕別地域においては、児童数は減少するものの、幼児教育のニーズは一定程度残るものと考えられることから、例外的な特別利用保育を利用してもらうのではなく、これまでと同

じ教育を受けられる環境を保障するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供できる認定こども園とすることが、将来を見据えた中で最善の選択であると判断したところであります。

二つ目の「本年度における待機児童及び超過入所の人数は」についてであります。

本年4月1日現在の状況で申し上げますと、入所希望者数521人のうち、入所児童数511人、入所できなかった児童数は10人でありましたが、うち2人は育児休業を延長、8人は特定の施設に入所を希望する待機であったため、国の定義による待機児童はおりませんでした。

超過入所の人数については、町立保育所は全て定員内ですが、定員120人の私立保育所では、札内南保育園が5人、札内青葉保育園が1人定員超過しております。

両保育園とも、待機児童解消等のため、定員を超えて入所できる制度である「保育所定員の弾力化」で認められている定員の20パーセントの範囲内であり、国が定める基準を上回る保育士の配置や施設の面積要件を十分満たした上で受入れを行っております。

また、町内の幼稚園の状況については、わかば幼稚園が定員130人に対して17人、私立の幕別幼稚園が定員120人に対して93人の入園で、いずれも定員内となっております。

三つ目の「札内地域における認定こども園の設置についての考えは」についてであります。

札内地域には、現在、私立幼稚園が1か所、町立保育所が2か所、私立保育所が2か所、事業所内保育所が1か所、家庭的保育事業所が1か所あります。

札内地域の本年4月1日現在の入所状況ですが、私立幼稚園が93人、町立保育所が194人、私立保育所が246人、事業所内保育所が7人、家庭的保育事業所が5人となっており、教育、保育両方のニーズがある状況にあります。

これまで、町内私立幼稚園とは、幼児教育・保育の無償化や少子化などに伴う教育・保育のニーズの変化に対応した札内地域の教育・保育環境の在り方について、継続的に意見交換を行ってきたところであり、引き続き意見交換を重ねていく中で、認定こども園の設置も含めて、できる限り早期に方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「今後の幕別町における児童の教育・保育について、環境整備を含めた今後の方向性」についてであります。

急速な少子化の進行や核家族化の進展、女性の社会進出や働き方の多様化などにより、子育て世帯の環境は大きく変化し、就学前の教育・保育の重要な機能を担う幼稚園・保育所は、子育てしている家庭を支える重要な役割が期待されているところであります。

特に札内地域においては、当面、保護者の入所希望に添えない期間が継続するものと予想されますことから、教育・保育のニーズにできる限り応えるため、現在ある幼稚園や保育所などが、それぞれ最大限その役割を果たしていただく中で、ニーズに添えていかなければならないものと考えております。

一方、現在の少子化傾向に伴い、将来的には教育・保育のニーズも漸減傾向をたどることが予測されますことから、現在ある幼稚園や保育所の預り形態や施設配置の見直し、すなわち認定こども園への移行などを含め、札内地域における保育サービスの在り方について、私立の保育所、幼稚園などと継続的に協議を重ね、方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、最も大切にしなければならないことは、安心して子どもを預けることができ、子どもが安心・安全に過ごせる環境を確保することでありますので、私立の保育所、幼稚園の協力をいただきながら、未来を担う幕別町の子どもたちへ、より質の高い幼児教育・保育を提供できるよう努めてまいります。

以上で、芳滝議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 芳滝議員のご質問にお答えをいたします。

「わかば幼稚園閉園後の利活用」についてであります。

幕別町立わかば幼稚園は、昭和 53 年 4 月に開園し、45 年にわたり 1,100 人を超える卒園児を数え、幼児の健やかな発達に大きな役割を果たしてきております。

その後、少子化に伴う児童数の減少、さらに、幕別中央保育所とわかば幼稚園の老朽化から、認定こども園への移行について検討を進め、令和 6 年 4 月に幕別中央保育所を利用した保育所型認定こども園を開設する方針がまとまったところであります。

また、本町では、平成 30 年度から「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の取組として、幕別町観光物産協会や幕別町商工会のほか体育関係団体などで組織する幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会が中心となり、慶應義塾体育会野球部の夏季合宿を誘致し、昨年は、監督や助監督のほか、選手や OB、トレーナーなど 61 人が、8 月 2 日から 8 日まで町内のホテルに宿泊したところであります。

ご質問のありました「わかば幼稚園閉園後の利活用について」であります。ご指摘のとおり、わかば幼稚園は、野球場や陸上競技場などのスポーツ施設を有する幕別運動公園や農業者トレーニングセンターに隣接しており、合宿所を設置するとすれば、場所的に優位性はあると認識いたしております。

しかしながら、少年団や中学生については、数日間にわたるいわゆる合宿の実施が想定できないことや、高校生についても夏季休業期間中に合宿が集中するなど、一時期の利用に限られてしまい、合宿所の通年利用が見込める状況にないことなどから、新たな合宿所の設置・運営については難しいものと考えております。

そうしたことから、合宿所については、今後におきましても、引き続き民間事業者のご協力や集団研修施設「こまはた」の活用を推進し、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会などと連携を図りながら、本町スポーツ施設の優位性や温泉などの観光資源を PR するなど、継続したスポーツ合宿や大会誘致を進めるとともに、官民連携による歓迎ムードの創出や地域に密着したスポーツ交流人口の拡大に取り組んでまいります。

園舎の利活用については、現時点では未定であります。今議会に提案させていただいております関連条例の議決後、速やかに町民の皆さんの協力をいただきながら検討に着手してまいります。

以上で、芳滝議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

初めの中央保育所とわかば幼稚園のことにしましては、本定例会に条例案が提出されておりますし、予算案も提出されておりますことで、既に民生常任委員会に付託をされておりますので、そのことを優先させていただきたいと思うことでありますが、11 月 21 日に総務文教常任委員会、あと民生常任委員会で説明がありましたときに少し疑問に思ったことがあったものでありますから、その点をその時点で質問させていただいたものでありますが、その時点での回答と申しますか、具体的なお話はなかったものでありますから、またその点 1 点だけ今回お伺いをしたところでありますので、ご理解をいただきたいと思うところでございます。

本町地域における幼児期の保育・教育につきましては、近年、わかば幼稚園の入園数が減ってきております。これは平成 30 年に制度が変わったということがありまして、もう幼稚園も保育所も就学前教育ということで一本化された。中身は環境や人間関係や、あと健康、言葉、表現、五つのことが両方に示されてありまして、これも同じであります。あと、幼稚園は保育が必要ないものでありますから、保育所のほうには生命のほうと、そして情緒の安定というのがついているわけでありまして、それが要領と指針の中身になっておりますから、一本化されて、だからどの施設でも同じことがされるのだということで改正をされた。

もう一つは、無償化であります。翌年の 10 月から無償化をされたということで、そのことによりまして、わかば幼稚園の入園数が減ったのだらうと。人数を見ましても、そのときに保育所が増えているものでありますから、そういうことであつたのだらうということございまして、以前は連携ということであつたのでしょけれども、これは連携は難しい。あとは、もう保育所型か特別利用保育か

というふうなことなのだろうとも考えておったわけであります。私は、そういう状態で、ちょうど本年、こども家庭庁が設置されまして、時期的にも最適な時期なのだろうと思ひまして、だから、この事業は方向性は意を同じくするところでありますし、また、スピード感を持ってやらんとならんのだということも意を同じくするところでございます。

その手法につきまして、少し疑問があったところであります。このことに関しまして、なかなか表面には言われないのですけれども、大きな効果があります。一つは、質の高い就学前の教育がまとまってできることで、それは当然でありますけれども、わかば幼稚園閉園によりまして幼稚園管理費の削減になるということであります。これは本年の予算でも約1,800万円の予算が計上されております。どれだけ削減になるのか具体的な数字は分かりませんが、結構な削減になっていく、行革の一つなのだろうと踏まえておりまして、その点をもう少し早くやるべきだったのではないかと思うぐらい、評価をさせていただいておることでもあります。

また、閉園後のわかば幼稚園の利活用についても議論ができるというふうな効果があったのだろうというふうに考えておるところであります。11月21日の段階での疑問は、質問にありますように、認定こども園にされる、保育所型。あと特別利用保育というのがあると。これは例外的なものではなくて、ちゃんと厚労省のほうで、きちっと国のほうで定められてあります制度でありまして、特別な制度ではないわけでありまして、ちゃんと特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、これは保育所、そして幼稚園についてのその形であります。1号認定、子どもが保育所で受けられる保育という形で伝えてありますので、私のほうは、そうは思っていないところであります。

認定こども園にされたほうがきちっとされるのだろうということは、よく分かります。でも、その中身につきましては、3歳児、4歳児、5歳児が幼稚園児が別に部屋を設けて、そこで幼稚園の教育をするということではなくて、保育所型でありますから、保育所の3歳児のところから第1号認定の子どもが入って、そして同じ保育を受ける。4歳、5歳も同じでありますから、その課題としては、その特別利用保育も、そして認定こども園も変わらないのだろう。そして、延長保育を利用する人が利用できるし、その時間は町で定めることができるということになっていきますから、内容は変わらないわけであります。でも、町のほうはハードルの高いほうを選ばれて取り組まれたということなのだと思います。その辺で私は、ハードルを高くしなくても、認定申請しなくても、履行していける形だったのではないのかなというふうなことで、そのときに質問をさせていただいたのでありますが、この点はその確認だけにしておきたいのでありますが、三つ確認をさせていただきたいと思います。

1号認定の子どもがいなくなる場合、答弁では10人ずつぐらいがずっと続くのだとありました。それで、人口の推移を見ましたときに、やはり寂しいかな、激減をしていく状態でありますので、そういう中で、その辺のところの子たちはどうなのかなということが一つあって、ご答弁でありましたから、そういうことなのだろうと思います。

もう一つは、事務量の削減につながるのかということでもあります。幼稚園の事務がなくなるのでありますけれども、これは認定こども園の事務が増えてくるということになります。その辺のところの事務体制について、削減につながっていくのかということが一つあります。

3点目であります。幕別中央保育所も昭和48年に建築をされて今年で50年たつわけでありまして、コンクリートブロック造りということで、もう耐用年数と申しましたら、ほとんど大変な状況なのだろうと思います。今後、本町地域で幼児期の保育・教育について対応していくのに、認定こども園になった。施設を新しくしていく場合、保育所のままであったほうが対応がしやすいのでなかったのかと。その辺はちょっとこども家庭庁というのができましたので対応が分からないのでありますけれども、今までの流れでありましたら、保育所のままのほうが民間でやっていただける、そのノウハウもあれば経験もしておりますので、早いのだろうと。その辺のところの危惧をしているところでありまして、その辺のところについて3点、確認だけをさせていただければなと思うところでございます。

あと、札内地域の保育所の認定こども園の関係について、これはあえて幕別幼稚園というお名前を

申し上げたのでありますが、広くが札幌地域で、認定こども園ということがどうなのだろうかと、必要になってくるのではないのかなということでもあります。

データファイル 2022 という新しい資料を頂きまして、そのところで人口の推移でありますけれども、幕別市街地、平成 12 年が 4,789 人、平成 22 年が 4,191 人、598 人減ということです。そして、令和 2 年 3,554 人、平成 22 年から 637 人、平成 12 年から合計 1,235 人減という流れになって、減っていく数が多くなっている状況を見受けることができる。札幌地域では、平成 12 年 1 万 5,569 人、平成 22 年 1 万 7,219 人、1,650 人増えている。令和 2 年 1 万 7,876 人、平成 22 年より 657 人増えている。合計して 2,307 人の増という形になっております。忠類地域は、平成 12 年 1,804 人、平成 22 年 1,618 人、186 人の減。令和 2 年 1,427 人、191 人の減。合計 377 人の減ということになって、やはり札幌が増えて、本町地域、忠類地区が減っているというふうな状況になっております。そういう意味から考えますと、今答弁でありましたように、ぎりぎり対応できていると。青葉保育所の定員が増え 120 名になりましたので、それで結構緩和されたのだと思うのでありますけれども、それでもやはりいっぱいの状態なのだろうなということでありまして、ご答弁にありましたように、対応はしていかならんことが目に見えているわけであります。

量の見込み（必要利用定員総数）、これも示してくれてありました。量の見込みは、札幌が令和 4 年が 637 名、令和 6 年に 620 名、少し減るというふうなことであります。幕別地域は、令和 4 年 111 名、令和 6 年 112 名なのです。増えていっているというふうな量の見込みをされています。どうなのかなと多少疑問を感じるのでありますが、そういうデータが示されてあります。忠類地域は 45 名、令和 6 年 44 名と変わらないというふうな状況が示されてあります。

こうして見ますときに、やはり札幌地域が減るにしても、多くの子どもたちが持続しているのだろうということを見ることが出来ます。それで今、札幌地域でどれぐらいの人数の子どもたちが収容されているか。令和 4 年で、札幌さかえ 120 名が 121 名だった。札幌北が 90 名で 84 名だった。令和 4 年のデータであります。札幌青葉が 120 名が 120 名。札幌南が 120 名が 130 名。令和 4 年度定員について、やはりぎりぎりの状態であったのだろうなということでもあります。

私は、将来を見据えたときに、例えば幕別幼稚園は 210 名の定員があったのですよね。これが 120 名になった。平成 30 年には 150 人の園児がいたのです。ところが、令和 4 年で 109 名に定員が下がって、今回もう少し少なくなったということが報告されておりますが、これは民間の幼稚園でありまして、私どものほうから介入して物申し上げるというのはなかなか難しいのでありますが、やはり大分園児が少なくなってきた状況があるのだろうということを思うわけであります。そういう思いのところで認定こども園という形に、やはりご相談をして、後のためにお願いしていくというふうな方向が、恐らくこれは連携型になろうかと思うのでありますが、そういうふうな形を方向性としては見いだしていくことが必要なのではないかなというふうな考えで申し上げておったところであります。

もう一つは、北保育所につきましてであります。これも昭和 56 年、今年で 42 年たつのですね。そして、コンクリートブロック造なのです、鉄筋ではないのですね。わかば幼稚園は昭和 53 年なので 45 年たつのですけれども、鉄筋なのです、これね。そういうことがあります。ということで、北保育所の在り方というものも考えていかななくてはならんだろうということが、喫緊の課題として出てくるのではないのかないうふうなことを、町の環境整備につきましてそういう問題が出てくるのではないかなというふうなところがございまして、その辺の、いわゆる認定こども園ということにつきましてご答弁がありましたけれども、そういうことも含めて方向性を検討していただければと思いますので、その点を 1 点ご答弁いただきたいなと思います。

あと、今後の方向性ということで、具体的ではなかったのでありますけれども、この間からこども家庭庁の設置がされて、これは内閣府の子ども・子育て本部とか厚労省の子ども家庭局が統合されて、幼稚園は一緒にならなかったのですけれども、一本化されなかったのですけれども、そういう業務、いわゆる厚労省と内閣府の業務が一本化されたということで、進んだのだと思いますけれども。そういうところで、先日から、これからの方針として「こども誰でも通園制度」だとかおっしゃって

いらっしゃいましたね。あと、保育士の配置基準の見直しだとかということも、国のほうで具体的におっしゃっていらっしゃった。その辺のことについて、やはり対応していかんとならんのだろうということの備え、そういうことについても、どういう思いでいらっしゃるのかなということをお伺いしたいなと思います。

あと、幼稚園のことでありますけれども、ご答弁いただきました内容を聞かせていただいて。

いいですか。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員に申し上げます。一問一答で一般質問されたほうが、内容、濃い質問になるかと思っておりますけれども。

○議長（芳滝 仁） 声が続かなかったものでありますから。教育委員会、後でさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） たくさんご質問をいただきました。

1点目は、1号がいなくなったときに幕別の認定こども園をどうしていくのかということでございました。これは推計によれば令和22年度までは複数、二桁の幼稚園を希望する方がいらっしゃるということでありますので、ここはやはりその間はそのニーズに応えていかなければならないだろうと。ただ、その先、これが1桁でありますとか本当にいなくなるようなことが想定された場合は、やはり保護者の皆さんとお話をさせていただきながら、どういう在り方がいいのかということは検討しなければならないというふうに思っております。

それと、認定こども園にしたことによって事務量が削減されたのかどうかということでもありますけれども、もちろん二つが一つになれば事務量は多少なりとも減りますけれども、一番大きいのは、私は、幼稚園に課せられている研究会というものがあります。十勝管内でも持ち回りで研究発表会をやっております。実は、この準備というものが物すごく負担になっているわけであります。また、よそでやったとしても、発表しなければならないということがあります。もちろん自分のところでやる時には、これは大変な準備をしなければならない。そういった時間を本当にやるべき保育士の研修に充てるでありますとか、あるいは保育の充実、質の充実に充てていくと、そういう時間ができたら、より質の高い保育に向けられるというところがメリットなのかなというふうに思っております。

それと、新しい施設、将来保育所が多くなれば、保育所のままで民間が建てればそれなりの補助が当たるので、そのほうが得ではないかということでもありました。確かにそうです。公共がやる場合は補助金がありませんので、その場合は、民間に移譲して、譲渡をして民間が建て替えるという、そこまでの2段階を踏まなければなりません。ですから、そこは、まずは今、建て替える、新たな施設を建てるということではなくて、取りあえずは中央保育所で実施をして、その後はまだ特にどうするかということは決まっております。わかば幼稚園を増築して利用するということも考えられると思いますし、あるいは小学校敷地内において新設あるいは小中一貫になったときにどうしていくかということがあります。ただ、そうなると時期がかなり遅くなりますので、そこは、中央保育所にまずは認定こども園を設置した後の施設をどうするかについては早急に検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、札内地域における幕別幼稚園、具体的に言うと幕別幼稚園と北保育所の関係だということでもありますけれども、今、当面は、札内地域においては預け入れをする保護者の率が高まったということもありまして、少子化ではありますけれども、この先何年かは多分ニーズが増えていくのだろうというように思います。ただ、何年ということは申し上げられませんが、その後においては、この少子化の状況を見ますと必ずや児童数が減っていくだろうということになりますので、そうなったときに老朽化が進んでいる、町で言うと北保育所をどうするのかということが一つ問題になると思いますし、その減っていくことによって経営上本当に民間は成り立っていくのかということも当然、私がいあまり心配することではないのですけれども、そこはやっぱり独自に法人がどういう経営をしていくかということ是非常に大切になってきますので、我々としては、これまでも北保育所、幕別幼稚園の統合というのを頭の隅に置きながら、幕別幼稚園に対してはお話合い、意見交換をさせて

いただいていたということでもありますので、今後は、他の公立保育所、それと私立保育園、そして幕別幼稚園を含めて、どういう形がいいのかということは、特に幕別幼稚園とはしっかりと議論を重ねて、そしてあるべき姿というものを見いだしてまいりたいというふうに思っております。

それと、こども家庭庁ができたことによって備えというものが必要があるのではないかとということでもあります。これ、今どういう形になるか、はっきり分かっておりません。子ども、誰でも預け入れができるとなれば、これ果たして保育士の数が足りるのかということが一番問題になってくると思います。そこは、そういうこともひょっとしたらあるのかな、あるのかなというのは、今、一番問題になっているのは財源の話なのです。財源が先送りされたわけでありますから、3兆5,000億円をどこから調達するのかということが、今、一番問題になっているわけでありますので、そこら辺は、まずこの秋にどういう決着を見るのかということをお話しして、町としてもしかるべき対応をしなければならないというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 1問目は、もう確認だけでするので繰り返しません。

札内地域における対応ということは、様々にこれから協議されるのだろーと思っておりますけれども、やはり北が90名定員で84名入っているのですよね。だから、恐らくそういう人数はあまり変わっていないのだろーということでしょうから、そうしたらどこでその子どもたちを収容していくのかという、そんな激減して23にはならないと思うのですね。50、60の人数をどこで対応していくのかというようなこともあるのだろーと思っておりますので、やはりその辺は数が多いものでありますから、今おっしゃったような形で鋭意、お話を綿密に、スピード感を持ってやっていく必要があるのではないかとということだけ申し上げておきたいと思っております。

今後につきましてはそうなのでありまして、今年の予算も変わらないのです。前年と全体では変わらないということでもありますから、来年どういうことになるのかということを見据えてやっていかんとならんことはそうなのでありますが、恐らく保育所が当たらないというふうなことが出てこようかと思うのです。その辺の問題も含めて、対応につきましては、やはり前もってそういう思いを持って、町長のおっしゃる通りに臨んでいただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。それで結構ですので、よろしくお願いします。

あと、幼稚園でありますけれども、答弁いただきまして、非常に私との認識が違うのでありましてね。この前、網走の合宿、特にラグビーなのですけども、誘致をされておられた私の先輩なんですけれども、そのご長男も友達なんですけれども、たまたまこっちに見えて会うことがありまして、慶應義塾に来ていただいているのですよと言ったら、えっとびっくりされて、すばらしいですねとおっしゃっていただいたことでありました。その合宿の形もいろいろ変わってしまっていて、夏が多いのかと言いましたら、違うのだと、冬にやるのだというような話のこともありました。特にラグビーなんかそうなのでしょうね。2月ぐらいが多いのだという話をされていらっしゃいました。だから、対応によって、流れによって変えていかんとならんのだろーということで、非常に慶應義塾のことにつきましては、ほかから見ても高評価であったことで、誇らしく思ったことでありました。

答弁の最後のところに、温泉施設だとか、そういう町内の宿泊施設とかは高いですよ。一番、小中高、これはあまり例がないというのですけれども、町民会館で泊まったこともあるのですよ、子どもたちは。そして、うちのお寺でも泊めたことがあるのです、泊まる場所がなくて。これは九州から来た子どもたちでしたが、やはり来られている。そして、例えば河川敷なんかでも、よく来られている。そして、幕別に安価で泊まる場所がないものだから、みんな帯広に行ってしまうわけですよ。それはもうスポーツ事業をやっていらっしゃる方に聞かせていただいたら、そうなのだということ。幕別に子どもたちが安価で泊まる場所があれば、恐らくそれは利用されると思いますよということで、利用が見込まれないという答弁につきましては、ちょっと私と認識が違います。その辺のことについて、どのようなリサーチをされたのかということをお伺いしたいなと思うことであります。

あと、高校生やなんか夏に集中する、そんなことないのですよ。高体連なんかは平日であります

から、平日でも来られていることがあります。だから、集中してほかは一切来ないのだということは全くないと思いますので、そういう認識も私は少し認識不足ではないのかなというふうなことがあります。

教育行政執行方針のところで教育長がおっしゃいました、部活の問題が、今、問題になってきています。幕別町部活動地域移行検討委員会、これを立ち上げて部活について考えるのだということでもあります。町場のほうでは、もうどんどんスポーツクラブに移行していつているのですよね。そういうふうな状況、小学生もそうでありますけれども、そういうふうな方向になっていくのではないかなというふうな、これはもう先生方の働き方改革もありますし、いろんなことが絡んできている。小中一貫ということもあります。いろんなことで絡んできている話だと思っております。そうなったときに、私は、小中、特に中学校なんかの合宿が増えるのではないかなと思っております。恐らくそういうところがないものだから問合せがないのであって、安価で子どもたちが泊まって、そしてそこで2日なり3日なり合宿をすることができるというふうな話であれば、発信をすれば、ほかにあまりそういうところを見受けることができないものでありますから、非常に喜ばれて、恐らく私はたくさん全道から、道外からも恐らく見えられる、問合せがあるのでなかろうかなと思うのであります。

聞かせていただいても、一番はやっぱりお金なのです。保護者が、今、大変困っています、いろんなことでお金がかかる、部活でお金がかかるということが一番ネックになっていますから。その辺、安価で多少、僅かな補助をしてあげるような格好で民間でやっていただいて、協力していただいて、幅広くネットワーク力を駆使して発信をしていきましたら、私は不可能なことではないのではないかなというふうな認識でおりまして。その辺のところの教育長の答弁が、大分認識が近くなったというふうな思いでありました。

実際、もう結構前になりますけれども、うちでも子どもが十何人、九州から来て、泊まる場所がないからということで問合せがあって、本堂に泊めたことがございます。そのぐらいから私は、この町には安価な合宿所が必要なのだというふうな思いでずっと思い続けてきて、やっとわかば幼稚園の閉園というように見えてきましたものですから、今回こっちがメインなのですけれども、これを出させていただいた、そういう思いがあるのでございますので、それにつきまして、どれほど情報を集められて、どれほど検討されたのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） スポーツ合宿ですけれども、まず时期的なものを調査いたしました。毎年道のほうで調査してまして、7月、8月の夏季休業中に4割から5割の利用がありまして、そのほか冬期間はありますけれども、例えばカーリングの施設があるですとか、競技スキーに向いているスキー場を持っているですとか、あとスピードスケートの室内リンクを持っているというような地域が冬期間の利用になっているということなので、町内にはそういう施設がありませんので、そういう見込みがなかなか立たないのかなというところであります。

それと、料金のことについてですけれども、スポーツ合宿、今、慶應義塾のほうで来ていただいておりますけれども、町内の民間のホテルのほうでも、オンシーズンにも関わらず少し安く提供していただいているようなことがありますので、そういう中で既存の民間の施設を使いながら、利用していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 集団研修施設「こまはた」も利用されるということで、議論をさせていただいて、ひとつ今回申し上げて、委員会としては、そういう方向性、考えもあるのだということを受け止めていただければと思うことであります。恐らく中学校は大分、皆スポーツクラブになると思いますから、そうしましたら、これから全然形態が変わってくると思います。だから、そういう、なかなか地域といったって難しい話になりますからね。町場は、みんなそうなっているのですよね。だから、そういうことを見据えたときに、小中一貫もそうです。中学校だけ部活というような話ではなくて、ずっとスポーツクラブでやっていくというような格好になっていくのだと思います。

そういうことを見据えて、ひとつ検討の中に切り捨てないで、利活用について検討いただければなと、最初でありますから申し上げさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺林俊幸） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 58 休憩

11 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○4 番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まちづくりを進める新たな情報発信と住民サービスについて。

幕別町は、第6期総合計画に掲げる協働と交流を目標に各分野の施策を展開しているところですが、ここで大きな鍵となるのは、町民の皆さんにいかに必要な情報を迅速に届けられることができるかと考えております。

情報共有がなされることは信頼の基盤であり、また、町民の町政への参画にもつながっていきます。特に新しく町民になられた方にとっては、町の行政サービスなど生活に必要な情報が伝わる必要があります。

ここにいらっしゃる方のほとんどは、スマートフォンをお持ちだと思いますが、ICT（情報通信技術）は暮らしに欠かせない社会インフラとして一般社会に広く浸透してきました。

総務省の調査によりますと、全年代でのスマートフォンの利用率は 95.3 パーセントに増加し、情報サービスの提供や情報の共有化が飛躍的に進化しています。

この一方、子育てや福祉、教育、観光など様々な分野の情報が求められ、加えてごみや除雪などきめ細かな生活情報や最近頻発している地震など緊急性が要請される情報も増えてきており、行政の情報発信の重要性は、これまで以上に高まっています。

情報は、ただ提供することが目的でなく、一人ひとりの行動を促すため有効活用していくことが求められています。また、町民と町職員との情報共有がスムーズに行われることによって問合せや事務作業を軽減するメリットもあり、本町の進める協働のまちづくりへの理解を深めていくことにつながっていくと考えております。

幕別町において情報発信の手段は、紙媒体の広報まくべつや各種行政情報パンフレット、また、インターネットを活用した電子媒体としてホームページや広報紙アプリ、ツイッターやインスタグラムなどの SNS があります。

また、防災防犯の情報発信は、防災無線や登録制の防災情報メール、幕別町防災公式 LINE も運用するなど特化しております。

このように多種多様な形で情報発信を行っていることは承知していますが、それでも必要なときに必要な情報を得づらい、探しづらいといった声が聞かれることもあり、町として改善しなければならない面があると認識しています。

スマートフォンの利用率は、60 代においても 85 パーセントを超えており、中でもソーシャルメディアの利用が拡大、無料通信アプリ LINE の利用率は全世代で 90 パーセントを超えています。社会環境が進化する中、若い世代から高齢世代までより多くの人に必要な情報が伝わるよう、様々な広報媒体が効果的に利用されていくことが重要であり、まちづくりに生かしていただきたいことから以下について伺います。

（1）部署ごとに様々な広報媒体で情報発信しているが、現状と今後の施策は。

(2) 公式 LINE を総合的な広報媒体として活用する考えは。

(3) 住民等からの問合せなどへの自動対応（チャットボット）による行政サービスの拡充や、住民が町道や公園など損傷箇所の状況を直接町に伝えられる通報システムを導入する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「まちづくりを進める新たな情報発信と住民サービスについて」であります。

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化に伴う地域コミュニティの希薄化に加え、社会情勢等の変化による住民の生活や価値観の多様化に伴う行政へのニーズが複雑多岐にわたる中、地域の実情に応じた持続可能な行政サービスを全て行政で対応していくことには限界があり、住民や町内会組織等地域社会の多様な主体と協働でまちづくりを推進していくことが必要となっております。

そして、この協働のまちづくりの推進に当たっては、町政に対する住民等の関心と理解が不可欠でありますことから、「幕別町まちづくり町民参加条例」に基づく附属機関等への参画をはじめ、様々な媒体を通して情報発信をすることにより町政に関する情報の共有化に努めているところであります。

ご質問は3点に分かれておりますが、相互に関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町における情報発信は、主に広報紙及びホームページで行っているほか、スマートフォン等の普及に伴い、平成31年1月からは、即時性や拡散性等の特徴を持つ SNS も効果的に活用しているところであります。

さらには、防災に関する情報など、特に緊急性の高い情報につきましては、町民の皆さんに確実に情報が伝わるよう、防災行政無線や防災情報メール等を活用するなど、情報の内容に応じ媒体それぞれの特性を生かし、効果的かつ正確な情報発信に努めております。

情報の発信に当たっては、目的や効果等を踏まえた上で、内容、時期等を含め担当する部署が文案を作成し、作成後、ホームページや SNS といった情報発信媒体を管理する政策推進課における確認を経て発信することにより、情報としての正確性や表現の統一性の確保を図っております。

また、見やすさ、分かりやすさに加え、必要とする情報を容易に、かつ、確実に入手できるよう心がけており、広報紙では、「関連する情報をまとめる」「生活に密着した情報から掲載する」「特集ページとして扱う」など、ホームページでは、カテゴリー分けや必要に応じて部署ごとの情報を一元化しバナーを作成しアクセスしやすくするなどのほか、情報の更新状況や定期的に発信している情報の発信漏れの確認等を行っております。

なお、年齢層や生活形態によって情報の入手方法が異なるため、広報紙、ホームページ及び SNS など全ての媒体で同一の情報を発信をすることとしておりますが、スマートフォンの普及等に伴い、SNS を活用しターゲットに対しリアルタイムに必要な情報を伝えることができるプッシュ型の情報発信の頻度を高めております。

本町では、SNS は主にフェイスブック、インスタグラム、ツイッターの3種類を活用しておりますが、昨今、SNS のうち、ユーザー層が若年層、高齢層を問わず全世代にわたり幅広く、また、国内アクティブユーザー数が最も多い LINE を活用する自治体が増加しており、管内でも本町を含め12の自治体で LINE 公式アカウントを開設しております。

現在、本町におきましては、LINE 公式アカウントは登録者全員を対象に発信する防災情報、地域安全情報及び子ども見守り情報のみに活用しているところでありますが、他自治体では、年齢、性別等属性ごとに分類してそれぞれのニーズに沿った情報を発信する、いわゆるセグメント発信のほか、道路等の損傷報告や申請等行政手続、問合せ等に対応するチャットボット、アンケート調査など幅広く活用しているところであります。

こうした状況の中、現在、本町におきましても、総務課を中心にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進すべく全庁的な取組を進めているところであります。

進捗状況としましては、既に、部署ごとにデジタル技術を活用できる業務の洗い出しを終え、情報

発信に係る業務や事務作業効率化につながる業務など関連する分類ごとに整理したところであり、今後は、実務担当者で構成するワーキンググループを設置し、秋頃までを目途に実際に導入する業務の選定を行うこととしておりますが、ワーキンググループで検討するテーマの一つに LINE 公式アカウントの活用を掲げているところであります。

なお、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、来年度の事業実施に向け、財源として国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用すべく、本年 11 月の事前申請に間に合うよう取り進めていくこととしておりますことから、LINE 公式アカウントの活用についても、これに合わせて本町として実際にどのような業務を導入するかについて庁内でしっかりと協議を進めてまいります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 情報発信について質問させていただきました。

この情報発信については 5 年前にも質問させていただきましたが、当時は紙媒体が中心の議論となったと思っております。その頃と比べても急速に IT 化が進み、かなり様相が変わってきているのではないかと思います。ご答弁では、全庁的に自治体デジタルトランスフォーメーションの実施に向けて動いておられるとのことでした。

再質問は、電子媒体に関わって 1 番から 3 番まで順番に質問させていただきたいと思います。

先日、浦河沖地震がありました。私はそのとき大型店の駐車場にいました。そのときに、「地震です、地震です」とスマホに音声から入ったのですけれども、ふっと周りを見渡してみると、ほとんどの人がスマホを持っているのですね。スマホを持って、その揺れの様子とか、そういうのを確認している状態を見まして、改めて、緊急時にどこにいても情報が届くようになっているのかなというのを感じました。

もちろん、そのときは、幕別町からもいち早く情報が届きました。幕別町の防災防犯情報は、防災無線をはじめ複数チャンネルで発信していますが、ご答弁にもありましたように、ほかの情報につきましても、平成 31 年から SNS を活用し、これ以外にも各種アプリで発信していると思っています。幕別町は、新しいツールの活用に比較的積極的であり、この点については一定の評価もさせていただいているところであります。

そこで、まずお聞きしたいのですが、幕別町全体としては、どこの部署で、どのような SNS のツールを使っているか、改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） どこの部署で、どのツールをということなのですが、基本的には答弁で申し上げましたとおり、広報紙、ホームページ含めてなのですが、SNS 併せて同じ情報を全部の媒体を使って流すということを基本としておりますので、各部署でそれに応じて必要な情報というのは発信しているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） ちょっと質問の仕方が答えづらい質問だったのかもしれませんが、SNS、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、いろいろあるのですが、その同じ SNS でも、アカウントが複数で発信しているものもあるということもあり、もう多種多様な方法で発信されていることを認識しています。幕別町ソーシャルメディア活用ガイドライン、これを見ますと、ソーシャルメディアの特性や発信する情報の禁止事項などが記載されており、ソーシャルメディア運用方針では、所属課が責任を持って情報発信を行うとともに、政策推進課が総括的事務を担い、随時、助言などを行うとされています。これらは情報の正確性や安全性などを担保する面では必要なことと承知していますが、私は、SNS については、各ツールの特徴を積極的に生かす工夫をしながら、分かりやすく発信することが大事だと思っています。加えて、これに関わる人材の育成、職員のマインドも大切だと思っています。

そこで、職員が電子媒体を有効に活用できるための具体的な指針のようなものがあるのかどうか。

ないとしても、どのような考えでこれまで対応してきているのか。また、これに関わってですが、運用指針では、政策推進課から各所属課へ、随時、助言を行うとありますが、これまでどのようなものがあつたのか、併せてお答え願います。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 職員の指針といいますと、先ほどおっしゃったように、ソーシャルメディア運用方針という中で一定程度の決め事というのを設けておりまして、それに応じて、職員それぞれが各部署ごとに対応していただいているというような状況でありまして、また当時、31年に導入するに当たりましては、職員研修というのを行っておりまして、その中で一定程度の共通の認識というのを持って、今のところ運用しているというところであります。なので、今後も、例えば今LINEのお話出ていましたけれども、そういった様々な媒体というのが増えてくる可能性もございますので、機を見て、そういった職員研修等につきましては引き続き実施していきたいというふうには考えております。

あと、随時の助言なのですけれども、大げさな助言というような、アドバイスのものというのは特段ないのですけれども、基本的には先ほど答弁でありましたように、正確性ですとか、あとは見やすさというのが一番なのですけれども、様式なり、書式なりの統一性というのでしょうか、そういったところは非常に気をつけているところでありまして、あと、言葉遣いも決まったものがありますので、そういったものを政策推進課のほうで最終的には確認をするなりをして、発信をしているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） ガイドラインに沿って問題のない限り、各担当課に任せているというようなことでよろしいですね。

私がお伝えしたいのは、各担当者のスキルに左右されないで、役場が全体となって、町民への情報提供や情報交流、さらには住民参加を促進するために、全体としての目標というか、運用コンセプトをしっかりと共有していくことが重要ではないかと思います。そして、社会環境が急速に変化する中であって、いかに町民一人ひとりのニーズに応じた情報発信ができるかどうか、また、アクセスしやすい環境をつくれるかどうか、これが大切だと思っています。

そこで、もう少し具体的な質問をしていきたいと思います。

町民が自分の知りたい情報は、どこを見たら知ることができるのか。そうした総合的な情報のプラットフォーム的な役割をしているのは、ホームページになっています。ホームページには行政情報のほとんどが載っていますし、トップ画面は各分野の詳しい情報に誘導していくという重要な役割を果たしています。ただ、難点なのは、プル通知だということです。これは、住民が自らアクセスして検索しなければ知りたい情報を得ることができず、本人にとってたとえ有益な情報があつたとしても、積極的には見に行かない限り入ってこないといった制約があります。この点については、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のホームページであつたり広報にしても、ほとんどがプルであります。そこでプッシュ型のものとして、SNSを活用していくということでもありますから、そこはやっぱりしっかりと役割分担というか、機能分担をしなければならないと思います。細かく知りたい場合は、これはLINEとかでは無理な話ですから、誘導していくということ。ホームページに詳しく書いてありますので、ここをご覧くださいと。重要事項であつたり、緊急性の高いものは、そういうSNSを活用してプッシュ型の連絡をします。ただ、そこでは全部言い切れませんので、詳しいことはホームページをご覧ください。あるいは、広報の何月号をご覧くださいと、そういう、きちとした全てをSNSで対応することもできませんし、全てを広報だとかホームページで対応することもできませんので、そこはしっかりと役割を分担しながら、より重要性、緊急性の高いものは即時でお知らせをしていく。そこが一番大事なのかなと思います。詳しく専門的に知りたい場合は、ホームページなり、あるいは広報で特

集などもやっていますから、そちらをご覧になっていただくということが必要だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） ホームページは、誘導的な、総合的なものとして発信しているし、SNS は、スピーディーに情報があるたびに発信しているということで、特段、今の状況で問題ないという受け取り方を私は感じたのですが、ただ、情報の発信側と受け手側に温度差があるという現状、これを受け止めていただきたいなというふうに思います。私は、SNS の活用に工夫の余地があるのではないかなというふうに思っています。それについては、これから質問していきたいと思いますが、SNS は即効性が高いプッシュ型になりますね。登録すれば、情報が更新されるたびに速やかに皆さんの手元に届きます。ただ、フォロワー数が増えなければ、それだけ伝える範囲も限定的となってしまう。そこで、町の公式 SNS、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムありますが、フォロワー数と人口に対する割合をお聞きしたいと思います。また、その数値をどう評価しているかについても併せて伺います。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） フォロワー数でありますけれども、ちょっと若干古いかもしれませんが、令和5年の2月末現在の数字になりますけれども、フェイスブックで780人ということなので、人口に対する割合といたしますと、1万6,000で割り返すとすれば、大体5パーセント程度。あと、インスタグラムにつきましては、同じ時期ですけれども、1,388のフォロワー数ということなので、これも1万6,000で割り返しますと、おおむね9パーセントというような状況となっております。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） すみません、申し訳ございません。ツイッターのほう、ちょっと申し上げておりませんでした。ツイッターが同じ時期なのですけれども、1,159のフォロワー数なので、1万6,000で割り返しますと、7パーセント程度ということとなっております。すみませんでした。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 10パーセントにいかないぐらいですね。フォロワーとして職員も登録しているでしょうし、町民だけでも限らないと思います。町外の方も多くおられるでしょう。努力されて投稿数が増えてきている、あとフォロワー数も増えてきているというのは承知していますが、この現状のフォロワー数を踏まえると拡大もありましょうが、どのくらいの町民が見ているのかということで、評価については様々な考えがあると思いますが、プッシュ型であっても、今の状況としては大きな効果はあまり期待できないのではないかと思います、今の状況としては。また、時間の経過とともに、多くの情報がその中に紛れてしまうことを考えると、なかなか厳しいのではないかと考えられます。

そこで2番目の質問に入りますが、私から提案を含めてご質問させていただきます。2023年4月に更新した、日本におけるSNS利用者数を見ますと、LINEが9,400万人、ツイッター4,500万人、インスタグラム3,300万人、フェイスブック2,600万人、ティックトック1,700万人となっています。ソーシャルメディアの中で断トツに普及率が高いのがLINEで、全世代で90パーセント以上となっています。60歳代についても、ここ5年くらいは2割台で推移していたのですが、最近は8割を超しているような状況です。恐らく、今後はもっとさらに伸びるのではないかと考えています。また、地方自治体でLINEの公式アカウントを持っているのは、ある調査によると、全国の7割、道内では5割以上、十勝管内では6割近くが活用しております。地方公共団体プラン、これは1アカウントは無料で提供されるプランなのですが、これがスタートしたのが2019年。そのときは、全国の1割ぐらいいしか自治体で活用していなかったのですが、この4年間で7割にも増えています。そして自治体の公式LINEは、フォロワーの割合も断トツに高くなっています。幕別は、防災防犯情報に特化してLINEを活用していますが、フォロワー数はどのくらいになっているのでしょうか。まず伺います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 防災の LINE の登録者数でございます。令和 5 年 5 月末現在ですが、1,321 人でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 防災に関しては、複数のチャンネルで発信しているので、比較的少ない数値になっているのではと思われます。LINE の自治体公式アカウントは、スマートフォンから簡単に行政情報を閲覧できるので、多くの自治体が行政情報のプラットフォームのような形で公式 LINE を活用しています。多くはトップ画面にメニューがあり、ここに防災や子育て、ごみ分別、各種手続など生活全般の項目を表示し、ここから各分野の詳しい情報や自治体ホームページなどに誘導しています。つながるようになっていきます。どこにいてもアクセスしやすい行政情報としての役割を担っています。一つ、ちょっと使っている人の例を挙げますと、町内に住む高齢者の親族で、遠方に住んで暮らしていて、親御さんが住んでいる自治体の公式 LINE を登録されている方のお話です。ふだんから親御さんのことを心配なさっているのですけれども、その親御さんのいる自治体は、公式 LINE をプラットフォーム的に使っているので、必要な情報が来るように設定していたのです。それで、必要な支援内容がいち早く、離れていても手元に届いたので本当に助かりました。これからは安心できますという話を聞きました。

この LINE 公式アカウントなのですけれども、十勝管内を例に挙げますと、さっき人口の 1 万 6,000 人で割っていたのですけれども、私は自分で計算して人口で割りました。なので、さっきの SNS と比べたら、かなり、今お話しする数字より高くなると思うのですけれども、芽室町は 5,000 人以上が登録し、公式 LINE です、人口の 28 パーセント。だから、もっと高くなると思いますけれど、士幌町は約 1,750 人で 30 パーセント、中札内村は 1,500 人で村の人口の半分に相当する登録となっています。また、全国的には、その自治体の人口を超える登録者がいる自治体もあります。幕別町も、様々な活用事例を研究されてこられたことと思います。この 4 月からは、幕別町ひきこもり相談窓口 LINE を新たに開設しております。この相談窓口 LINE は大変いい試みだと思いますが、LINE を活用して開設した背景というか、考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） ひきこもり相談におけます LINE の公式アカウントの導入ですけれども、これまで従来のこの相談の受け方につきましては、定期相談であったり、来所型の相談であったり、また電話の相談と、あと E メールによる相談ということで相談を受け付けてきたところでもありますけれども、新たにこの LINE を導入することによりまして、利用者が自分に合うものを選択しやすくなるように、一人でも多く相談がいただけるようにということで、新たにこの LINE を導入したものであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 選択肢が増えたということで、大変いいと思います。ひきこもり相談という、なかなか相談しづらいことについて、24 時間受信可能というのは、これは LINE の特性を生かした試みだと思います。このように、LINE については様々な機能があります。最もよく利用されているのが、セグメント機能です。あらかじめ必要な情報を各項目から選んでおくことができるため、必要な情報だけが手に入ります。住民に合わせた情報発信ができ、各種申請や予約、町外の方への観光、移住情報など幅広いニーズに合わせることが可能です。目指すところの、一人ひとりのニーズに応じた情報提供と言えると思います。さらに、住民が直接町の状況を伝えられる通信サービス、災害時の情報提供サービス、各種相談や粗大ごみ収集などの申込サービスも可能となります。

一方で、ホームページにつきましては、工夫はされているということです。改善されている箇所はあっても、どうしても分かりづらさがありますし、プル通知なので、検索しなければ情報を見過ごしてしまうことも出てきます。そこで今回の質問になったわけですが、利用率が高くて、スマホを利用している人が多いので、プッシュ機能を持っている公式アカウントの活用を拡大して、町の既存の広報媒体と組み合わせることができれば、住民の利便性は格段に上がります。町の公式 LINE を、総合的

な広報媒体として有効活用することが求められていると思いますが、見解をお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町民の皆さんに必要な情報を提供する。特に重要な情報を提供する。町民の皆さんが自分に必要だと思うものを、あらかじめ登録しておいて入手する。これ、まさにそのとおり、これが進めば私は非常にいいことだというふうに思います。ただ、これを、ではどういう業務をまず公式 LINE に扱う業務するかと。まさに今、そこ検討しているところでありますので、しかもこれ、若い人を中心に、143 業務の中から幾ら絞り込んでいくかという作業をやっている最中でありまして、そこはご期待をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 期待しています。ぜひ早期に実現していただきたいと思います。

次の質問に入ります。3 番目、最後ですね。こうした公式 LINE のプラットフォーム化に伴って、LINE の様々な機能を活用している自治体が増えてきました。行政側からの一方向の発信に加えて、チャットボットなど API を活用することによって、トーク画面で相談を受けたり、さっきのひきこもり相談 LINE もそうなのですが、双方向でやり取りができるようになります。AI チャットボットにつきましては、問合せが、先ほど言いましたが、24 時間 365 日どこからでもできる、職員の業務効率化にもつながるということで、昨年の決算でも質問させていただきました。ごみの分別だけでなく、福祉、健康、子育て、観光など様々な分野で対応できますし、ワクチンの予約にも活用されていた自治体が多かったとお聞きしています。今、その分野について、まさに検討中ですというお話をされましたが、ぜひチャットボットも入れてほしいというふうに思っています。チャットボットの活用については、ということは、町内で検討されていたのですね。確認します。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 先ほど DX の関係で町長からも答弁申し上げましたように、143 項目の中に、そういったチャットボットを活用した業務というのも候補に上がっております。ただ、これらの中の検討については、これから、チャットボットについても、いろいろシナリオですとか、AI 型、いろんなタイプがあります。導入経費もあります。それらを総合的に勘案して、こういった形で進めるかというのは今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） ぜひ活用していただきたいと思います。今、検討中というお話で、さらにしつこいようですが、一応質問として出しているのですが、通報システムについてもお聞きます。公式 LINE を活用したこの通報システムは、住民サービスの向上、そして、ICT を活用した町民との協働のまちづくりを目指したものと注目しています。町民が道路や公園の損壊などに気づいた場合、その写真と一緒に位置情報も通信されるので、情報が分かりやすく、早期の適切な対応につながりますし、夜間や休日でも送信可能なので、気軽に通報できるというメリットがあります。ご承知とは思いますが、芽室町は 2021 年 7 月に導入しています。LINE 公式アカウントのメニューに道路損傷通報システムが表示されており、すぐに住民が損傷内容や写真を連絡できる仕組みになっています。また、帯広市は、4 月 4 日に導入後、10 日間で 18 件の通報があったといいます。以前は 9 割が電話によるものだったため、口頭では被害状況が把握しにくい場合もあり、現場に行って軽い損傷だと分かったこともあるそうです。このような通報システムは、LINE を使えば運用を開始でき、道路維持や住民の安全に大きく貢献できると考えますが、今、検討段階なのですが、これは優先的に導入していただきたいと思うのですが、これについて再度伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当然、検討の中には入っております。ただ、よその町のことをあまり申し上げたくはないですが、利用はどれだけあるのかな、通報がどれだけあるのかなとなったときに、非常に少ないのです。芽室も、令和 3 年 7 月から導入していますけれども、令和 3 年で 37 件、4 年で 29 件、5 年 5 月まで 11 件と非常に少ないわけで、これは、では駄目だということではなくて、こういうこと

で通報していただくのも結構ですし、我が町の場合は公区、町内会ですね、町内会と定期的に意見交換をしているところが、10 程度ありますので、そういうところから、その地域内全体の道路状況でありますとか、明渠であるとか、そういう町が改修、修繕をしなければならない部分は言っていただいておりますので、そういうことも含めて、果たしてこれが有効なのかどうなのか、お金がかかってくると思います。見合うものなのかどうなのかはしっかりと、今のワーキンググループの中で検討もしていただかなければならないなというふうに思っております。これからはどんどん、こういう通報制度は数が多くなってくるのでしょうかけれども、一つ私が個人的に思うのは、車で走行している人が一々降りて写真を撮って送ってくれるかということなのですね。これ多分、先を急いでいるのに、降りて写真を撮ってくれるか。これ、ごみでもそうなのです。わざわざ降りてごみを拾って、通り過ぎてくれるか。こういう問題もありますね。これはモラルの問題かもしれませんが、そういったことも含めて、なるべく自分たちの住む町についてよくしていこうという思いを浸透させていって、通報もうまく活用できればというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 通報につきましては、いろんな通報の仕方ができると思います。車に乗っていて、途中で止まってというのはなかなかできないのかもしれないですけども、犬を散歩していたらたまたま穴があったとかね。そういうのは道路パトロールをしている人たちは意外と気がつかない部分かもしれませんし、そういったことも含めていろんな方がおられるので、その中の一定の人がそういう ICT を活用できるような形で、幕別も対応していただければと思います。今年度は、1 市 3 町による帯広圏デジタル化推進構想、これが策定されるとお聞きしております。構想の骨子には、中長期的にはデジタルを活用した産業振興を図ること、短期的には身近な住民サービスの向上に取り組むなどが盛り込まれております。こうしたことから、まずは町民の暮らしに身近な取組、町の情報発信が発信にとどまらず、町民理解を深め、行政と町民、町民と町民をつなぐコミュニケーションツールとして支持されるよう、既存の広報媒体が有効に活用されることを求めます。今回は住民サービスの観点から質問させていただきましたが、同時に、情報発信はシティプロモーションとしての役割も大きいものがあります。幕別町の魅力発信、交流人口の増加、企業誘致などにつながるよう、今後も分かりやすく工夫を凝らした発信を期待して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11 : 55 休憩

13 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

高齢者が安心して暮らせる社会をであります。

65 歳以上の高齢者は、全国で 3,600 万人に上ります。高齢者は、「多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者」「豊富な知識と経験を有する者」として「敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」と老人福祉法に明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任であります。ところが、社会保障費の自然増は圧縮され続けています。新型コロナの感染が広がると、重症化・死亡のリスクが最も高い高齢者は、文字どおりの命の危機にさらされてきました。そして今、高齢者は、物価高騰・生活必需品の価格急上昇の中で、最も深刻な被害を受けているといえます。

高齢者が大切にされ、安心して老後を送れる社会の実現を求め、以下についてお伺いいたします。

1、自家用車を利用できない高齢者等、移動が大きく制限される移動制約者の支援についての考えは。

(1) コミバスの札内と幕別間の運行について。

(2) 外出支援サービスは回数に制限があり、利用者から増やしてほしい声が大きいです。サービスの拡充について。

(3) 高齢になると通院や買物が困難になり、タクシーを利用する場合あります。経済的負担が大きいです。そうした中で、タクシー代補助制度の実施について。

2、公営住宅の支援についての考えであります。

(1) 減免制度の利用状況。

(2) 物価高騰対策公営住宅入居者への電気代支援。

(3) 公営住宅のLED化です。

3、町が実施している高齢者支援について、住民の方に知ってもらい、利用される制度になることが大切であります。周知方法の充実に向けての考えは。

4、道内では18自治体が実施している高齢者補聴器購入助成制度の実施の考えについてであります。以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者が安心して暮らせる社会を」についてであります。

本町の本年5月末の人口2万5,751人のうち、65歳以上の方は8,814人、高齢化率は34.2パーセントとなっており、住民の約3人に1人である高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町ではこれまで、社会全体で温かく支え合う「地域包括ケアシステム」の推進をはじめとした、高齢者やご家族、地域の住民を支援する施策を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日に感染症法上の類型が5類となったものの、流行時には感染拡大予防のため、特に重症化リスクの高いと言われる高齢者が、国が推奨していた3密の回避や人との接触を避けるための外出自粛を遵守することによって、人との交流、人とのつながりが希薄になり、高齢者の生活や行動に大きな変容をもたらしました。

本町としましては、できる限り早くコロナ禍前の生活に戻ることができるよう、地域で行う高齢者との触れ合い事業や、健康・体操教室などを通して、高齢者の健康づくりや、高齢者の生きがい活動を支援し、高齢者を取り巻く生活環境を整えてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「自家用車を利用できない高齢者等、移動が大きく制限される「移動制約者」の支援についての考えは」についてであります。

一つ目の「コミバスの札内と幕別間の運行について」であります。

コミバスは、地域間幹線系統である鉄道や路線バスに接続する幕別・札内両市街地の公共交通空白地域を解消する路線として、平成25年10月から本格運行を開始し、現在、幕別駅前を発着地点として幕別市街地を循環する「まくバス」が1日5便、札内支所を発着地点として札内市街地を循環する「さつバス」が順回りとは逆回り合わせて1日9便運行しており、通学や通院、買物利用など、交通弱者の移動手段として利用されているところであります。

運行開始から10年となる本年度は、利用者の要望などを踏まえ、運行経路の変更や乗降場所の見直しなど、買物利用をはじめとした利便性の向上を図り、さらには高齢者の外出支援や健康寿命の延伸、免許返納者の移動手段の確保対策として、75歳以上の高齢者と65歳以上の運転免許証自主返納者の運賃を本年7月から無料とすべく、準備を進めているところであります。

一方、幕別札内間の公共交通には鉄道と路線バスが運行しており、鉄道は普通列車が1日に上り13本、下り14本運行し、路線バスは帯広陸別線が1日9往復、幕別線が1日3往復運行しております。

鉄道と路線バスの運行便数を合計しますと、現在、幕別から札内方面には1日25便、札内から幕別方面には1日26便が運行されており、これら地域間幹線系統と両市街地を循環する「まくバス」や「さ

つバス」と乗り継ぎ利用することにより、幕別札内間の移動を確保しているところであります。

このようなことから、幕別札内間の移動については、現段階においては、鉄道・路線バスとこれに接続するコミバスにより確保されているものと考えておりますが、今後は公共交通全体の更なる利便性向上を図る観点から、本年度アンケートを実施し、住民ニーズや既存の鉄道・路線バスの利用実態などを把握した上で、運行需要や運行方法について調査研究をまいります。

二つ目の「外出支援サービスは回数に制限があり、利用者から増やしてほしい声が多い、サービスの拡充について」と、三つ目の「高齢になると通院や買物が困難になり、タクシーを利用する場合、経済的負担が大きい、タクシー代補助制度の実施について」は関連がありますので、併せて答弁いたします。

本町では、65 歳以上の高齢者の方の医療機関への通院や買物などの外出を支援するため「外出支援サービス事業」を実施しており、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方で、身体が虚弱なため公共交通機関の利用が困難な方などはワゴン車で、歩行が困難であり、通常の自動車による移動が不可能な方等はリフトつき車両で送迎を行っております。

「外出支援サービス事業」では、利用回数を 2 か月に 5 回までとしておりますが、公的機関や福祉団体が実施する行事等へ参加する際の利用は、この回数に含めておりません。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種の際は、会場への移動が困難な方については、臨時的な措置として、通常の利用回数に含めずにご利用いただくなど、柔軟な対応をいたしました。

現状においては、町外の医療機関への受診に利用される方が多数を占めており、病院の受診間隔は、多い方で月に 2 回から 3 回であり、こういった利用者からは、通院と他の用事での利用を含めても、2 か月で 5 回では不十分だという声はお聞きしておりませんので、現時点では、利用回数を増やすことは考えておりません。

また、タクシー代助成については、本町においては、「外出支援サービス事業」や低料金でのデマンドタクシーを実施しており、加えて 7 月からコミュニティバスの 75 歳以上と 65 歳以上の運転免許証自主返納者に対する運賃無料化を実施する予定であり、経済的な負担を軽減しながら高齢者の外出を支援しておりますことから、現状のサービスに加えてさらにタクシー代の助成を行うことは考えておりません。

ご質問の 2 点目、「公営住宅の支援についての考え方は」についてであります。

一つ目の「減免制度の利用状況」についてであります。家賃の減免につきましては「家賃算定時において算出した入居者及び同居者の月収が 5 万円以下であるとき」「病気又は失業等により生計が困難になったとき」「災害により著しい損害を受けたとき」、及び「これらに準ずる特別な事情があるとき」を対象要件としており、減免額については収入区分に応じて、家賃の 3 割から 7 割までの 5 段階に区分し減免を行っているところであります。

利用状況については、令和 2 年度及び 3 年度がともに 249 世帯、4 年度が 263 世帯、5 年度は 6 月 6 日現在で 291 世帯となっており、全入居世帯のうち減免を受けている世帯の割合は 44.0 パーセントで、近年は増加傾向にあります。

また、本年度の 65 歳以上の高齢者世帯の入居は 342 世帯であり、このうち減免を受けている世帯は 175 世帯、51.2 パーセントとなっております。

減免制度については、これまでも入居説明会のときや、家賃の算定に必要となる収入申告書の提出案内のときなど、折に触れ減免制度の内容と申請の勧奨をしておりますが、今後におきましても、繰り返し丁寧に説明し、制度の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「物価高騰対策公営住宅入居者への電気代支援」についてであります。

不安定な世界情勢により物価高騰が続く中、北海道電力株式会社は令和 4 年 12 月に燃料費調整額の上限を撤廃し、さらに本年 6 月 1 日から主に家庭で使用する電気料金メニュー従量電灯 B の料金を 22.6 パーセント値上げしました。

これにより、一般家庭の従量電灯 B の電気料金は、契約電流が 30 アンペア、1 月に 230 キロワット

アワーを使用した場合、国の燃料費調整額を考慮しない電気料金としては、現行よりも 1,896 円値上げされることが北海道電力から発表されております。

電気料金の値上げは、電気を使用する全町民に影響を及ぼすものであり、公営住宅の入居者を含めた全町民が同じく負担増となっているため、公営住宅の入居者に限定した電気代の支援は、公平性を欠くため、実施する予定はありません。

三つ目の「公営住宅の LED 化」についてであります。

現在、建替事業を実施しております「あかしや南団地」を含め、平成 28 年以降に建設した公営住宅については、LED の照明器具が設置されておりますが、27 年以前に建設した公営住宅は、蛍光灯や白熱灯などの照明器具が設置されております。

公営住宅における LED 化は、消費電力の低減や電球等の長寿命化が図られ、入居者の電気料金の負担や、電球等の取替費用の軽減などのメリットがありますが、既存の照明器具は消費電力の少ない蛍光灯が多く、LED 化による電気代の縮減が少ないことから、蛍光灯が生産されている間は既存の器具を最大限有効活用することとし、器具の更新時に合わせて順次 LED 化しているところであります。

LED 化されていない公営住宅のうち、51.1 パーセントが建築後 30 年以上を経過していることから、今後におきましては、幕別町公営住宅長寿命化計画に基づく建替事業や改善事業の実施の際に LED 化を図ることはもちろんのこと、ゼロカーボンへの取組の中で、LED 化を前倒しして実施することについても、検討しなければならないものと捉えております。

ご質問の 3 点目、「町が実施している高齢者支援について、住民の方に知ってもらい、利用される制度になることが大切であり、周知方法の充実に向けての考えは」についてであります。

本町におきましては、「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、積極的に社会参加が可能となるよう、生きがい活動や地域活動に対する支援、独り暮らし高齢者等への支援等の在宅高齢者を対象とした事業を実施しております。

高齢者支援についての周知につきましては、日頃の民生委員児童委員の訪問や相談活動の中で、高齢者支援に関するサービスをご案内いただいたり、窓口においてリーフレットを配置するほか、窓口での相談や幕別町地域包括支援センターの職員等の訪問の際には、具体的な要望に応じて、詳細な内容を直接、お知らせしております。

また、窓口や訪問調査といった直接的な機会が少ない方にも周知が図られるよう、介護予防生活実態調査の際に、高齢者支援に関するリーフレットの配布や、相談したい場合に速やかに幕別町地域包括支援センターにつなげるよう、総合相談窓口の電話番号を印刷したマグネットを配布するなど、高齢者の方が相談先を様々な場面で知ることができるよう努めております。

町といたしましては、高齢の方が求める介護保険事業や、その他の在宅福祉サービスの内容や申請・利用方法などの情報が素早くご本人に届き、それを基に、必要に応じて利用していただくことが重要であると認識しておりますことから、健康教室や介護予防教室、しらかば大学や老人クラブなどへの出前講座等、あらゆる機会を通じて、事業の概要や相談先の周知を図ってまいります。

ご質問の 4 点目、「道内では 18 自治体を実施している高齢者補聴器購入助成を実施する考えは」についてであります。

補聴器購入に対する助成については、令和 3 年 8 月に幕別町議会において「補聴器購入に対する公的補助制度を求める」陳情を受理し、民生常任委員会での審査を経て、令和 4 年第 1 回定例会において、趣旨採択となったところであります。

現在、十勝管内における高齢者補聴器購入助成事業については、六つの自治体が実施しておりますことから、本年 5 月にその実績等の聞き取り調査を行ったところ、導入からの年次が浅いため、事業の効果を判断するには至っていないとのことであります。

町といたしましては、本年度策定する「第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に係る実態調査において、補聴器の使用状況や未使用の方の意向など、高齢者の補聴器に関するニーズを把握するとともに、補聴器を利用している方や、利用をやめてしまった方から、補聴器のメリット・デメリット

ト、使用に当たっての留意点などの聞き取りを行った上で、補聴器購入に対する効果的な助成事業の在り方について、できる限り早期に方向性を見いだしてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

先ほどご答弁にもありましたとおり、幕別町の高齢化率は、全国的にも同様に増えてきているなど認識しています。

幕別町の第6期総合計画では、2060年に、これから30年ですけれども、32パーセントになることが想定されているということが書いてありました。しかし今、ご答弁いただいたとおり、既に34パーセントという、もう既に2060年の想定を上回る高齢化率が占めています。

現在の新しい令和2年度の国勢調査でも、高齢化率は32.6パーセントと、やはり高い水準が生まれています。これはきっと、今後も高齢化率が増えるということは想定されますし、医療や介護もそうなのですが、高齢者福祉のサービスでも需要が増えること、今後も絶対増えることは間違いないと思っています。

こうした中で、町がそうした高齢者の方々に、支援をどれだけ幅広く提供できるのか、それが幕別町の高齢者支援であって、住みやすいまちづくりの一つになると思い、今回質問をさせていただきました。

一つ目です。移動制約者の支援について、いわゆる住民の足の確保であります。

ご答弁の中では、路線バスがその役割を果たしていますというようなことでありました。運行需要や運行方法については調査研究を行うということでもあります。私がお聞きしたいのが、今回、コミバスの改定の中で、地域公共交通活性化協議会の中で、幕別札内間についての議論がなされたのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまの質問についてですが、幕別町の地域公共交通活性化協議会というものがございまして、コミバスを含めて、公共交通について議論する場になっていますけれども、このたびの改正につきましては、コミバスのダイヤ改正につきましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、利便性の確保ですとか、高齢者に対する料金の無料化等を決めたところでありますけれども、コミバスについては、まぐバス、さつバス、それぞれ市街地を循環して、幹線系統につながるという路線を構成しておりますので、それをコミバスとして、幕別と札内間をつなぐかどうかという議論については、このたびの今回の改定に係る協議会の中では、議論はしておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） いわゆる幕別本町に住んでいる方々にとっては、やはり札内のほうに、病院なのか買物なのか、いろいろあるのでしょうけれども、やはり向こうに行きたいというお話があります。高齢者の多くの方はやはり乗り継ぐことが困難なのです。困難でない方は、普通にJRに乗ったりバスに乗ったり、全然問題ないのです。むしろ歩いていくというぐらいの健康な方もいらっしゃると思います。しかし、やはりコミバスを利用されている形の一つとして、ちょっと行きにくいけれども頑張って外に行きたいと、そういった人たちを応援するツールの一つとしても、今後期待できるものでありますから、やはりそうしたニーズをしっかりと把握して、できることがないのか、ぜひ議論をしていくことが必要ではないかなと思っています。

特に、前回コミバスのことでお話を聞いたときに、事業者との契約内容で、いわゆる契約内容があって、そもそも互いに交流を図ることが、契約上不可能というような回答があったのですけれども、現状もその内容は残っているのでしょうか。お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） コミュニティバスです、まぐバス、さつバス、それぞれ現在は十勝バス

さんが運行主体、実際にバスを運行されているわけですが、運行に当たっては協定を結んで運行をしておりますので、現在の運行内容について協定を結んでいるというのは変わっておりません。

ですので、協定の内容どおりに、現在、まぐバス、さつバス、それぞれが、市街地を循環しているという状況であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほどもお答えいただきましたけれども、やはり協議会の中で、既にこの部分は既定路線、触ることができないという中で、そもそもの議論に上げることができないというものはあるのかと思っています。そういったことも踏まえて、可能なか不可能なのか、いろいろな方法があると思うのですけれども、そういうところも議論していくことは、やはり協議会としても、いわゆる町の施策の一つとしても、やるやらないはいろいろありますけれども、やはり議論をしてどうなのかというのは、図るべきだとは思いますが、それについては、やはり今後も考えていただきたいところなのですが、そういったことは可能でしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コミバスの運行につきましては、いわゆる鉄道、バスの地域間幹線系統、これの運行に影響を及ぼさないということが大前提としてありますので、その支障にならない範囲で幕別札内間を結ぶことは、不可能ではないというふうに私は思っていますので、それにしても、ニーズがどれほどあるのかということは、実際つかめておりません。ですから、そこの実態をまず把握をした上で、それがかなりの要望があり、しかも今の路線バス、鉄道の運行に支障を来さないような範囲の中で、運行が可能かどうかということは、私は検討していく価値はあるというふうに思っておりますので、決して全く、今こうだから、今、幕別札内は走ってないから検討しないと、そういうものではないというふうに認識しています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、音更町が本町と木野を連結して運行されているのです。そういったことは、やはり住民の方も理解しているのです。特に幕別の場合は、本町と札内、結構距離感がありますので、いろいろそれこそ問題が発生すると思うのですけれども、やはりあっちの町ではできているのに、うちの町ではなかなかできないのかということは、絶対発生するのです。そういったところから、町としてどういった方向性というか思いを持って、これに取り組んだのかということは、やはり大変な重要なことであり、それを知らせるということは、町の政策を進める上でも、大変重要な意味合いがあるのではないかと、今回提案させていただきました。

町長のほうから、その可能性については、今後、今すぐ決まったものではないということでもありますので、ぜひ今後こういったことも踏まえた中で、柔軟な対応を我々は求めたいと思っています。

もう一つが土日の運行なのです。前回、そのこともお話ししたのですが、考えていないと、なかなかそういったニーズがないというお話があったのですが、私がコミバスのことで少し聞くと、幕別札内間もそうなのですが、土曜日、日曜日に要は買物に行けないと、状況もあるのですが、いわゆるコミバスが住民の足になっているのだとすごく感じ、思いました。そういった中で、こういったところもやはり議論していく必要があるのかなと思って、やはり町として今回の協議会の中でこういった議論はされたのかと、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） コミュニティバスの土日の運行についてのご質問でありますけれども、このたびのダイヤ改正に当たって、土日の運行をするかしないかということに関する議論については、協議会の中ではやっておりません。先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、今後、また今年度、住民の方、それから利用者の方に対するアンケート調査を実施する計画がありますので、その中で、土日の運行のニーズも含めて把握に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町が予算を取ってコミバスを運行しているものですから、やはり多くの方が利用できるものになっていくことが望まれますので、やはりいろいろなニーズを把握した上で、ぜひそういったものを検討していただきたいと思います。特にやはり日常的な移動手段としてコミバスが使われておりますので、そういったところを充実させたものになるよう、しっかりと改善を図っていただきたいと思います。

2番に移ります。外出支援サービスの拡充についてです。

今、町長のほうからは、現状では回数を増やしてほしいというニーズがないということでありました。現在、外出支援サービスが年間1,000万円近い予算が計上されて、利用者から本当に喜ばれている制度なのです。本当に拡充して、幕別町のいわゆる大きな施策の一つとして、もっと広がればいいなというふうに思っているところなのですが、近年、利用者がすごく減っているような状況があります。平成30年では2,300、令和元年では2,200、令和2年では1,900、令和3年でも1,000を切るような状況になっています。コロナの影響もあるのかもしれませんが、やはり利用していきたい、利用可能な状況があるのであれば、その都度状況を精査して、利用が図られるような対策を取っていくべきなのもありますし、何よりも先ほどお話ししたとおり、私が歩いている中では、回数を増やしてほしいということと、利用を認めてほしいという声、この二つがすごく大きいのです。こういったものを拡充して、よりよいものにしていくことは、本当に大切であろうと思います。拡充することで、対応できるかについて、ぜひご検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 過去の利用実績を見てみますと、1人当たり最大限二月に5回ですから、30回利用できるわけです。目いっぱい利用するとしたら。その30回の枠に対して、令和2年度で1人当たり11.0回、令和3年度で10.9回、令和4年度8.9回と、コロナの影響は多少あって、漸減傾向にあるのかなという気はいたしますけれども、いずれにしてもその前においても、フルに使っているという数字的な状況はありません。ですから、個々には足りないという人がいらっしゃるのかもしれませんが、トータルで見たときには、枠内で収まっている。二月で5回という枠内で収まっているというふうな認識を持っておりますので、そこはもう少し、今のところ利用者からはこれで全然足りないわという話を聞いておりませんけれども、さらに状況を把握する必要があると。そうした中で、本当に足りないのであれば、それは拡充しなければなりませんけれども、ただ言えることは、これは本当に自分一人では外出できない人のためですから、これはバス代わりとかタクシー代わりではありませんので、そこはやはり厳格にしないと、公平性が保たれないと思いますから、そこも含めて、もう少し実態は、把握する必要があるのかなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） すごくいい制度なのです。住民の方もありがたいし、なくなると本当に、それこそ病院にもどこにも行けないという中で、残していただきたいと思います。

そうした中で、町長が言われたとおり、高齢者の実態を把握してお聞きするということはすごく大切なのですが、声がなかなか出しにくいという声も実はあつたりします。要はせっかくその制度があつて利用していて、これ以上を求めるのは私のわがままなのかもしれない、ここで済まさなければいけないといった声が、実はあつたりするのです。

町長が言われたとおり、まだ余裕があるというような状況であれば、個々に応じた制度の設計というものも考えていくとともに、どうしてももっと利用者を増やして、今言われたとおり基準を設けることは大切なのですけれども、利用したいのですけれども利用できない人たち、いろいろな状況があるので、その人たちも少しでも利用できるような状況を考えたときには、車両や運転手の確保は行って、予算が確実にかかるものなのですけれども、そうしたことを図る必要が、私はあるのではないかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは予算は確かに1,000万円以上年間かかっております。これを拡充して回数を増やすとかということになってくると、さらに予算が増えますので、これはコミバスとはちょっと違って、コミバスは運行している中の乗車密度をなるべく上げていこうというので、それとはちょっと違いますので、そこは需要はどうあるかということを確認につかまないと、これはおいそれとは、二月5回が10回でいいということにもなりませんし、まずは私も今回の公約の中で、声なき声に耳を傾けるとか、声なき声を拾うと、このことを公約に掲げておりますので、しっかりそのことも含めて、状況を把握したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ期待したいと思います。

3番に移ります。タクシー券の実施についてです。

幕別としては、今の現状では多様な公共交通施策を持っているために、考えてはいないというようなことでありました。町長が言われたとおり、たくさんの事業を展開することによって、生活の向上や質の向上というのは、図られていくのだろーと思っております。よりよい幕別町、高齢者に優しいまちづくりを目指すのであれば、多様な事業展開を行うことが、やはりこれも求められていると、私は認識しています。

特に、前回、予算委員会でもお話ししましたが、広尾町では重層的支援体制整備事業の中で、タクシー代の助成を行って、タクシー券を配って利用してくださいという話をしていました。皆が皆それを使うというわけではないのですけれども、やはり町としてこういった応援をしていますというふうな、いわゆる施策の一つだと思うのです。新得町でも、やはりコミバスを運行しながら年間1万円のタクシー券を配布して、すごく喜ばれています。

住民の方は、やはり知っているのです。新得ではこういうことをやっています、広尾ではと、本当によく知っているのと、私もすごい関心を持っているところなのですけれども、やはりこういった先進的に事業が展開されると、すごくいい事業だと思った住民たちは、やはりそういったものがうちの町でできないかどうかを、ぜひ考えてほしいと思うのです。ぜひともそういったところも、住民から求められている事業ですから、ぜひそういったところを考えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 多様な幅広のサービスが提供できれば、それにこしたことはない、それは私もそう思いますし、できることならやりたいと思いますけれども、やはりそこには財源が必ず必要でありますので、限られた財源をいかに有効に使うということになれば、選択と集中ということが必要になってまいりますので、そういう中で最大限やれることを今やっているということでもあります。

重層的を活用してというお話もありましたけれども、我が町において、これまで実施してきた事業を、できる限り重層的の中で取り込んで、サービスの提供ができないか。いわゆる少ない経費でというか、国からの補助をいただきながら、今までと、あるいは今まで以上の事業展開ができないかということで重層的の事業に移管しておりますので、そこを活用して回数増やすとか、サービスを広げるとかというのは、無理なのかなと思っています。やるとしたら、重層的の事業を根本的に見直していく。これまでやってきた事業も根本的に見直して、スクラップ・アンド・ビルドの中で、何を、ではやっていくかということにしかなくていかないのかなというふうに思っていますので、その辺の財政的事情がある中で、できる限り選択と集中によって、実施をしているということについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 幕別町も重層的の事業で、ソフトウェアのほうで充実させていく。広尾町さんのほうは、ハード面で充実させていくという方向性で持ってきたのかなというふうに、私も認識しております。両方取ればすごくいいことなのですから、いろいろな状況もあるのですが、やはりよいものをつくっていく。いわゆる国の予算の補助で賄えるものですから、ぜひそういったものを活用し

て、取り組んでいただいたらどうかということで、今回提案させていただきました。

公営住宅についてお伺いいたします。

減免制度の状況について、お伺いいたしました。44 パーセントと本当に高い確率の方が減免制度を利用されているということを、今回、質問の中で理解いたしました。

今回、コロナになってやはり収入が減った場合、町としてそういう制度が利用できたのか、減免規定が生かされたのかについてお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 減免制度の利用状況でございますけれども、こちら、令和5年の6月6日現在の数字になりますけれども、先ほども町長の答弁のほうにもございましたけれども、全体で減免制度を利用されている方が662世帯中291世帯ということで、令和2年度、3年度、4年度から増加傾向にあるという状況でございますので、今回のコロナの関係でも、減免制度を利用されているという方が、増えていたのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 確認させていただきたいのですが、要は先ほどご答弁をいただいたのですが、その中に収入が著しく低下した場合というものがなかったのです。要はそういったことが、その年、本来、公営住宅は、前年度の収入に応じて、今年度の家賃が決まるというようなものですから、ただ、コロナの影響ですとか、そういった状況があったときは、その年に収入が減少されたときに、制度が受けられるのかどうかをお聞きしたいのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） まず家賃の減免の関係になりますけれども、これにつきましては、毎年入居者の方に収入申告をしていただきます。その収入申告に基づきまして、家賃の算定を行うときに計算します政令月収といいますけれども、この月収が5万円以下の場合に、減免の対象になるということで、毎年そのような計算をさせていただいて、減免の対象の方には、減免の制度の利用についてお知らせをさせていただくとともに、ご利用についてのご説明をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 減免の基本はそのときの状況に応じてなのですが、要は収入が著しく減ったかどうかというのは、減免申請するときには、この年は減る可能性があるからという申請という認識だったのですが、私はもう既に減ってしまったと、そういう状況で利用できるのかというところで質問をさせていただいたのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 年度途中の、コロナで減収になったということで、減免の申請ということでは、事例はないというふうにお聞きしています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） もしそういった状況になったときは、減免を受けられるのでしょうか。いわゆる政令月収と照らし合わせたときに、著しくそれ以下になった場合、その状況になったときは、要は利用できるのかについてをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 入居者の方の収入が減少するということが分かる、収入が分かるものを、それをご提示いただいて、年度途中でもそのようなときには、今後の家賃について減免するということは可能でございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはりその内容について、なかなか分からないというか、理解されていないという。やはりあくまでも公営住宅の家賃算定は、前年度の収入ということで算定し、減免を受けるにしているその年、1月か2月、3月、4月のときに申告をして、去年も同じで今年も同じでしたというこ

とで申請されているという、毎年やらなければいけないもの、半年に1回やらなくてはならないもの  
ですから、そういった形でやられているのです。というのは、著しくそのときに収入が減少したとき  
に利用できる制度なのかというところを、やはりもう少し周知をしていただければということで、確  
認をさせていただきました。

今、課長の答弁では可能だということですので、その辺についても、ぜひ周知のほうをやっていた  
だきたいと思います。

町長のほうでは、物価高騰対策については、公営住宅だけでは公平性が取れないということで、考  
えていませんというようなお話でした。今、公営住宅というものを考えたときに、やはり公営住宅に  
住んでいる方の状況をぜひ見てほしいのです。要はやはりなかなか通常の家賃では払えない人たちが、  
やはり安価で安全で、税金を投入して住宅を町が、国が提供しているものですから、やはりそうした  
状況の人たちのことを考えた制度になるべきだと思うのです。やはりそうした中で、制度というか支  
援というものを、ちょっと全体というふうには変わってはくるのですけれども、そうしたことを考え  
た上で、支援というのは考えていただけないのかをお聞きしたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公営住宅については、比較的所得の低い方が安心して暮らせるためのものであり  
ますから、そういう点では、生活がづらいことは重々承知しているつもりでありますけれども、これ  
は別に幕別町に限ったことではなくて、全国どこでも同じような影響、物価高騰の影響を受けている  
わけでありますから、これは個々の市町村が対応すべき事由なのかというふうに考えたとき、私は  
これは根っこのところで、国が責任を持ってやはりやるべきである。これは、物価高騰は1市町村が  
やっても、全員ですから、対象は。そうしたら2万6,000人を対象にしてやるのですかと。あなたは  
所得高いからいいよねというわけにはいかないのです、やはり影響を考えたときに。ですから、そう  
なったときにやはり財源が物すごく必要になってくるわけありますので、そういう中においても、  
特に所得の低い方については、国なり道なりが支援をしているということでもありますので、それに加  
えて町が公営住宅居住者のみに支援をするということは、これは難しいとは言いません、できません  
と思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今回、町長が国がそういった対策を取るべきだということでお話がありました。

去年の予算の中で、幕別町にも8,000万円ほど、今回、地方創生臨時交付金が下りて、今回提案さ  
れるというようなことが、町長の報告でもありました。この中で予算分けを見ると、低所得者世帯へ  
の枠が、全体で1兆2,000万円を国が確保して、その中で低所得者世帯支援枠が5,000万円、LPガス  
を含むエネルギー・食料価格の高騰対策推進事業メニューに7,000万円というふうに来ているのです。  
そうした中で、自分の町でそういったエネルギー高騰対策を行うメニューだと来ているものですから、  
そういったところも活用して取り組むということは、私は必要であるし、減少してもそういったもの  
のために予算が計上されているのかと思っていますので、町長の言い分も分かります、確かに今でも。  
やはりそういった予算でこうやってメニューが来ているものですから、そういったところもぜひ目を  
向けて対応を取っていただきたいと思います。

2番目です。次に移ります。LED化についてです。

環境問題を、回答としても、前年前倒しで実施していきたいというようなことでありますし、エネ  
ルギーの消費を考えたときには、今の現状でも大きく変わらないというようなことでもありました。  
町長も言われたとおり、ゼロカーボン、環境問題、気候危機の問題で、省エネを進めていくことや、  
交換をなるべく少なくして、よりよいものを長く使っていくという意味でも、やはりLED化や替えて  
いくということが大切なのではないかと思います。特に外にある街灯、夜間ずっとついているも  
のですから、やはり住民の方の皆が自治会費を払っているのです、この心配があるものですから、そう  
いったものも考えて、やはり対策を取っていただきたいと思います。

今、電気代が6月から20パーセント上がりました。9月には、今度国の支援の1キロワットアワー

当たり7円のエネルギー対策がなくなるのです。あくまでも激変緩和策ですから、10月になったらさらに2割抑制されたものが2割上がると。2割上がって2割上がって、全体で4割になるのかはちょっと分からないですけれども、何も支援がなかったら、本当に10月以降電気料金が大きく加算すると。こうした中で、国に求めていることもあるのですけれども、町としてもやはりこの問題を考えていかなければいけないのかなと思って、提案をさせていただきました。LED化についてですが、ぜひ前倒して早急に図っていただきたいと思いますので、期待したいと思います。

周知状況についてです。周知については、いろいろな方にご利用をいただいて周知を図ってきたということで理解はしているのですが、ハンドブック等を使ってお知らせをするということはすごく理解をしているのですが、やはり何せ字が多いのです。なかなかこれはどういう内容ですかと聞かれることがすごく多いです。そういった中で、こういった細かくて難しい制度というものの中にはあるのですけれども、やはりもっと分かりやすい制度を周知していただくということが具体的にありますので、そういったところを丁寧にやっていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 減免の周知の関係でございますけれども、周知につきましては、新たな入居者の方につきましては、入居説明会を開催するに当たりまして、公営住宅のハンドブック、これに記載をいたしまして、説明会の席上におきましても制度を説明しているという状況でございます。

また、既に入居をされている方につきましては、毎年7月に翌年度の家賃の決定に係ります収入申告の提出案内を送付する際に、減免制度に関するチラシを全入居世帯にお配りをして、周知をしているところであります。

また、毎年2月には家賃決定に係ります公営住宅収入認定通知書を送付する際に、全入居世帯へ減免制度に関するチラシを同封するとともに、減免申請書を併せて同封をしております。

また、減免対象の方が申請しないような場合につきましても、電話連絡を行うほか、戸別に訪問をしまして減免制度を説明し、利用を進めているところであります。

今後におきましても、丁寧に分かりやすい制度の説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） ご質問にありました高齢者支援のサービスに関する周知方法についてでありますけれども、荒議員おっしゃるとおり、全てのサービスをお見せして、そこから読んでいただいてサービスの内容を選択していただくというのは、非常に高齢者の方にとって困難なことかとは考えております。

先ほど申し上げたとおり、基本的には対面での訪問、窓口での相談、そういったときにどんなサービスを必要とされているのかということをしっかり聞き取りしながら、こちらでどのようなサービスがこのように受けられますというようなことの説明をしていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ課長だけではなくて、現場に行かれる方が皆そういった認識で取り組んでいただけるように、ぜひやってほしいなと思っていますので、ぜひ、やはりたくさん抱えて、たくさんの方々からの要望があるものですから、やはりなかなかその要望がすごく多くなってちょっと抜けるというようなことも可能性としてはあるのだと思うのですが、そうした中で、やはり困ったことをぜひ一つ一つ取り上げて、町長ではないのですけれども、声なき声にぜひ対応していただきたいと思いますので、まとめたいと思います。

補聴器の考えについてです。

町長からの回答を見ると、単純に今後の具体性ということだったのですけれども、方向性というようなことだったのですけれども、方向性がまだ見えていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 方向性が見えていないというよりは、必要性を十分認識しておりますので、ただ、では助成するときに制度設計が非常に難しいなと思っています。これは1回買えばいいというもので

はない。合わなかったらどうするのとか、非常に定着していない、人によっては非常に定着していないということがありますから、ではそれがうまく合わなかったら何回までいいのですかということもありましょうし、値段もどこにターゲットを絞ればいいのか。障がい者に対する補助制度はありますけれども、それを上回るようなことにもならないだろうということになってくると、これは補助対象であったり金額であったり、あるいは更新できる期間であったり、非常に私は制度設計は難しいと思っていますので、これは先行している町が東部にも、豊頃町、池田町とありますので、そういったところはほぼ3年間の実績が今出てきますので、そういったところの苦労話をしっかりと聞きながら、よりよいものをつくらなければならないと、そういう認識であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひよりよいものができるように期待したいところではありますが、やはり町でも今回議会で要望があったときに、町として補聴器をかけている方へのアンケートを取っていただいたときに、やはりもっと早い時期から使えたらよかったという回答が6割あったのです。やはり多くの人たちが、もっと早く利用したら、もしかしたらもっと違ったのかもしれない。こんなに聞こえるのであれば、もっと早くあったほうがよかったかもしれないと、そういった意味ではサポートと制度というのが、一体的に進めることが、やはり私は必要だなと思っていますので、そういったところも今後の制度設計の中に入れていただいて、早いタイミングでそういったものが実現していけるように、町に求めたいと思います。

やはりこれから高齢化社会、少子化社会の中で高齢者の方たち、当然私たちも最終的には高齢者になるわけですから、そうしたときに幕別町は本当にいい町だと思えるような町を、今からでも全然遅くないと思うので、そういったことを見据えて、しっかりと少子化対策、子育て支援だけではなくて高齢者対策も同時に並行してやっていただければと思います。町長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そうですね。私の永遠のテーマは、人口減少対策といえますか、年齢構造の若返りを図っていくということであります。そればかり言っていると、お年寄りから、俺らはどうでもいいのかいと言われかねないわけであって、それは非常に私も気にしています。

ですから、高齢者の方には、一生をこの幕別町で元気で、亡くなる寸前まで元気で暮らしていただきたいと、そういう思いでありますので、やはり健康寿命と平均寿命の間の間隔を狭めていく、そういうことが必要であろうというふうに思いますので、健康増進をいかにやっていただくか、そのための生きがいがいづくりも含めて、高齢者の方には一生を幕別町で元気で過ごしていただきたい、そういう思いでありますので、なかなか期待するのは難しいですけども、気持ちはそういう思いで様々な施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 最後ですが、やはりコロナで高齢者の方で外に出られなくなってしまった、出にくくなってしまったというのは、すごく大きなマイナスになってしまったと思っています。この問題は過ぎてきてしまったことなので、今度は健康であることと発信できること、両方のことを踏まえた対策も、すごく大変な、それこそ健康だけではなく命のことも考えたことをやっていかななくてはならないという意味では、すごく大変だとは思いますが、そういうところもぜひ気かけながら、施策を充実させていただくことを期待し、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:57 休憩

14:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

子どもたちに豊かな学びを保障する少人数学級の推進と教育環境の整備を。

2021年、一人ひとりに手厚い教育をという世論と運動が、40年ぶりに小学校の学級規模縮小を実現させました。北海道を含め各都道府県や市町村が、国の段階的实施に先行して取り組む、また、さらなる少人数化に踏み込む動きも広がっています。

小学校35人学級は一步前進ではありますが、20人台が当たり前の欧米諸国と比べればまだまだ大き過ぎます。ましてや中学校2、3年生はいまだに40人学級のままです。増加する不登校の児童生徒への丁寧な対応や、教職員の多忙化解消にとっても少人数学級は喫緊の課題です。

本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業の在り方を変える、学級の雰囲気落ち着き安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性が生まれるなど、教育に新しい可能性をもたらします。小学校1、2年生を25人以下学級にしている山梨県では、自己肯定感や学習意欲の向上、不登校やいじめ対策などの効果が報告されています。

小中全学年で早急に35人学級にするとともに、将来的に20人前後の学級となるよう、少人数学級を段階的に推進することが求められます。少人数学級化を加速させるとともに、教育環境の整備を進めるために、以下の点を伺います。

1、少人数学級の推進について。

（1）以下について、学級の数と来年度以降の見通しは。

①中学校で35人を超えている学級。

②中学校で特別支援の在籍を含めると40人を超える学級。

③小学校で30人を超えている学級。

④小学校で特別支援の在籍を含めると35人を超える学級。

（2）幕別町で、中学校35人学級、小学校30人学級を実現するのに、それぞれ必要な予算は。

（3）少人数学級を前進させる重要性について町の認識は。また取組は。現場へ出向いての実態調査や教職員・児童生徒・保護者の声を聞く考えは。

（4）国に、少人数学級を前進させるため、OECD諸国の平均並みに教育支出を増やすよう求める考えは。

2、子どもたちに充実した教育環境の整備について。

（1）普通教室で個人ロッカーが設置されていない教室に設置する考えは。また、ロッカー設置のための予算は。

（2）自転車通学の子どもたちにヘルメット購入助成やヘルメットの保管場所の設置についての町の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸）

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちに豊かな学びを保障する少人数学級の推進と教育環境の整備を」についてであります。

公立の小中学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる「義務標準法」により定められておりますが、国は、令和3年の改正により、3年度から7年度までの5年間かけて、公立の小学校の学級編制の標準を、それまでの第2学年以上40人を35人に、段階的に引き下げる措置を講じたところであり、これにより本年度の通常学級については、小学校第1学年から第4学年までの学級編制の標準が35人となっているところであります。

また、教育環境の整備については、第6期幕別町総合計画の第4章第2節の「生きる力」を育む学校教育の推進として、子ども一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身につけ、よ

り快適な学校生活を過ごすために、幼児、児童及び生徒の推移など長期的展望に立って、学校施設の計画的な整備、改修を推進しているところであります。

ご質問の1点目、「少人数学級の推進について」であります。

公立の小中学校の学級編制については、前段で申し上げたとおり、「義務標準法」により定められておりますが、北海道では、小学校の発達の段階に応じた基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着、学校生活の円滑な適応などを図るとともに、中学校第1学年における初等教育から中等教育への継続する学習のための基礎的学力の向上を図ることを目的として、平成16年度から「少人数学級実践研究事業」を実施しております。

令和5年度は、小学校第5学年で1学級当たりの児童数が35人を超える学校、第6学年で基準学級数が1学級で1学級当たりの児童数が35人を超える学校、さらには、中学校第1学年で2学級以上で1学級当たりの生徒数が35人を超える学校が対象で、本町では札内東中学校の第1学年が、義務標準法による2学級から3学級で編制しているところであります。

一つ目の「学級の数と来年度以降の見通しは」についてであります。以下、本年5月1日現在の児童生徒数を基に申し上げます。

はじめに、「中学校で35人を超えている学級」については、本年度は札内中学校の第2学年が、3学級編制で1学級当たり36人または37人の在籍、札内東中学校の第3学年が、2学級編制で1学級当たり39人または40人の在籍で、合計2校で5学級となっております。

来年度以降では、令和6年度が同じく2校5学級で、1学級当たり36人から38人の在籍、7年度が1校2学級で、1学級当たり38人の在籍、8年度は35人を超える在籍はなくなる見通しであります。

次に、「中学校で特別支援の在籍を含めると40人を超える学級」についてであります。本年度は、1校2学級で、札内東中学校の第3学年が、2学級で1学級当たり42人または43人となっております。

来年度以降では、令和6年度が同じく1校2学級で、1学級当たり42人または43人、7年度も1校2学級で、1学級当たり42人または43人、8年度は40人を超える学級はなくなる見通しであります。

次に、「小学校で30人を超えている学級」については、本年度が2校5学級で、白人小学校の第2学年と第4学年が、それぞれ1学級編制で1学級当たり32人と31人の在籍、札内南小学校の第6学年が、3学級編制で1学級当たり40人または41人の在籍となっております。

来年度以降では、令和6年度が3校5学級で、1学級当たり31人から34人の在籍、7年度が同じく3校5学級で、1学級当たり31人から34人の在籍、8年度が3校4学級で、1学級当たり32人から34人の在籍となる見通しであります。

次に、「小学校で特別支援の在籍を含めると35人を超える学級」についてであります。本年度は、2校5学級で、白人小学校の第2学年と第4学年が、ともに1学級で1学級当たり39人、札内南小学校の第6学年が、3学級で1学級当たり42人または43人となっております。

来年度以降では、令和6年度が3校5学級で、1学級当たり36人から39人、7年度が同じく3校5学級で、1学級当たり36人から39人、8年度が3校4学級で、1学級当たり36人から39人となる見通しであります。

二つ目の「中学校35人学級、小学校30人学級を実現するのに、それぞれ必要な予算は」についてであります。

本年度の児童生徒数を基に町内全ての中学校において35人以下学級を基準として学級編制をいたしますと、2校で2学級の増、小学校において30人以下学級を基準として学級編制をいたしますと、2校で3学級の増となります。

必要な予算といたしましては、教員の独自採用が必要となりますので、会計年度任用職員を採用している他町の例で申し上げますと、報酬、共済費などを合わせて、教員1人当たり年間で約350万円

となっており、本町の場合、小中学校合計の5学級の増で、5人の教員を採用すれば、年間合計で約1,750万円の人件費が必要になるものと想定されます。

三つ目の「少人数学級を前進させる重要性について町の認識は、また取組は、現場へ出向いての実態調査や教職員・児童生徒・保護者の声を聞く考えは」についてであります。

少人数学級は、受け持つ児童生徒数が少ないことから、担任が一人ひとりに目が届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすい、さらに特別な指導や支援が必要な子どもに適切な対応ができるなど、個に応じたきめ細かな教育を行うことは、子どもたちの学力並びに体力を高めることに有効であると認識しており、また、学校管理者である学校長を通じて、教職員からの同様の声もあることを確認しているところであります。

しかしながら、町独自で少人数学級の配置を行うことについては、教員の独自採用や教室の確保等の課題もあり、現時点では実施は難しいことから、特別支援教育支援員の配置など、本町独自の支援策により児童生徒へのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「国に、少人数学級を前進させるため、OECD諸国の平均並みに教育支出を増やすよう求める考えは」についてであります。

本町では、個に応じた、きめ細かな指導を進めるために、毎年、学校の意向を踏まえながら、教育課程や指導方法の改善等に取り組む指導方法工夫改善加配や、児童生徒の状況に応じた学習指導を行う児童生徒支援加配など、北海道教育委員会の加配措置を受け教職員を配置しているところであり、本年度は小中学校9校に14人の教職員が加配されております。

また、小中一貫教育による中学校教員の小学校への乗り入れ授業など、学校独自にティーム・ティーチングを行うほか、町単独により、小中学校9校に、特別支援教育支援員を43人配置しているところであり、通常学級における生活や学習に特別な配慮を要する子どもたちの支援などを行っております。

教育委員会といたしましては、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「子どもたちに充実した教育環境の整備について」であります。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。

教育委員会では、令和2年11月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を策定し、児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう施設環境を維持管理するため、老朽化の進む学校施設の現状と課題を把握し、これまでの対症療法的な保全方法から計画的・予防的な保全方法へと維持管理手法を転換することで、中長期的な維持管理等に係る経費のトータルコストの縮減や平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能を確保することとしております。

また、学校施設以外の設備や備品などの教育環境につきましても、毎年度、各学校からの要望に基づき、必要に応じて計画的に修理、更新を行ってきているところであります。

一つ目の「普通教室で個人ロッカーが設置されていない教室に設置する考えは、また、ロッカー設置のための予算は」についてであります。

現在、町内小中学校の普通教室内に個人ごとのロッカーが設置されていないのは、札内中学校のみで、普通教室の後方には、ロッカーではなく、上着かけが設置されている状況であります。

しかしながら、昭和49年の校舎建設後、かばんの形状や教科書等の持ち帰りの考え方などが大きく変化しており、近年では、天板にクリアケースを並べ教科書等を入れ、中板を敷いた部分をかばん置場にするなど、様々な変化に応じて、工夫をしながらロッカーがない中で対応してきていると認識しております。

ロッカー設置のための予算については、おおむね 800 万円程度が見込まれますが、これまでも、限られた財源で最大の効果が得られるよう、学校の施設や設備、備品など、危険性や緊急性の高いものから、計画的に修繕や更新を行ってきておりますことから、札内中学校の普通教室へのロッカー設置につきましても、学校と十分協議をしながら判断してまいりたいと考えております。

二つ目の「自転車通学の子どもたちにヘルメット購入助成やヘルメットの保管場所の設置についての町の考えは」についてであります。

自転車乗車時のヘルメットについては、本年 4 月から改正道路交通法で、自転車を運転する人や同乗者の全ての人に、その着用が努力義務化されたところであります。

教育委員会といたしましても、これまでの各学校の交通安全教室などによる自転車の安全な利用等に関する指導に併せて、自転車乗車時のヘルメット着用のほか、自転車損害賠償保険の加入について、学校を通して各保護者にチラシを配布し、自転車の安全利用等に関して啓発を行っているところであります。

自転車通学については、小学校では、糠内小学校、札内南小学校及び札内北小学校以外の 6 校、中学校では、糠内中学校以外の 4 校、全体では 10 校で 483 人の児童生徒が通学に自転車を利用しており、児童生徒全体に占める割合では 24.0 パーセントとなっております。

自転車通学の児童生徒のうち、乗車用ヘルメットの着用者は 52 人で、その割合は 10.8 パーセントとなっており、全国のみならず、本町におきましても、努力義務という現状から、着用者は少ない実態であると認識をしているところであります。

ヘルメットの着用は事故発生時に被害軽減効果があり、有効な手段の一つであると認識しておりますので、自転車通学者のみならず全ての児童生徒に手だてする必要があると考えますと、その購入助成は大きな費用が伴うことから、限られた予算の中では難しいものと考えております。

また、ヘルメットの保管場所については、現状として、ロッカーやロッカーの上の空きスペースを活用するなど、ヘルメットの保管場所に困っている学校はなく、今後のヘルメットの普及状況を見ながら、保管する空きスペースがない学校がある場合には、個々の学校の状況に応じて、ヘルメットの保管場所を用意してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、自転車の安全な走行の観点から、今後も学校を通して児童生徒や保護者に対し、自転車を使用する場合のヘルメット着用の重要性について、普及啓発に努めてまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7 番（酒井はやみ） 再質問いたします。

子どもたちの豊かな成長をという国民の強い要求に押されて、文部科学省も 40 年ぶりに学級編制の人数を引き下げることにしたわけですが、この 35 人というのは通過点であって、中学校に広げることはもちろん、さらなる少人数化を進めることを求める声が上がっています。

私自身も、子どもたちの置かれている現状や不登校の急増や教員不足などの報道なんかから見ても、少人数学級の課題はもう条件ができればやるという課題ではなくて、国に本腰を上げてもらうためにも、待ったなしの課題として、町としても推進する必要があるのではないかと感じています。これまで支援の必要な子どもたちの個別の支援に丁寧に取り組んできていることはとても大切だと思うのですが、発達支援も含めて、あらゆる多様性を受け止められるインクルーシブな教育の在り方へさらに発展させることが求められている時代に入っていると思います。そうしたさらなる少人数化への方向性を見据えながら、自治体としてできることを今から手がけていくということが必要だと思います。このテーマを取り上げました。

再質問なのですけれども、最初に中学校 35 人学級、小学校 30 人学級を実現するのに必要な予算で、会計年度任用職員を 5 人教員として採用すればということで、1,750 万円とあったのですけれども、これ本当に会計年度任用職員の教員を増やせば、この少人数学級はできるのですか。ほかの県レベル

では、1人1,000万円の予算をつけて少人数学級を独自に実現しているという報道なんかも見えて、そういう予算が必要なのかなというふうに思っていたわけですが、会計年度任用職員で大丈夫なのかなという思いがあるのですけれども、このあたりちょっと改めてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 独自採用してでの会計年度任用職員と答弁で申し上げたところなのですが、答弁の中にもありますように、他町の例ということで今回、取り上げさせていただいたところなのですが、やはり正式に教員資格のある教職員として雇用すると、もちろん退職までという雇用になるのかとは思いますが。ただ、そうではなくて、他町のほうでも、資格はお持ちですけれども、例えば採用になっていない方だとか、採用を待っている方、そういった方を雇用することによって、短期間、会計年度ですのでももちろん単年度の雇用にはなりますけれども、そういった対応ができるということで、例えとして出させていただいたところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。例えということで受け止めさせてもらいます。これでいいとは私も思わないので。

それでは、次の質問ですけれども、幕別町もこの間35人学級化を進めてきた中で、そのメリットといますか、効果と、さらなる課題も実感してきているのではないかなというふうに思います。

21年度以降3年目になります。小学校6年生、小学校5年生ですかね、5年生までの少人数学級化が実現したことでの効果と、また見えてきている課題についてお答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 課題と効果という言葉のご質問かと思えますけれども。

少人数学級については、答弁の中でも申しましたけれども、少人数にすることによって一人ひとりの子どもにきめ細かな指導ができるというようなことがございますので、そういった意味では、これ、当然効果はあるものというふうに我々も認識をしておりますし、そういうふうに受け止めております。

あと、課題というのは、申し訳ないです、ちょっと質問がよく分からなかったところがありまして、申し訳ございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 35人学級が段階的に進められてきまして、その限界も感じておられるのかなという意味で、対象にならない学年があるだとか、35人までは行ったけれども、そこで十分だというふうにしていいのかどうかという点で、疑問をまだ感じるところがありましたらということで。例えば、今この35人学級が一定の範囲まで進んできて、それで万々歳でオーケーだという認識なのか、まだまだ課題があるという考えでおられるのか、その点です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 国は令和3年から7年まで5年間かけて、小学校の6年生までを35人学級にするということで、それに合わせて北海道の事業で、今年で言うと5年生と6年生ですかね、35人学級、実践研究事業で行われていますけれども、35人学級にすることによって、それが全てということではなくて、これは酒井議員もおっしゃられましたように、ここはやはり通過点であるというふうに私も考えておりまして、できましたら30人学級というようなことも町村会等では要望しておりますし、我々もそのことについては意を同じくするところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今、札内南小学校の現在の6年生、町内で唯一35人を超える学年で、支援在籍の児童も含めると43人、42人、42人という3クラスの6年生になっているかと思えます。1学年ずつ35人が適用されていたわけですが、その6年生の学年は一学年ずれているために、3年生からずっとその規模のクラスで4年間来ています。

この学年、来年は中学1年生になるので、35人学級に適用される学年なのですから、この学年だけがこういうふうにしてすごい規模なのですね。私も実際見に行かせてもらったのですけれども、子ど

もたち3人が席をくっつけている、それが横に3グループつながっていて、前が9人なのですね。そして、後ろ5列あるということで、真ん中の子どもは、もう教科書を置く場所もすごく狭い、6年生なので子どもの体も大きいということで、今、教科書がA4サイズなので、教科書を開いてB5のノートを開くと、もう開けないぐらいの机がいっぱいになっています。真ん中のお子さんは、もう横にもはみ出せないで、みんなきゅうきゅうな感じの印象も受けました。

また、一人通るのにぎりぎりの通路ということで、机間巡視して、先生が回っていけば、机のフックから物が落ちるだとか、そういう子どもたち同士の距離も近いので、お互いに視覚的にも影響を受ける、刺激を受けやすい、落ち着きがなかなか保てないお子さんには、そういう環境がとてつらいというような状況なのではないかなというふうに思いました。

こういうふうになることがこの学年は予想されたのですけれども、ここだけ何とかなれば、全体としてもうちちょっとよくなったのではないかなというふうな印象がありまして、何とかできないかという検討がされたのか、模索されたのかどうかということについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 本年度、札内南小学校の第6学年40人を超える学級編制が行われているということであります。

まず、どうしてこうなったのかという部分なのですけれども、本年度特別支援学級から通常学級への在籍変更があったり、転入者がいたということで、急遽121人というような通常学級の人数になりまして、そんな中で教育的配慮の観点ということで、卒業年度ということになりますことから、学級編制、再編制をし直さないで、そのまま3クラスで運営していくというような、文部科学省からの通知に基づく個別学校に応じた学級編制の弾力的な運用ということで、まず3学級で行わせていただいたところでございます。

先ほどから酒井議員のほうからご質問あります、中学校で35人、小学校で30人、何クラスありますかというようなご質問ありましたけれども、実はそれらが達成できない唯一の学校が、今、札内南小学校であると。要するに余裕教室のない学校が、今現在、札内南小学校であるだけだというふうに認識しているところであります。

ですので、酒井議員もおっしゃったように、そのほかのクラスは90人以下で、3クラスになっているので、ほかの学年については、もう既に30人以下というような学級編制になっているのですが、今お話ししたように、まず本年度については、物理的に札内南小学校で増やすことができなかった。さらには来年度については、札内中学校、こちらについては余裕教室ありますので、道の制度に乗りながら4クラス編制。ただ、課題としては、おっしゃるように2年生、3年生になったときにどうなのかということになるかと思いますが、こちらについては、今後、先ほどの教育長の答弁にありますように、国等にも働きかけているわけで、そういったものが早く実現されてくればというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 国の基準だとかいうことではもう決まっているので、それでやるということで来たのですけれども、一つなら教室を増やせる学校があるだとか、例えば支援在籍のお子さんを含めても40人は超えないようにしようだとか、柔軟にその年その年できるところから考えて、対応を検討できないのかなという思いがあるのですけれども、そのあたり中学校もそうですけれども、四十何人かというクラスありますよね、支援を含めて。そのことに心を痛めて対応しようという努力というか、姿勢があるのかなのか、ちょっとそのあたりお願いしたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 支援在籍の児童生徒については、基本的に支援学級の在籍ですので、普通学級との交流学习の中で、一緒に教室に入るとことは当然ありますけれども、そのときに人数が多くなるというのは、これは現段階ではやむを得ないかなというふうに思っておりまして、あくまでも在籍は特別支援の在籍ですので、別に学級があるということでもありますので、それを併せて行っている

その交流学习も含めて考えると、これはまた人数が増えてしまいますので、そこまでは制度としてはこれは難しいというか、無理ということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 町として、その年その年ちょっと柔軟に考えるということ、なかなか難しいということなのですかね。

では、次に行きます。

35人学級が、今、中学校2年生になると適用されなくなります。1年生のときは、支援のお子さん含めても、27人、28人と、30人弱だったのが、2年生に上がると、急に支援のお子さんも含めてですけれども、40人以上というようなクラスになります。その環境の変化というのは、中学1年生から2年生になる子どもたちにとっても、教員にとっても、大変な変化かなというふうに思います。

その移行期に子どもたちの不安や、子どもたちにかかる負担、保護者の心配、教員の負担感など、いろいろ課題があるかと思うのですけれども、どういう課題があると認識され、どんな配慮や対策がされているか伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 1年生のときには、道の実践研究事業である程度の少人数学級になっていたものが、2年生になってその事業が適用にならなくなることによって人数が増えてしまう。そういったことで、どうしても1学級当たりの人数が増えてしまうということはありますし、これに伴って先生の負担も増えるというようなこともあるというふうに認識はいたしております。

それで、対策ということでございますけれども、中学校ですから、教科によっては、例えば英語ですとか数学ですとか、そういったものについては、ある程度習熟度別でクラスを一時的に分けて、その教科のときに一時的に分けて実施するですとか、そういったようなことも実施しておりますし、あとは、先生がどうしてもTTですとか、複数入って目を行き届かせるだとか、そういったようなことで、これといって大きな対策、明確なというか、効果が大きな対策というのはなかなかやりづらいというか、できないような状況ではありますけれども、そういったことで環境の変化もありますでしょうし、先生方もいろいろな配慮をしながら、対応をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 実際にどのような困難というか、苦労だとか、実態があるのかというのは、調査もしていただいて、国のほうも中学2年生、3年生に広げることについて検討するという考えは持っているようですが、町としても、道や国待ちにならずに進めていく意義についても、真剣に検討していただきたいなというふうに思います。

質問項目の（3）に、現場に出向いて実態調査や、教職員・児童生徒・保護者の声を聞く考えはというふうに伺ったのですけれども、これについて直接のお答えがなかったかなというふうに思います。

実際、先ほど少し小学校6年生を見たときの感想というか、実態を少しお伝えしましたけれども、現場でもっといろんな実態や先生方の声や保護者の声もあるかと思うのですけれども、現状、現場に行かれて、40人を超えるクラス、35人を超える例えば小学校低学年のクラスの大変さとか、そのあたりは調査されているのか、される予定があるのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 我々も当然学校のほうには出向いて授業の様子だとか、そういったものも随時といひましようか、機会あるごとに見させていただいております。やはり大人数の学級については、先生方も苦労されているのも十分理解をしておりますし、認識もいたしております。

ご質問の中で、保護者だとか児童の声を聞く考えはないのかという答弁漏れていて申し訳ございません。ここにつきましては、先生方のご意見としては答弁の中でお答えしたように、校長等から通じてそういう声があるというのはお聞きはしているのですけれども、例えばPTAの役員の集まりですとか、PTAの集まりですとか、そういった中でこういう話題になれば、先生が多いほうがいいよねとかというお話は、たまに出るようなことはあるとはお聞きはしていますけれども、改めてやっぱり聞け

ば、これは先生の数は多いほうが良いというのも保護者の方も同じ思いでしょうし、お聞きすれば当然これは同じようなお考えだというふうに我々も認識をしておりますので、改めてそういったアンケート調査だとか、そういうことを実施する考えはございませんけれども、考えは一緒だというふうに我々も認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） そういった大人数のクラスで、子どもたちがどんな苦勞を抱えているのかということについては、なかなかすぐに見えてこない部分もあると思うので、気にかけてやっぱりつかんでいく必要があるのかなというふうに思っています。

それは、この間不登校が増加傾向にあるということも関係しているのですけれども、町でも、全国的にも増加傾向にあるという報道ですが、幕別町でも令和元年、令和2年は、5小中、合計で35人、32人だったのが、令和3年には53人というふうになっています。小学校は全町で各学年に1人というぐらいの不登校の子どもが、中学校に入ると、1学年に一気に15人程度と増加して、平均ですけれども、増加しているという結果があると思います。この不登校の子どもたちというのは、欠席が30日になる子どもたちであって、その周辺には30日に満たないけれどもお休みがちなお子さんだとか、保健室登校だとか、いろんな子どもたちもいて、この数の倍ぐらい、数倍いるのかなというふうに思います。

この点でも、2002年から33人学級を推進している山形などでは、不登校児童の減少や、欠席率の減少などにつながったという報告もあります。少人数のクラスだったら来られるというお子さんもいると思うのです。コロナのときの分散登校の際に、ふだんお休みがちだったけれども、分散登校のときなら来られたというお子さんがいたこともニュースで報道されていました。少人数の中でなら自分を出せて、認められる、安心していられることができるという子どもたちの居場所としての学校であってほしいと思うのですけれども、この大人数の学校のクラスということで、今その子どもたちの居場所が奪われているという現状があるのではないかなというふうに思うわけです。どんな子どもたちも安心して学べる環境を保障していくという意味では、インクルーシブ教育にもつながる意味かなというふうに思います。

この不登校のお子さんだとか、いろんな多様性を持ったのを認める学級運営にしていく上で、欧米では20人程度ということですが、少人数学級が欠かせないのではないかなというふうに思うわけですが、町としてはそのあたり、これからのインクルーシブ教育だとか、不登校の解決だとか、そこにつながるのではないかなという点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 不登校に関しての少人数学級をといるところですが、先ほど教育長が答弁申し上げますように、少人数学級でのメリット、要するにいいよということは本当に認識しているとおりであります。そういった部分では、おっしゃるように不登校の対策にもつながっていくのかなというところもあるかとは思いますが。

ただ、今、幕別町では、ご存じのように小中一貫教育ということで、やっぱり最大のメリットが中1ギャップ、そういったものの解消にもつながっていくのではないかなというところでも取り進めているところでもあり、さらに今、実は、1人1台端末ということもなって、不登校の方の中では今リモートで、ご自宅で授業を受けて、出席扱いで、今、対応しているというような、そういう対応も今行っているところであります。

いろいろな対応策ある中で、直接的にそのインクルーシブ教育が云々という部分は、今ちょっと答弁のほうは控えたいと思うのですけれども、不登校対策として、少人数学級だけではないいろんな方面から対策を講じていきたいというふうに考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） いろんな子どもたちが、不登校のお子さんといいましても、いろんな課題を抱えているお子さんがいるので、一律にこれをやれば解決できるということではないと思うのですけれ

ども、でも、いずれにしても、やっぱりどの子にも自分らしさを発展させる、教育を受ける権利はあるわけで、安心して過ごせる学校をつくっていくというのは、大きな流れとしては大事なことだなというふうに思っています。今の大規模な教育、学校授業、学級で、なかなか自分を出せないとか、不安で来られないという事態があるというのも現実かなというふうに思いまして、やっぱりそこは本人の責任ではなくて、やっぱりこっち社会の側といいますか、こちらの側に解決していく責任があるのではないかなというふうに思っています。

これからもっときつと少人数学級は進んで、世界でも進んでいくでしょうし、いかざるを得ないのかなというふうに思うのですけれども、やっぱり多様性を認め合えるような関係をつくっていくことが、これからの教育にも大きな課題になってくるのかなというふうに思います。ここはちょっとこれからのいろんな議論が必要な内容ですので、ちょっと今日言おうかなと思ったけれども、あまり深入りするのはやめておこうと思いますが、町としても、やっぱりどの子も安心して来られる居場所でもあり、学び、子どもたち同士の交流を持てる場としての学校をつくっていくという大きな姿勢というか、方向性を持って子どもたちにも示してほしいし、町民にも示していただきたいなというふうに思います。少子化ばかりがちょっと懸念されるような状況の中で、やっぱりこれからの町をこうしていく、子どもたちの教育をこうしてやっていくのだということが、やっぱり明るい未来として見えてくるような、そういう発信をお願いしたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

質問の（２）の個人ロッカーのことです。

優先順位を踏まえてということでお答えいただいたのですけれども、今のところ個人ロッカー以外に、優先順位として重視、やろうかなと思っていることというのは、何かあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 答弁の中で、優先順位を決めながら緊急性、そういったものという中で、今、具体的に何かありますかというのは、たくさんあると思います。その中で、順番に限られた財源の中で計画をもって進めているというところではありますが、今回、札内中学校のロッカーのお話になりました。こちら昭和49年に建築されて、その後平成20年、21年と大規模改修も行いました。その中から、学校とも当然必要性について、ずっとお話はしてきているわけです。

ただ、その中で、学校からあえて要望が出なかったというのは、先ほどの議員のお話にもありますように、やはりちょっと狭くなると、ロッカーで奥行きを持たせて整備することが、教室を狭くしてしまうというところから、ロッカーを設置しなくていいよという学校との話の中で、今まで進んできていたものであります。

私自身、札内中学校の卒業生でありますけれども、当時、肩かけかばんを机にかけて、教科書については全て持ち帰りでした。ですので、私がいた頃には、ロッカーの必要性というのはそれほど強く感じていなかったところなのですが、今、時代の流れもありまして、教科書の持ち帰りはなくなり、あえて置いてもいいよという中、そしてかばんについてはリュックということで、時代の変化もございます。そういったところで、改めて学校のほうとも確認をしましたところ、天板の上にクリアファイルで教科書を置いているのですけれども、やはりちょっと重量でしなっているという部分も確認は取れたところであります。

そういったことから、やはり安全性、そういった部分を考えて、今、学校と十分協議した上で考えている案としては、天板をもう一枚、板を交わして強化させる。そして、さらにかばんをたくさん、大きなリュック、並んでおりますけれども、並び切れない部分もあるので、その中板を2段にはわせて、ちょっとかばん余裕を持たせて置けるようにだとか、そういった工夫、これは教育委員会が決めただけではございません。学校と十分協議をして、学校としても教職員の方から意見をいただきながら、検討した上でのお話というふうに私どもも認識しております。

そういったことも今、計画をしていると、実際に今、取りかかっているわけではございません。そんなことも計画しているということを申し上げたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

私も急いで設置して、現場と思いがかみ合わないと困るなという意味もあってお聞きしたのですけれども、私も同じように敷地面積というか、床面積が狭くなるのではないかという危惧があるということもお聞きしていました。特別、札内中学校の教室が、ほかの中学校より狭いということはないのですよね。ちょっとそれ確認させてもらっていいですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 教室の面積なのですけれども、町内の小中学校で確認いたしますと、大体一教室 60 平米から 64 平米、そういった面積になっているのですが、ちょっと残念ながら札内中学校と東中学校、忠類中学校については、60 平米の教室になるというところで、やはり町内の中でもばらつきはございます。これは国で改めて基準というものが、明確なものがないので、その中での面積の中で建築されてきたというところで、札内中学校、東中学校、忠類中学校は若干狭いというのは認識しております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） とにかくにも狭いということなのかなというふうに思ったのですけれども、この中学校、洋服をかける場所も教室にはなくて、家庭にあるような洋服かけが廊下に置いてあるだとか、ほかの学校も物があふれて廊下にいっぱい置いてある学校がありますけれども、なかなか子どもたちが過ごしやすい環境といえるのかなと、いろいろ感じる場所があります。

ロッカーにつきましては、先ほどお話しいただいたように、学校の先生方や子どもたちにも十分意見を聞いていただいて、一番いい形を探っていただけたらいいのかなというふうには思っています。ほかに空き教室もないので、別の部屋にロッカーというのも難しいということですがものね。分かりました。

最後の質問で、ヘルメット購入についてお答えをいただきました。小学校で交通安全教室が行われているかと思うのですけれども、このときには自転車乗車時にヘルメットの着用はされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 各学校での交通安全教室ということですが、今はちょっと小学校ということで想定されますと、小学校のほうでは、今、自転車通学をされているお子様については、全てといえましょうか、もう 99 パーセントヘルメットを着用している状態ですので、当然その教室に来る際もヘルメットを着用して来ているというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 小学校で全員を対象に交通安全教室、低学年対象にやっていますよね。その際に自転車乗ったりしているのかなと思うのですけれども、自転車を学校に持って行って乗っていたりするのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 大変申し訳ございません。自転車通学者以外が自転車に乗って学校に行って教室を受けているという実態、すみません、私自身把握しておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。やっていたのですけれども、一部の学校かもしれませんが、今年から自転車を使わないで交通安全教室をやったのです。それどうしてかなと思ったら、ヘルメットの着用、全員に持ってこいというわけにいかないからなのかなというふうに思ったのですけれども、ちょっとそうすると、子どもたちが学ぶ機会が減ることになってしまうので、せめて一クラスずつやるということにして、貸与できるようにできないのかなということもちょっと思ったわけで、ちょっと検討いただけたらと思います。

今回は、補助制度のことですので、その点についてはそのぐらいにしたいのですけれども、全ての

子どもたちを対象にするのが本来だということで、それはとてもそうなればありがたいのですが、まず通学にどうしても必要な子どもたちへのヘルメット着用を推進していく必要があるかなというふうに思います。その上で、補助制度があれば、それを利用して、着用するという子も増えるのではないかなと思いますし、安全意識も高まるのかなというふうに思います。

実際に兄弟そろって買うとなると、3,000 円から 5,000 円ぐらいのもので、結構な負担かなというふうに思っています。まだ 10 パーセントぐらいのお子さんしか着用していないということです。それを推進していく上でも必要なかなという印象を受けたのですが、改めてお考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ヘルメットの助成の関係でありますけれども、答弁でもお答えしましたように、例えば通学で自転車を使っている子どもだけに助成するというのは、本来でないかなと私は考えております。学校に行くのに使うのでということではなくて、ふだんからやっぱり自転車に乗る子全員にやっぱり手当するのが筋だろうなというふうに私は思っておりますので、そこはやはり人数も多くなりますし、多額になるということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7 番（酒井はやみ） 実際には、通学のお子さん優先的に助成している自治体もあります。高知市だったかと思うのですが、本当はそうやって全員にするのがいいのかなと思うのですが、万が一通学中に自転車で事故に遭って、大けがをするということになると大変です。学校の往復で使う子どもたちというのは、自転車に乗る時間も長いかなというふうに思います。ちょっとここでの答弁はもうこれ以上難しいかなと思いますので、引き続き検討していただきたいなと思います。

保管場所についても、着用品が広がれば、また置く場所ということも大変になってくるのかなと。今は自転車の籠に入れているお子さんだとも多いのかなと思うのですが、札内中学校については、これまた自転車を置く場所に屋根がないという現状があります。もし、自転車、今、差し支えなければいいのですが、そこにヘルメットを自転車のところに置くとなると、どうしても雨対策も必要になってくるのかなと、そういうこともちょっと目配りしていただけたらと思います。もし、答弁あればお願いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ヘルメット、自転車置場のお話ですが、実はヘルメット着用者が多いのは、やはり小学校ということで、小学校ほぼ全員通学についてはヘルメット着用しております。やはりそういう意味では、中学生の着用率が低いかなというふうに考えています。

その中で、札内中学校に明確な駐輪場がないというのは認識しております。これ、永遠のテーマで今まで来ているのかなというところも踏まえて、先ほどから申し上げている必要性とか、そういったもの全体を考えながら、また学校とも協議していきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

15 : 05 休憩

15 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

1、命と健康が守られる国民健康保険制度に。

厚労省の統計によると、国保加入者の構成は無職（年金生活者も含みます）・非正規労働者・自営

業者・農漁業者であり、高齢化が進んでいます。

政府の試算では、加入者の平均保険税は、中小企業が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍です。協会けんぽ・組合健保は、雇用者と加入者が保険料を折半する仕組みがあり、国保より加入者の負担が軽くなっています。

国民皆保険制度の重要な柱を担う国保は、1984年の法改定で、国保の医療費部分への国庫負担率を45パーセントから38.5パーセントに引き下げ、抑制し続けてきた結果、国保加入者に大変重い負担を強いる制度になっています。

さらに、2018年から「国保の都道府県化」が始まり、保険税が統一されると幕別ではさらに引上げになる可能性があり、家計を圧迫します。

政府は、2024年に健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一体化させるとしています。厚生省は、マイナンバーカード保険証に別人の情報が誤入力されていた事例が、2021年10月から2022年11月に7,312件あることを発表しています。別人の情報を基に医療行為や薬剤の投与が行われることは、生死に関わる問題です。

- (1) 短期保険証、資格証明書の発行世帯と人数、その中で子どものいる世帯は。
- (2) 大家族ほど負担の重い均等割を廃止すべきであるが町の考えは。
- (3) 国保税の軽減を図るため、一般会計からの繰入れを行うべきであるが町の考えは。
- (4) 国庫負担率の引上げを国に求めるべきであるが町の考えは。
- (5) 国にマイナンバーカード保険証の中止を求めるべきであるが町の考えは。

## 2、75歳以上の医療費窓口負担2割の中止を。

2022年10月から、年収200万円、複数世帯は320万円の75歳以上の医療費窓口負担が2割となりました。200万円は、現役世代で言えばワーキングプア（働く貧困層）と定義される水準です。高齢者になればなるほど医療を必要とする割合が増えてきます。医療費負担が重いことを理由にして受診を控えれば、健康を脅かし、命を失うことになりかねません。国に75歳以上の医療費窓口負担2割の中止を求めていくべきであるが、町の考えは。

## 3、経済困窮による医療費負担の対策を。

全日本民医連が行っている「経済的な事由による手遅れ死亡事例調査」によると、無保険や短期保険証の人たちが半数以上だったことから、「窓口負担などが理由で受診できない実態がうかがえる」としています。失業・短期雇用・低年金など生活保護基準以下で生活している事例もあり、体調が悪くても医療に回す費用がなく、手後れになっている実態が明らかになっています。

- (1) 医療機関で実施している無料低額診療事業の周知をすべきであるが町の考えは。
- (2) 憲法25条の生存権の理念に基づき生活保護の周知をすべきであるが町の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「命と健康が守られる国民健康保険制度に」についてであります。

国民健康保険制度は、昭和13年に創設され、戦中戦後の混乱期を経て36年4月に達成された国民皆保険体制の下、我が国の医療保険制度の基盤として、また、最後のとりでとして重要な役割を担ってきております。

しかしながら、被保険者に占める低所得者や非正規雇用労働者、高齢者の割合が高いことなどから、保険者である市町村間で医療費や保険料の水準に大きな格差が生じ、財政運営及び事業運営の両面にわたって構造的な問題を抱えておりました。

こうした中、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う新たな制度として、国民健康保険の都道府県単位化がスタートし、制度の安定化を図っているところであります。

ご質問の1点目、「短期保険証、資格証明書の発行世帯と人数、その中で子どものいる世帯数は」

についてであります。

本町では、国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、保険税を滞納している世帯に対し短期被保険者証を、特別の事情がないにも関わらず保険税の納期限から1年を経過するまでの間に全く納付がない世帯に対し被保険者資格証明書を交付しております。

本年5月末現在の交付状況は、短期被保険者証は77世帯135人で、うち18歳未満の被保険者がいる世帯は15世帯、被保険者資格証明書は3世帯3人で、うち18歳未満の被保険者がいる世帯はありません。

ご質問の2点目、「大家族ほど負担の重い均等割を廃止すべきであるが町の考えは」についてであります。

国民健康保険制度においては、応益負担と応能負担の原則に基づき全ての加入者に応分の負担を求め、負担と給付の公平性を保っております。

また、国民健康保険税の課税算定に当たっては、地方税法の規定により、所得割・資産割・均等割・平等割で構成する4方式と、所得割・均等割・平等割で構成する3方式、さらに所得割・均等割で構成する2方式のいずれかの方式によるとされております。

本町においては、平成25年から3方式を採用し、課税総額を算出しておりますが、いずれの方式においても均等割は必須要素となっておりますことから、町独自に均等割を廃止することはできません。

ご質問の3点目、「国保税の軽減を図るため、一般会計からの繰入れを行うべきであるが町の考えは」についてであります。

北海道国民健康保険運営方針では、統一保険料の実現に向け、道内どこに住んでいても同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険料負担になるよう、道内市町村における国保運営の統一的な方針を定めており、法定外繰入れを行うことは市町村間で被保険者の保険税負担額に不均衡が生じることから適当でないとしております。

また、一般会計からの法定外繰入れを行うことは、国民健康保険に加入していない住民の皆さんに負担を求めることにつながるため、国民健康保険税の軽減を目的とした一般会計からの繰入れは行うべきではないと考えております。

ご質問の4点目、「国庫負担率の引上げを国に求めるべきであるが町の考えは」についてであります。

国民健康保険に対する国庫負担の算定に当たっては、昭和41年以降、医療費を算定ベースとして、療養給付費負担金が40パーセント、調整交付金が5パーセント、合わせて45パーセントが交付されてきましたが、59年の健康保険法等の改正により、一部負担金を除いた保険給付費ベースに変更されるとともに負担率も改められ、これまで3度の見直しを経て、現在、定率国庫負担が32パーセント、調整交付金が9パーセントの合わせて41パーセントが交付されております。

算定ベースが異なることから、これらを一律に比較することはできませんが、国では、平成27年の国民健康保険制度の見直しにおいて、低所得者対策としての保険者支援制度の拡充や、自治体の責めによらない要因に対する財政支援の強化など、定率国庫負担や調整交付金とは別に約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤の強化を図っております。

本町としては、国民健康保険財政の安定化のため、国庫負担の拡充や強化について、全国町村会や北海道国民健康保険団体連合会を通じてこれまでも国に要望しておりますが、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、今後も医療費の増加が見込まれますことから、国の責任において実効性のある措置が講じられるよう、引き続き国庫負担の拡充と強化について要望してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「国にマイナンバーカード保険証の中止を求めるべきであるが町の考えは」についてであります。

国は、令和5年4月1日から医療機関におけるオンライン資格確認を原則義務化し、今月2日に成

立した改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと保険証を一体化するとともに、6年秋に現行の健康保険証を廃止することとしました。

マイナンバーカードは、安全・確実に本人確認ができ、健康保険証としての利用のほか、行政手続の簡略化や年金記録の参照などがオンラインで行えるなど、今後、官民の様々なサービスを受けるために必要とされ、国において、マイナポイントの付与など急速な普及促進の取組が行われてきました。

そうした中、令和3年10月から4年11月までに、健康保険証とマイナンバーカードの一体化の事務手続において、別人の情報を誤ってひもづけされた事例が全国で7,312件あったことが公表されましたが、国から各保険者に対して、改めて登録データと5情報となる漢字氏名、仮名氏名、生年月日、性別、住所の一致確認と適切な事務処理について要請を行い、誤登録防止チェックの強化が図られたところであります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、医療機関や薬局が患者の直近の資格情報や過去の処方薬剤情報、特定健診情報等をオンラインで取得することにより、総合的な診断や重複する投薬を回避するなど、適切な医療の提供を進めるために必要であることや、マイナンバーカードを持たない人に対しましても、国では資格確認書を交付する考えであることから、町としましては、マイナンバーカード保険証の中止を求める考えはありません。

次に、「75歳以上の医療費窓口負担2割の中止を」についてであります。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平な制度とするとともに、将来にわたり国民皆保険体制を守り、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう国民全体で支え合う仕組みとして、平成20年4月から独立した医療制度としてスタートしております。

令和2年12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針において、「令和4年には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である。そのためにも、少しでも多くの方に「支える側」として活躍いただき、能力に応じた負担をいただくことが必要である」との基本的な考え方が示されました。

この基本的な考え方にに基づき、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、課税所得が一定額を超える方に限り、令和4年10月から医療費の窓口負担割合が2割となりました。

また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担となる外来患者について、施行後3年間に、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような措置が講じられているところであります。

後期高齢者医療制度の窓口負担の割合については、国において、急速な高齢化に伴う高齢者世代と現役世代の費用負担について議論され法律の改正に至っておりますことから、当面は今後の推移を見極める必要があると考えております。

次に、「経済困窮に対する医療費負担の対策を」であります。

医療費は、病気やけがをしたときに医療機関や調剤薬局などで診察、投薬、治療その他必要な医療サービスを受けた場合に生じる費用で、被保険者は各医療保険制度の定めにより、その一部を負担することとなっております。

ご質問の1点目、「医療機関で実施している無料低額診療事業の周知をすべきであるが町の考えは」についてであります。

無料低額診療事業は、社会福祉法に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料または低額な料金で診療を行う事業で、その申込方法、減免の内容は、実施機関がそれぞれ定めているところであります。

道内における本事業の実施機関は、北海道が公表する「無料低額診療事業実施医療機関一覧」によると、令和4年11月1日現在で53の医療機関が、このうち十勝管内では7の医療機関が実施しており、町内で実施している医療機関はありません。

事業の周知については、実施機関において施設内のポスター掲示やパンフレット、ウェブサイトへ

の掲載など様々な手法で行っているほか、北海道においてもホームページで事業概要や実施機関を周知しておりますが、町においても、経済的な理由により適切な医療を受けることが困難な方々が診療を受けられるよう、生活相談時における説明をはじめ、ホームページ等を活用し事業の周知を図ってまいります。

ご質問の2点目、「憲法25条の生存権の理念に基づき生活保護の周知をすべきであるが町の考えは」についてであります。

生活保護制度については、生活に困窮する全ての国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する「最後のセーフティネット」であり、国の責任において、困窮の程度に応じた保障を行うとともに、要保護者の自立の助長を図るものであります。

生活保護の周知につきましては、実施機関であります北海道において、ホームページを活用して制度や相談窓口を周知しているほか、平成27年4月からは、生活困窮者等の相談対応や就労支援などを行う自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」を帯広市に設置しており、各種相談会を開催する中で相談者に対する情報提供を行っております。

本町では、ホームページにおいて、生活保護制度の内容や保護の要件、相談窓口について掲載し、周知を図っているほか、地域住民と行政とのつなぎ役である民生委員児童委員に対し、毎年、制度の理解を深めるよう生活保護制度に関する研修を行っており、日頃の相談活動を通じて必要な支援につなげているところであります。

町といたしましては、今後も関係部局、関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） まずはじめに、答弁の中で（1）短期保険証、資格証明書の発行世帯と人数の中で、答弁の中で短期保険証世帯77世帯、135人ですが、18歳未満の被保険者がいる世帯は15世帯となっておりますが、子どもの人数が漏れていまして、ここは子どもの人数が何人になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 短期被保険者証の交付世帯のうち、15世帯交付しているうち子どもの人数ですが、32人です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 短期保険証の中で、これ6か月なのですけれども、子どもの人数が15世帯で32人ということでは、やはり家族で子どもの人数が多い世帯ほど保険税の負担が重いという、そういう一つの証しにもなるのかなと思うのです。今、77世帯135人発行されているうち、18歳未満の被保険者がいる世帯が15世帯、子どもの数が32人ですから、そこを比較しても、やはり子どもの多い世帯ほど保険税の負担が重いという一つの証しになるかなというふうに思います。

それで、そのところでは、均等割は必須の条件という答弁をいただいております。でも、協会けんぽ、健康保険組合、国保、この中で均等割というのは、国保だけですよね。均等割。子どもが多ければ多いほど、家族が多ければ多いほど、保険税が上がるのですよ。それで、今、幕別町では、世帯に定額でかかる平等割が3万200円、家族の人数に応じてかかる均等割、今ここですよ。ここが2万5,000円です。ですから、この2万5,000円が子どものいる人数掛ける2万5,000円ですから、保険税が高くなるのですよ。ですから、このところをきちっと見直し、私は廃止すべきではないかというふうに思っています。こういう声が全国で大きくなりまして、国では2022年、令和4年から、未就学児に限定して5割軽減となっております。これはやはり国も、国民世論に押されて軽減策を取らざるを得ないという状況になって、こういう対策を行ったと思うのです。これでは、やはりまだまだ軽減にはちょっと程遠いと思います。

ちなみに、北海道では、国の半額免除に加えまして、赤平市、陸別町、上富良野町では18歳までの

均等割を全額免除しています。旭川や東川町、美瑛町、東神楽町では、18歳までの均等割を半額免除しているのですね。ですから、こういう対策を行い、本当に生活が大変、子どもが多いというところを応援しているのです。こういう視点から、幕別町でもできないことはないというふうに思います。対策を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） できるかできないかといえば、これはできるでしょう。お金があればということになります。ただ、そうなったときに、そのお金はどこから持ってくるのかとなったときには、一般会計からの繰入れということになりますから、そうすると国保以外の方も負担しなければならない。そういう不均衡が生じるわけでありますから、私は基本は地方税法が改正されてそうなるべきであるというふうに思っておりますので、しかもこの後、令和12年に全道統一の課税になりますので、そうなったときに、さらに負担が増えるわけですね。一気に負担が増えていくということになりますので、幕別町においては、今、基金がありますけれども、それをいかにソフトランディングさせるかということで基金を入れながら、激変緩和にならないようにというふうなところに非常に注力しておりますので、それに加えてまた均等割を課税しないとすると、それが一気に統一されたときに、恐らく何倍かどうか分からないですけども、本当に何割増しにもなってくることがありますので、基本はやはり私は国が措置をすべきであるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） これは、高齢者の医療費の2割負担、全部通じるところではあると思うのですね。

それで、今、国保の都道府県化がこれから始まりますよね。そういう中で、始まるときに試算された資料を見ますと、高い保険料率のところは国保税は下がると。低い保険料率のところは上がる。こういうふうに試算されております。幕別町は、低い保険料率で計算されると、6年と7年、13年後で何年になるのかな。そのときに、2031年、ここでは保険料率が上がる。保険税が上がる可能性があるのですね。これはどうしてかといったら、町村は一般会計から繰り入れたりして健診率を上げたりだとかして、医療費がかからないような手だてを一生懸命取ってきた、そういう自治体は保険税が低いのですよ。そういう手だてが、なかなか取れない。そして、大都会などは、国保に加入する低所得者などが多いということで、保険税が高いのです。それを全道一律化したら、後期高齢者と同じように、いろいろな手だてを取られていた町村は保険税が上がる、こういう仕組みになります。それで、その手だてを取るために、国の補助率、国のそれを……国の保険の、何ていうのですか、保険税率をきっちと、国の税率を上げていく。ここが一番大事なところで、このところを上げていかなければ、町村の負担は重くなります。そして、いろんな手だてを取って、協会けんぽから繰り入れたりなんかして、保険税率を下げるような手だてを行っているというのですが、一番は国の税率、国保に係る国の負担率を上げていく。負担率、ごめんなさい、すぐ出てこなくて。保険率を上げていくことが一番大事なのですよ。それで、そのことをしないで、利用者に負担を求める、そして自治体に負担を求めていく、ここが医療費の上がる、国保税の上がる一番の要因だと思っております。

ですから、他町村でやっていて幕別町ではやれないことはない、その財源がないからできないのだという、そういうことなのですけども、どういうところに町の財政を使っていくかという、その視点で助成をしたりだとか、しなかったりだとかと、そこなのだと思うのです。それで、今子育て世代を応援すると言いながら、国保に関しては子育て世代を応援するということにはならないのです。何で笑っているのでしょうか。私は、そう思うのですよ。均等割は子どもが多ければ多いほど国保税、上がるのですよ。その手だてを取っていかないと、なかなか国保税を納め切れない。そして、今、可処分所得も減っています。そういう中で、税が上がっているのですよ。国保税だけでなく、住民税ですとか、そういういろんな、消費税なども上がっていきますし、税の負担が重たくなっているときに、そういう状況だからこそ、国保税に関わる子ども世帯を応援する意味で、子どもの均等割、そのところを軽減すべきではないか。これは、町がどういう視点で国保税を見ていくか、子育て支援をしていくか、そこが問われていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子育て支援、いろいろな施策があると思います。その中でも可能な限り私はやってきたつもりでありまして、それに加えて国保の均等割を軽減するというのは、これまで本当に、先ほど来申し上げていますが、選択と集中ですよ。ないお金をいかに有効に使うかということに苦心をしてきたわけでありまして、それが今の結果でありまして、これに加えて均等割を政策的に負担軽減をなさないとすると、金がないということが一つでありますし、もう一つは、恒久的な施策にならないのであれば、私は政策としては不完全だなというふうに思っています。これは恒久的な施策にならないのです。統一化されたときには、必要なくなるのです。今だけの施策なのです。では、今だけ負担が軽ければいいのかということにもなりますので、私は、施策を打つのであれば、恒久的にずっと全ての人が恩恵を受けるような施策でなければならないというふうに思いますので、ましてや統一されたときに、うちは低いですから上がる。持っている基金をいかにうまく使いながら、急激な負担増にならないことに腐心をしているわけでありまして、これをやってしまうと、さらに加えてまた急激な負担増ということも考えられますので、そこはやっぱり無理があるかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 恒久的な対策になるのが一番いいと思うのですが、今、電気代とか物価高が本当に大変なときに、2031年に平準化されるということなのだと思いますけれども、そういうところまででもやはり軽減を行うべきではないかと思うのです。

それで、今、他町村のことも紹介いたしましたけれども、18歳まで全額免除とは言わないまでも、半額免除ですとか、そういう手だて、今、一番子どもにお金がかかるのですよ。私たちの時代は、本当にみんなが貧乏でした。でも、今は本当に子どもにお金がかかるのですよね。仕組みそのものがそうになっているのです。教育費にお金がかかるのです。ですから、そういうときにやっぱりこういうところから子育てを応援するというのが、私、必要だと思っております。ですから、北海道で言えば、旭川市ですとか東川町、美瑛町、東神楽町では、半額免除しているのですよね。そういうところからでも、短期間でも、やっぱり時限的にでも軽減すべきではないかと。これが子育て応援になると思うのです。ですから、いろんな手当やなんかも時々支援しますが、地域を歩いて子育て世代の方々から言われるのは、やっぱり給食費ですとか、それから医療費ですとかが免除される。そして、こういうところも免除してもらえると、一番安心して子育てができるという声が届いているのですよ。ですから、そういう意味でも軽減すべきではないかと思えます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子育て支援といっても、一町村ではやはり限界があるわけでありまして、国は異次元の子育て支援をやる、少子化対策をやる、そんなことを言っていますが、やはり問題になるのは3兆5,000億円をどうやって工面するのだということに尽きるわけでありまして。町はもっともっと財政が厳しいと、私は認識しております。そんな中で、どこに力を入れていくか、力点を置いていくかということの中で、私は今まで精査をした中で、今の様々な子育て支援であったり、定住対策であったりがベストと判断して、公約にも掲げてきたわけでありまして、時代とともにニーズは変わりますから、これは公約に掲げたから全てやるというのではないし、掲げていないからやれないということでもないですから、そこは行政は生き物ですから、それぞれの社会経済情勢に応じてやっていくべきであるということは重々承知しておりますけれども、この件に関しましては、私の判断としてはやれないなということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 検討していただく課題でもあるかなというふうに思います。

次に、一般会計の繰入れですが、時々これ質問させていただいております。それで、できないということは重々承知の上でまた入れました。

というのは、国保の加入者というのは、いずれ協会けんぽ、健保組合とか、そういうところから国

保に移行していきます。退職した方やなんかが入ってきますよね。74歳まで加入しています。75歳から後期高齢者になります。そうすると、いずれ皆さんここに入りますのですよ。ですから、そういうふうになるときにこの負担が本当に、これから団塊の世代の方たちも、ここに入ってきます。そうすると、ますます住民の負担が重くなると思うのです。ですから、いずれそこに入る、現役世代の方も国保に入っていくわけですから、そういう意味では、みんなで分かち合うと言いながらも、負担は重くなる。ですから、私は一般会計から繰り入れてもいいかなというふうに思っております。そこは町長の考えはもう分かっておりますけれども、そういうふうには私は考えておりますので、基金を繰り入れるのであれば一般会計から、その前段で繰り入れてもいいのではないかと私は思っております。ですから、そういう視点で検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは繰り返し今までもこの議論はさせていただいておりますけれども、やはり町民間の公平を保つということからすると、将来は確かに国保にお世話になるかもしれませんけれども、今現在で見たときには、それぞれの健康保険で負担をしているわけですから、しかも税金も納めている。その納めた税金が国保にだけ使われるということになりますから、それはやっぱり公平性を欠くのではなかろうかということで、お話はお聞きしましたけれども、これについては実施できないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） ここは私、平行線かなと思っておりましたけれども、質問いたしました。

それで、次なのですけれども、国保の負担率を引き上げていくということ、これが本当に私は国保の安定化につながると思うのですけれども、今、1984年の法改定で、医療費に係るところが45パーセントから38.5パーセントに引き下げられました。答弁でもありますけれども、どんどん引き下げられてきているのですね。私が調べたところでは、後期高齢者医療制度が導入されたときには36パーセントに引き下がっております。

それで、ちょっと調べてみたのですけれども、東京の保険医協会が資料を出しております、2011年度国民健康保険事業年報、そこから試算しているのですけれども、そのときに国保の負担率が24.8パーセントまで下がっているのです。ですから、そういう点でどんどん負担率を下げたって、その分利用しているところの負担が重くなってきている、こういう実態もありまして、国保の国庫負担率を引き上げていくということは、この幕別町だけでなく、どこの自治体でもこれは要請していると思うのです。ですから、国庫の負担率を引き上げていくということを強く要望していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） さっき少子化のお話をして、国にお金がないと言いましたけれども、我々としては、国保財政の健全化のために負担率を上げる、さらには、今、3,400億円が措置されておりますので、これを単年度ということではなくて今後ずっと別枠で国が支出をすると、そういうことも要望しておりますので、これは引き続き要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） どこの自治体でも同じようだと思いますので、強く要望を進めていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードの件なのですけれども、これは本当に次から次へと問題点が明らかになってきております。それで、これを廃止する考えはないという、そういうことはないというふうに答弁はいただいております。それで、私、この間いろんな問題点が明らかになってきているのですけれども、この中で保険証と一体化していくという、ここに今、大きな問題点が出されております。それで、幕別町では、今、マイナンバーカードの登録、それとそれに保険証をひもづけている人たちは何パーセントくらいになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） マイナンバーの状況であります。

まず、申請率から申し上げます。申請率が5月末現在で73.6パーセント、数にして1万9,331人です。実際に、今、手元に交付している状況が1万8,601人に対しまして、率にしますと70.8パーセントであります。

このうち保険証の利用登録をしている方であります。こちらは国民健康保険、これは6月7日現在であります、2,839人、被保険者数が5,692人ですので、率にしますと49.87パーセント。それから、後期高齢者に関しましては、こちらの広域連合の最新の数字が4月17日現在であります。保険証の利用登録数が1,861人、被保険者が4,772人ですので、率にしますと38.99パーセントとなります。それ以外の社会保険ですとか共済保険などについては把握ができません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 国保の数字だけでは、町民全体の普及率ですとか、ひもづけは分かりませんよね。

それで、今、皆さんいろんな報道で承知だと思うのですが、このマイナ保険証、紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードにみんな登録して利用するというので、医療機関にかかったときには、違う方の情報が入ったりですとか、それから実際に医療機関にかかったときに、違う方の、誤登録があつて、医療ですとか、薬ですとか、違うものが処方される。事前で食い止められて事なきに至ったという、そういう事例もあります。それと、今、障がい者の方もカードを取ろうとしたときに、後ろにいろんな、ヘッドレストがあつたらマイナンバーは発行できませんよとか、それから病院に行ったときに障がいのある方はなかなかカードを使えないですとか、いろんな問題点が明らかになってきております。そして、修学旅行のときなんか、保険証であればコピーして持っていけるけれども、マイナ保険証になると、先生たちも管理するのが大変で、こういうことはできないということも問題になってきておりますよね。ですから、そういうことがしっかりと改善されなければ、安心してこのマイナ保険証は使えないのではないかと私は思っております。

それと、今これから戸籍に振り仮名をつけるという作業も、自治体の職員が行わなければならないという状況になりますよね。今、報道されております。そうしますと、今でも膨大な事務量がある中で、振り仮名をつけるというふうになると、本当に自治体職員も大変であつて、誤りが起きかねない、こういう状況もありまして、自治体職員からも大変だという声が上がってきていると、こういう状況の中でこのままマイナ保険証を続けていっていいのかどうか、この点について町長の考えを伺いたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、誤登録等のミスについては、これは私は人為的なミスがかなりあるというか、もう全く人為的なミスで、これはチェック機能が働いていないことによってミスが起きているということでありますから、そこはしっかりと、どんな仕事でもミスというのは起こり得るわけですから、それは今まで以上にしっかりとチェック機能を働かせて適正な事務をやっていくということが必要であろうというふうに思います。

それと、保険証の関係ですけれども、全てに普及すればこんな便利なことはないわけでありまして、それは情報は全て入るわけですから、私も実はこの間、病院、かかりつけ医に行つて使いましたけれども、やっぱり何か安くなつてお得感なんかが出たりして、これはちょっと冗談ですけれども、実際安いというか、前回と比較すると請求金額が下がっていましたので、それはちょっと冗談としても。

（発言の声あり）

○町長（飯田晴義） 申し訳ありません。いずれにしても、しっかりと管理がされていれば、これからの日本にとっては、今、DXを盛んに進めていますけれども、これは必要であるというふうに思います。要は、ミスをしっかりと防いでいくということがあれば、当然今やり始めたばかりですから、いろいろなトラブルはあるけれども、それをゼロにしていって、しっかりとこれを完成させるということが必要だろうと。これは今マイナ保険証のことだけですけれども、我々においてもDXを今まさに進めて

いるところですから、これも下手をすると人為的ミスが起こり得る可能性もありますので、そこはしっかり今回のことを戒めながら、我々も仕事をやっていきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） マイナンバーに関しましては、私も意見がありますけれども、今マイナ保険証、これについては、これだけいろんな問題が起きているときに、きちっと今、入力ミスですとか、人為的なミスですとかと町長答弁されておりますけれども、そういうところが解決されるまで一旦立ち止まって検証し直すという、そういうことも大事ではないかと思うのです。急いで今こうやってスタートするのではなくて、いろんな誤入力ですとか、様々な問題点が、今、明らかになってきておりますので、そこが明らかになってスムーズに移行できるかどうか、そういうところまで立ち止まって一旦中止する、一旦止まっていく、そういうことも国に求めていくことが必要ではないかと私は思うのですね。

町長、今、病院にかかってスムーズに医療を受けられたと言うのですけれども、もし間違って違う方の入力をされていて、間違った診療、間違った薬が処方されていたとしたら、どんなふうに考えますか。そういう立場になったという方も、何人かも明らかになっているのですよ。そういうときに、きちっとスタートするまで一時立ち止まるということが必要ではないか。それは、やっぱりきちっと地方から声を上げていく必要があるのではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 立ち止まるというか、やりながら改善していくことが、私は大切だろうというふうに思います。

総務省も各自治体に対して照会をかけたのですね。それで、2日までに全都道府県を含めます1,788自治体に対して全部照会をかけて、新たなミスが何件か出てきているのです。今日の発表ですけれども、133の自治体で173件がまたミスが、ポイントを誤って付与したと、そんなミスも出てきましたけれども、これをやっぱり日々改善、修正しながら私は進めていくことで、支障がどれほどまでに、1回立ち止まって止めてしまうのと、改善しながらやるのと、どれだけの差があるのかなというふうに感じています。ですから、十分私はこうやって照会をかけながら修正をして、そして進めていくことはできるのではないかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そのこのところが、修正しながら行っていくということであれば、やはり職員の配置を厚くするとか、そういう手だてを取っていかないと、これだけいろんな問題が起きてきているときに、誰が責任を持つか。町長が責任を持つというふうにはならないと思うのです。もし町民に誤作動の誤入力などがあって医療機関で間違いが起こったときに、命に関わる問題ですから、そこはしっかりやりながらと言いながらも、危険性は大きいと思うのですよ。ですから、一旦ちょっと中止をして、きちっと修正されてからということであれば、これはまた問題は別ですけれども、そこは私、本当に心配されます。

それで、私、医療機関の方に聞いたこともあるのですけれども、マイナカードの保険証ということは、その病気だけがパソコンやなんかに出てくるのではなくて、その人の病歴やなんかも全部出てくるというのですね。事務処理をしている人たちは、そこは知りたくない。だけれども、マイナ保険証だと、それが全部出てくる。こういうこともあって、本当に気持ちは穏やかでない。こういう点もあるということですので、私はこれ、本当に疑問に思うところがありまして、一旦立ち止まる、ここが大事だと思います。ちょっと時間がないので、そのこのところを検討していただきたいと思います。

あと、医療費の負担なのですけれども、これも本当に200万円、320万円が基準なのですけれども、200万円、320万円といったら高額収入ではないのですよ。働く人たちから見れば、本当に低い収入ですね。そこを2割にするということで、実際に受診を控える、そういう人たちも出てきております。これも問題は、国庫負担率の引下げがつながってくるのです。これが導入されたときに厚労省は、受

診控えが起きるといことも試算しているのですよ。結果として、民医連やなんかでアンケートを取りましたら、実際にもう病院に行くのを控える、薬を控える、貯金を崩す。貯金ある人はいいのです。でも、崩してなくなってしまったときに、どうするのだと。こういう問題がありますので、やはり高齢者の2割負担は重いと思うのです。そこのところ町長はどのようにお考えになるか、町村会を通じて、これは負担重いということを書いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに私も、この200万円という数字を聞いたときに、そんな高所得でもない、中間でもないのに、この人たちが2割負担かという印象を持ちました。ですから、先ほど申し上げたのは、まずは状況を今は見ていくしかないのかな。そういうことで推移を見守りたいという答弁をさせていただきました。それによつては、困窮者が出てくれば、そこはやっぱり要請をして改めてもらうということも必要だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そういう実態も、町民の実態も踏まえまして、やはり地方から声を上げていくということは、私、必要だというふうに思っております。

次に、経済困窮者によるという、無料低額診療の事業の周知なのですけれども、これもなかなか知られていないのです。十勝では七つの病院が実施しているのですが、協会病院、光南病院、第一病院、西病院、勤医協と勤医協白樺、ながい内科医院なのです。実際に町民は知らないのです。なかなか知らされていないのです。それで、私の知っている方は、第一病院ですかね。行って、そこでこういう制度がありますから利用してくださいと、ケースワーカーの方に教えてもらったと。それで減額になったということなのです。それで、この対象になるのは、1か月の収入が生保基準の1.2倍、それから一部免除が1.4倍なのです。そうすると、そういう国民年金の方たちは対象になる方が多いと思うのですよ。ですから、こういう制度をやはり周知して利用してもらう、こういう手だてが必要だと思います。今、答弁の中ではホームページとかと言いますが、高齢者の方はホームページを見る機会があまりないと思うのです。ですから、広報ですとか、それから高齢者の集まる場所ですとか、そういうところでこういう制度がありますよということを周知していくということが、町民が利用できる、そういう制度になると思います。

それと、生活保護の件なのですけれども、生活保護も利用したくてもできないという状況がありまして、なぜこういう制度がありながら、なかなか利用に結びつかないかといいますと、バッシングがかなり多いのですね。生活保護を受けている人に対するバッシング。私も相談件数の中で、バッシングを受けてなかなかそういう制度に踏み切れないということがありました。というのは、母子家庭で、自分の母親の老後の資金を積み立てていたけれども、子どもが鬱になって働けなくなって、そこから応援したけれども、底をついてしまったと。それでどうやって暮らしていこうかということだったのです。生保を紹介したのですけれども、周りのバッシングがあつて、なかなか踏み切れなかったのですよ。懇切丁寧に対応してくれる人がいまして、では生活保護を受ける手続をしようかということに至ったのですけれども、自分は母親として失格なのか、このぐらいまで思い詰めて、やっと手続をしたというのです。ですから、世間のバッシング、ここをなくすということが私は本当に必要だと思うのです。そこも併せて二つ答弁お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 周知については、確かになかなかネットというのは見るのが、ホームページを見る機会がないでしょうから、広報とあるいは民生委員さんの協力をいただきながら周知したいというふうに思います。ただ、先ほど基準を言われましたけれども、これ十勝7病院、それぞれ独自の取組でありますので基準は違っていますので、そこはかかっている病院に問い合せてもらわないと分からないことがありますので、そこだけはお断りをしておきたいというふうに思います。

それと、バッシングですね。これはもうモラルの問題でありますので、私がどうこうしなさいということ言うわけにもいかないわけで、本当に防止策というのは、個々に弱い人に対して優しい気持

ちでいてくださいと言うしかないのですね。これ、何か町でやれるかといったら、手だてというのはちょっと今思いつかないわけであります。ですから、そこはその方に世間のことなんか気にするのではないというような励ましも一つ必要なのかなと、そんなことも思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 生保に対するバッシングなのですけども、やはりこれは憲法25条に定められている、憲法をどれだけ職員が学んでいるか、その視点に立っているか、そしてそういう視点で、いろんな団体ありますよね。ここで言えば民生委員ですとか、そういうようなところで、そういうことをきちっと研修していく。福祉に関係する職員ですとか、そういうところで、生活保護というのはなぜこういう制度があるのかという研修をしていく。そういうことをきちっと学んでいくことが、バッシングやなんかがなくなっていく、そういう手だてになると思うのですよ。ただ、では町民がそういう意識がなくなるのを待つということではないのです。積極的にどういうことなのかということきちっと学んで知らせていく、それが町の役割だと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと職員ではないですね。そこは職員がそういう思いを持って接しているということではないと私は思っています。ですから、今言われたように、確かに生活保護制度というのはどういうものなのかという制度のお知らせということはできます。ただ、それがどれほどの理解につながるかは、なかなか難しい。でも、そこまでが限界だと思いますし、お困りであればご相談くださいというようなことも併せて周知をするところが限界かなとは思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 本当に生活に困っているという方は、なかなか人に言えなくて、もう命を絶つところまでいくという可能性もあるのですよ。ですから、そういうところをしっかりと、職員がとおっしゃいましたけれども、きちっと学ぶということは、私、必要だと思うのです。町民に対する姿勢というのは生活保護だけでなく、いろんな場面で、本当に困っている人たちにどういう姿勢で対応するか。これは、今は私は生保ですけども、生保以外にもあります。ぜひ研修をしていただきたいと。

以上、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16時25分まで休憩いたします。

16:16 休憩

16:25 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

1番目、人口減少対策についてであります。

全国的に減少が続いています。特に死亡数が出生数を上回る自然減少が続き、厚生労働省の令和4

年の人口動態統計では「合計特殊出生率」が 1.26 で、平成以降では平成 17 年に並んで過去最低を記録しました。幕別町でも平成 4 年以降、平成 10 年から平成 14 年の 5 か年平均 1.52 をピークに下がり、平成 17 年以降は出生数を死亡数が上回っています。根本的な要因に若者層での所得格差の拡大、結婚や 1 人当たりの出生数の低下があり、「少子化の対応として、所得増が重要」と提言しています。ミニ経済白書です。

幕別町の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略では、合計特殊出生率の目標を 1.55 と定めており、出生率を上げるには雇用の場と所得増、特に女性の働きやすい環境と子育てしやすい環境を整えることが重要であり、次の点を伺います。

- (1) 幕別町の人口と出生率の現状と推移。
- (2) 出生率目標の達成に向けた政策と手だて。
- (3) 町内事業所の育児休業や子育て支援の取組。
- (4) 特に本町、忠類地域の人口対策。

## 2、循環型の経済の推進について。

全ての町民が「豊かに」暮らせるまちづくりが、人口減少に歯止めをかけることにつながります。

農業と地域資源を活用した地域内経済の循環が、再投資を繰り返し、仕事と所得を生み出していきます。新たな産業と雇用をつくることで若者が定着し、子育てが広がる循環型の経済に取り組むことが重要であり、次の点を伺います。

- (1) 基幹産業農業の六次産業の現状と今後の取組。
- (2) 家畜ふん尿バイオガス事業の推進。
- (3) 空き店舗対策など起業支援の現状と今後の取組。
- (4) 経済の域内循環事業の「まく Pay」の利用状況と利用者の立場に立った取組の推進。

## 3、環境問題についてであります。

環境省の地球温暖化対策計画は、2030 年までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46 パーセント削減を目標にしています。目標達成までの期間が 7 年を切り、二酸化炭素削減が重要な課題となっていますが、現在改築が進んでいる中間処理施設の新しくりんセンターは、ごみ減量計画と環境保護の視点がどこまで組み込まれているのか、住民周知はどこまでなされているのか、温暖化対策にもつなげ、適切な事業計画になるよう十勝圏複合事務組合に提言を行っていくべきであり、現状を伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「人口減少対策について」であります。

総務省が公表する毎年 10 月 1 日現在の人口推計によりますと、我が国の人口は平成 20 年をピークに減少局面に入っており、直近の令和 4 年では 1 億 2,494 万 7,000 人と、12 年連続で減少しております。

また、年間出生数につきましても、厚生労働省が今月 2 日に公表した令和 4 年の人口動態統計において 77 万 747 人と、明治 32 年の統計開始以来初めて 80 万人を割るとともに、1 人の女性が生涯に産む見込みの子ども数を示す合計特殊出生率も 1.26 と、昭和 22 年以降では平成 17 年と並んで過去最低の水準となり、少子化に歯止めがかからない状況となっております。

ご質問の 1 点目、「幕別町の人口と出生率の現状と推移」についてであります。

はじめに、本町の人口の現状と推移であります。「幕別町人口ビジョン」の基礎データである住民基本台帳における年度末人口で言いますと、昭和 53 年度に 2 万人を、平成 12 年度に 2 万 5,000 人を超えるなど、右肩上がり増加をし、旧忠類村と合併した 17 年度には 2 万 7,482 人と、初めて 2 万 7,000 人を突破しました。以降、若干の増減があったものの、平成 22 年度から再び増加傾向にありましたが、26 年 4 月末の 2 万 7,714 人をピークに、それ以降、直近の令和 4 年度の 2 万 5,778 人まで 9 年連続で減少しているところであります。

次に、合計特殊出生率であります。「幕別町人口ビジョン」では、5 年ごとの合計出生数を基に

算出する国の人口動態統計特殊報告の数値を引用しており、それによりますと、昭和 58 年から 62 年の 1.89 をピークに、その後、増減はあるものの減少傾向となり、直近の平成 25 年から 29 年は 1.41 と、「幕別町人口ビジョン」で設定した推計値の 1.55 を下回る結果となっております。

ご質問の 2 点目、「出生率目標の達成に向けた政策と手だて」についてであります。

本町における出生数は、平成 23 年度の 208 人を最後に年間 200 人を下回り、直近の令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行が、結婚や妊娠・出産などの面に少なからず影響を与えたのではないかと考えられるところではありますが、過去 10 年間で最少の 130 人でありました。

このように、本町においても少子化が進行する中、「幕別町人口ビジョン」を踏まえ令和 2 年に策定した「第 2 期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の一つとして、少子化問題に対応するため、各種施策に取り組んでまいりました。

具体的には、不妊治療費や不育症治療費の助成をはじめ、女性が子育てをしやすい環境づくりとして、妊娠から出産、産後の育児までの間、妊産婦に寄り添ってサポートする伴走型相談支援体制を整えるとともに、産前産後サポート事業や産後ケア事業の実施のほか、札内青葉保育園建て替えによる入所定員数の拡大や家庭内保育事業所の参入支援など、保育の充実に努めてきたところであります。

さらには、子育ての経済的負担の軽減を図るべく、現在実施している認可外保育施設の保育料助成に加え、3 期目の公約になりますが、子ども医療費の無料化の対象を高校生まで拡大するとともに、保育料についても第 2 子以降は無料とするなど、子育て支援のさらなる拡充に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

少子化対策に特効薬はなく、一朝一夕で解決できる課題ではありませんが、国においても、現在、「異次元の少子化対策」として具体的な支援策の検討を行っているところであり、そうした動向も十分注視しながら、より多くの方々にこの町で子どもを産み育てたいと思ってもらえるよう、引き続き、あらゆる施策を総動員し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

ご質問の 3 点目、「町内事業所の育休や子育て支援の取組」についてであります。

町では、町内企業における従業員の雇用実態等を把握するため、昨年 12 月 1 日から本年 1 月 31 日にかけて町内 597 事業所に対して事業所雇用実態調査を行っており、242 事業所から回答があり、回答率は 40.5 パーセントでありました。

本調査において、従業員を雇用している事業所で育児休業制度の有無についての問いに回答のあった 181 件のうち、有給の育児休業制度があると回答した事業所は 11 件、率にして 6.1 パーセント、制度はあるが無給と回答した事業所は 88 件、48.6 パーセント、制度を定めていないと回答した事業所は 82 件、45.3 パーセントでありました。

産前産後休暇制度については、制度の有無についての問いに回答のあった 187 件のうち、有給の産前産後休暇があると回答した事業所は 55 件、率にして 29.4 パーセント、制度はあるが無給と回答した事業所は 51 件、27.3 パーセント、制度を定めていないと回答した事業所は 79 件、42.2 パーセントでありました。

扶養手当については、手当の有無についての問いに回答のあった 184 件のうち、制度ありと回答した事業所は 100 件、率にして 54.3 パーセントであり、子どもに対する扶養手当の平均支給額は 1 子に対し、一月当たり 4,879 円でありました。

また、北海道においては、子育て支援の一環として、道内在住の妊娠中の方や小学 6 年生までの子どもがいる方を対象に、親子で外出する際に協賛店舗で特典カードを提示することにより、購入額の割引やお菓子プレゼント等、協賛店の特典サービスを受けることができる「どさんこ・子育て特典制度」を実施しております。本年 5 月末現在、町内の 66 事業所が協賛店として登録しており、町では、特典カードの配布のほか、ホームページにより協賛店や特典内容などの情報発信に取り組んでいるところであります。

さらに、北海道では、企業が「育児・介護休業法」に定める各休業制度等と同程度以上の規定を定

めている場合や育児休業取得率が一定程度に達していることなど、取組に応じて認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しており、本年5月末現在、町内の8企業が認定を受けているところであります。

ご質問の4点目、「特に本町、忠類地域の人口対策」についてであります。

本町地域、ここでは字名に「町」のつく区域、幸町・本町・錦町などの九つの区域とさせていただきますが、本町地域と忠類地域の人口は、令和4年度末現在、本町区域が3,620人、忠類地域が1,405人であり、ここ10年間で見ても、本町地域で588人、率にして14.0パーセントの減、忠類地域で269人、率にして16.1パーセントの減となっており、減少率は町全体の6.8パーセントよりも大きく、人口減少がより顕著となっております。

町では、両地域における人口減少対策として、幕別市街地と忠類市街地に住宅を建設または購入した方を対象に、平成24年度から26年度には「幕別町定住促進住宅建設費補助事業」により、土地の取得価格相当額を補助し、翌27年度から実施している「マイホーム応援事業」では、新たな制度設計の下、地域加算を設けることで引き続き定住を促しております。

両制度を併せたこれまでの実績としては、町内転居を含め、幕別市街地で143件、忠類市街地で29件、合計172件の利用があり、このうち町外からの転入者は169人となっており、特に人口減少が著しい両地域の市街地形成の維持に寄与しているものと考えております。

現時点における地域別の取組としましては、地域のにぎわい創出や交流人口の拡大に重点を置き、忠類地域については、道の駅やホテル、ナウマン公園、キャンプ場、スキー場などの観光施設が複数配置されており、忠類地域を担当する地域おこし協力隊員を任用するなど、地域の魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大に努めてきたところであり、こうした施策を継続しながら、今後におきましても交流人口の拡大をきっかけに、一人でも多くの人に住んでもらえるよう期待しているところであります。

本町地域につきましては、役場本庁舎のほか、保育所、幼稚園、学校、図書館、体育施設、公園など多くの公共施設に加え、駅、駐在所、郵便局、金融機関、医療機関等が集積しており、かつ、それらをつなぐコミュニティバスも運行しているなど、利便性が高く、暮らしの安全性や快適性が確保されている一方、商店等の閉店が続くなど、町なかのにぎわいの衰退が進んでおります。

令和2年度に本町地域に在住する住民を対象に実施したアンケート結果においても、幕別市街地の課題として、空き店舗が多い、飲食店が少ないなどの意見が上位を占め、幕別市街地に何が必要と思うかといった問いに対しては、商店・飲食店等及び空き店舗の活性化が最も多い回答となっております。

こうした中、令和3年、民活により空き倉庫を改修し、人と人とのつながりのきっかけとなる場所、地域の情報発信の場所としての機能を有するレンタルスペースが開設され、ここを拠点に町内外を問わず様々な人たちが各種イベント等を通じてつながり、新たに町外から移住して、空き店舗を活用し新規に店舗を開設するといった連鎖反応が生まれるなど、地域のにぎわい創出に向けた明るい兆しが芽生えてまいりました。

町では、このような流れを加速すべく、本年度、地域おこし協力隊員を新たに1名採用し、本町地域に空き店舗等の活用に関する相談窓口「空き施設利用サポートセンター」を設置し、同隊員が空き施設コンシェルジュとして、空き店舗等の有効活用や地区内事業者の連携イベントの開催などに取り組むことで、さらなるにぎわいを創出し、定住・移住の促進のみならず、居住者にとっても魅力的なまちづくりに努めてまいります。

「循環型の経済の推進について」であります。

全国的に人口減少が続いている中、地域に人口を定着させるためには、地域全体の所得の向上と雇用の確保が不可欠であると認識しており、本町におきましては、基幹産業である農業に関連した地域資源を活用するとともに、再生可能エネルギーや家畜排せつ物などのバイオガスの利用による新たな産業を創出することにより、地域内における経済循環を進めることが期待できます。

町では、「第6期幕別町総合計画」の基本計画の第2章において、「時代に即した農業振興」や「地域特性を生かした商工業の振興」を図ることとしているほか、「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「産業の振興と雇用の場をつくる」を基本目標に定め、基本的方向として「基幹産業である農業の生産性向上と経営基盤の強化」のほか、「新規参入する事業者と地域の「稼ぐ力」・「地域価値」の向上」「活力ある産業の推進と担い手の確保・育成」を図ることとしております。

ご質問の1点目、「基幹産業農業の六次産業化の現状と今後の取組」についてであります。

農業の六次産業化につきましては、農業者の所得向上だけでなく、特産品の開発を通じて地域の活性化につながる取組であると認識しており、平成31年3月に、農業を核とした産業間の連携を強めて地域全体の産業の活性化を図ることを目的に、「幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略」を策定したところであります。

これまでの取組では、令和元年度に町内の農業法人が、国の「食料産業・6次産業化交付金」の加工・販売施設整備事業を活用して、加工施設や加工機械、ビニールハウスを整備し、トマトジュースやオーガニックマスタードなどを商品化したほか、町の特産品研究開発事業補助金の活用により、直近10年間では「リーキのスープ」「チーズ」「アスパラ茶」「豚肉の缶詰」「のむヨーグルト」の5点が新たに商品化されたところであります。

今後につきましては、本年度が「幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略」の計画期間の最終年となりますことから、六次産業化などに取り組む農業者をはじめ、農業協同組合や商工観光団体、金融機関、農業改良普及センターなどで組織する「幕別町6次産業化・地産地消等推進協議会」において、当該戦略の改訂も含めて、特色ある農産物を生かしたブランド化や競争力の高い製品の誕生に向けた議論を重ねるなど、引き続き、農業の六次産業化や農畜産物の高付加価値化の取組を推進してまいります。

ご質問の2点目、「家畜ふん尿バイオガス事業の推進について」であります。

家畜ふん尿バイオガス事業の推進につきましては、これまで固定価格買取制度、いわゆる「FIT制度」を活用したバイオガスプラントの導入、事業化に向けて、平成28年度から畜産農家へのアンケート調査や勉強会の開催など、本町における最適な家畜ふん尿処理システムの検討を進めてまいりました。しかしながら、平成30年4月以降、電力会社の送電線の容量不足により、10キロワット以上の発電設備からは送電系統への新規接続ができなくなったところであります。

さらに、令和3年1月から新たに、送電線が逼迫した際には出力制御に応じる条件付で送電系統へ接続することができる「ノンファーム型接続制度」の適用が開始されましたが、電力会社側の出力制御の頻度が不明なことや、出力制御装置などの整備に係る費用を発電事業者側で負担しなければならないことなどから、FIT制度を活用した売電収入中心の運営方法は実現が難しい状況となっております。

また、酪農家においてはコロナ禍の影響による牛乳・乳製品の消費の減退に加え、飼料等の生産資材高騰といった、かつてない厳しい状況に直面しており、バイオガスプラントの導入希望を持つ酪農家はおりますが、投資額が多額であり、収支の見通しが立たないことなどから、現在まで個別型、集合型を問わずバイオガスプラントの導入には至っておりません。

町といたしましては、現在「ゼロカーボン幕別」に向けて、地球温暖化対策を進めるべく有識者や町民等で組織する「幕別町地球温暖化対策推進委員会」において、本町で実現可能な再生可能エネルギーの活用の在り方について検討を進めているところであり、集合型のバイオガスプラントによる売電以外の経営方法や酪農家だけでなく民間企業も加えた運営方法など、バイオガスプラントの導入及び事業化に向けて新たな検討に入ったところであります。

ご質問の3点目、「空き店舗対策など起業支援の現状と取組」についてであります。

町では、創業等支援事業として、町内で起業後1年未満の中小企業及び個人事業者に対して、利子と信用保証料を補助しており、令和4年度の実績では、平成25年から令和3年に創業した方に対して、利子として10件、35万5,900円、信用保証料として2件、7万5,500円を補助したところであります。

す。

また、「商店街活性化店舗開店等支援事業」において、空き店舗等を賃借して利用する場合、空き店舗等の改修及び看板等の設置に要する費用として、補助率2分の1で100万円を、賃借料として補助率2分の1で月額5万円をそれぞれ上限に補助しており、事業開始の平成21年度からこれまで18件の新規開店がありましたが、今後は、起業される方にとって、どのような支援がより有効なのか、現在の空き店舗対策の見直しを含めて検討を進めているところであります。

さらに、一つ目のご質問でも申し上げましたとおり、「空き施設利用サポートセンター」において、地域おこし協力隊が「空き施設コンシェルジュ」として、1級建築士という専門的な視点から施設改修等の相談業務を担当することとしております。

ご質問の4点目、「経済の域内循環事業の「まく Pay」の利用状況と利用者の立場に立った取組の推進」についてであります。

町内でお金を回すことで地域経済を維持するとともに町外からお金が流入することで地域経済を発展させる仕組みとして、昨年12月に幕別町商工会がキャッシュレス決済の推進と町内でのみ使用することができる地域通貨の特性を生かした電子地域通貨「まく Pay」を導入し、約半年が経過したところであります。

本年5月末現在の利用状況であります。まく Pay 加盟店は142件で、これまでチャージが可能な「まく Pay」のカードを3,679枚、チャージができない「ギフトカード」を228枚、合計で3,907枚のカードを発行しており、このうち町外の方の購入は317枚、率にして8.6パーセントとなっております。

次に、これまでの電子地域通貨発行総額は1億2,172万4,010円となっており、このうちの利用総額は8,152万2,854円、率にして67.0パーセントであり、一月当たりの利用額は、12月が約1,398万円、1月が約1,943万円、2月が約1,491万円、3月が約1,314万円、4月が約1,143万円、5月が約863万円となっております。

業種別の利用総額は、ガソリンスタンドでの利用額が最も多く約3,659万円、率にして44.9パーセント、小売店が約1,700万円、20.9パーセント、飲食店が約1,665万円、20.4パーセントとなっており、加盟店の地域別では、本町地区が約2,538万円、率にして31.1パーセント、札内地区が約4,895万円、60.1パーセント、忠類地区が約720万円、8.8パーセントとなっております。

現在「まく Pay」の運営に当たりましては、商工会の情報化推進委員会や商業部会等の代表者で構成する「幕別町商工会電子地域通貨事業運営委員会」において、「まく Pay」を円滑に運営するための協議を行うなど、加盟店も含めて研究を進めているところであります。

商工会の取組としては、コンビニを含む加盟店の増加、チャージ非対応加盟店の解消、携帯電話への「まく Pay」アプリの導入講習会の開催、町内イベントでの利用の検討など青年部や女性部も連携した取組を進めることとし、加盟店の取組としては、来店者に対する「まく Pay」利用の声かけや利用者に対するプラス1のサービスの実施などについて検討を進めております。

町といたしましては、利用促進キャンペーンとして、利用額に対する最大30パーセントのポイント付与に対する補助と行政ポイントの導入に取り組むこととし、本定例会に関連予算を計上したところであります。

また、「まく Pay」の運用と利用促進の支援を担当している地域おこし協力隊員と町職員が「幕別町商工会電子地域通貨事業運営委員会」に参加するなど、利用状況を常に把握しながら、商工会や加盟店と一体となって今後の取組を検討するなど、より多くの方に日常的に利用してもらえる「まく Pay」となるよう取り組んでまいります。

次に、「環境問題について」であります。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき国が策定した地球温暖化対策計画の中で、「気候変動問題は、私たち一人ひとり、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない、喫緊の課題である。」とし、国・地域、官民、産業形態等を問わず取り組むことが必要であるとされて

います。

平成8年10月に供用を開始してから間もなく30年を迎えようとしている現一般廃棄物中間処理施設（くりりんセンター）の改築についても、環境に配慮した処理施設として、ごみの減量化・資源化を進めつつ、地球に優しい施設として改築、運営されていくことが重要であると考えております。

ご質問の「現在改築が進んでいる新くりりんセンターは、ごみ減量計画と環境保護の視点がどこまで組み込まれているか、住民周知はどこまでされているのか、温暖化対策にもつなげ、適切な事業計画となるよう十勝圏複合事務組合に提言を」についてであります。

現在稼働している、くりりんセンターは、平成8年に幕別町を含む6市町村の共同事業として稼働を開始し、現在は15市町村がごみ処理を行っており、新たな施設の稼働予定である令和10年には管内全市町村による広域ごみ処理施設となる予定であります。

新施設の規模については、今後人口が減少していくことから、年間を通して施設が稼働する初年度である令和10年度がごみ排出量の最大量となります。

このことから、廃棄物等の発生抑制と適切な循環利用・処分により、石油等化石資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を踏まえ、19市町村の将来人口や令和元年度から過去5年間のごみ処理実績を基に、施設規模が過大とならないよう決定したものであります。

また、循環型社会の構築に向け、各市町村が策定している「ごみ処理基本計画」等に基づき、地域性に合わせたごみの減量化・資源化の取組を基本とし、廃棄物の発生抑制を図るとともに、それでもなお焼却処理が必要なごみについては、これまでの施設と同様に焼却時の余熱を高効率でエネルギー回収し、施設内の電源利用や再生エネルギーとして売電するなど、環境に配慮した施設として計画しております。

さらに、新施設の検討に当たり「新中間処理施設整備基本構想（原案）」について、これまで2回の住民説明会とパブリックコメントを行ってきたところであります。

住民説明会については、令和元年12月から2年1月にかけて6会場で334人、さらに2年12月には本町を含む10会場で177人、延べ16会場511人が参加いただくとともに、元年と2年それぞれ12月にはパブリックコメントを実施し、延べ意見提出者116人から382件の意見をいただき、追加調査の実施等を経て基本構想が成案化されたところであります。

また、施設改築に当たり、平成29年7月に各市町村のごみ担当課長で組織する「新中間処理施設整備検討会議」を組織し、これまで34回の会議が開催され、その中でそれぞれの自治体からの意見等の反映がなされ、議論の節目において構成市町村の議会で説明がなされるとともに、十勝圏複合事務組合議会で議論されてきたところであります。

現在は、新施設の整備及び運営に対する入札公告がなされ、8月頃に新中間処理施設整備・運営事業落札者が決定される見込みであります。

町といたしましては、新施設が最小の経費で円滑に稼働していくよう今後とも構成市町村の一員として運営等に対して協力を行うとともに、現在不燃ごみとして回収し、基本的には破碎され最終処分場で埋め立てられている「プラスチック製品」についても、新施設が本格稼働する令和10年度までに、その回収や処分方法について先進事例等を参考に協議を進めるなど、環境に配慮した運営となるよう意見等を述べてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○委員（中橋友子） 人口減少問題につきましては、2014年、国立社会保障・人口問題研究所、ここで将来の日本の人口が1億を切ってしまうということと併せて、全国で896の自治体、その中には北海道の147自治体が入っていましたが、いわゆる将来人口が減って消滅をしかねないということが公表されて衝撃が走ったという中から、この総合戦略構想というのがスタートしたと認識しております。

幕別町におきましても、私たちは人口ビジョンというふうに押さえてきたのですが、そのときに提案された計画、今2期目の4年目に入っているところですが、計画のとおりになっているのか、乖離は

していないのかというところが一番関心を寄せるところであります。

お答えの中では、まずは人口をキープするための一番のもとになる出生率というのを 1.55 と定めてきたわけですが、お答えの中では 1.55 ではなくて 1.41、これは企画をする段階からたしか 1.41 であったのではなかったかと思います。ただ、その当時、住民の方のアンケートなども組み入れて、希望的な数字も含めて 1.55 に定められた経過があると思います。とはいえ、定めた以上はやはり 1.55 に向けていくというのが行政の責任であろうと思いますが、この乖離、実態について、どのようにまず認識されていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子育て、産み育てやすい環境というのは、やはり結婚して子どもを産もうかという家庭にとっては厳しい状況にあったのかなというふうに思っております。

これは、なかなか出生率を一自治体で上げていくなどということは、私は元から難しいと思っていましたし、この人口ビジョンをつくるときには道の職員も入っていきまして、かなり締めつけがあったわけで。というのは、これは国が危機感を持っていたわけですよ。2060 年に 1 億人を切る、8,900 万人だと思えますけれども、になってしまうので、それを何とか 1 億人を維持したいと。そんなことから全国の都道府県に指示を出して、そして 2040 年までは合計特殊出生率 1.8、その後、2060 年までは 2.07 に設定しなさいと、強制的に指導といいますか、もう圧がかかったわけで、私のほうとしては、そんなことは現実離れしているので、せめて今子どもを持っている方、これから子どもを持とうとする方が、何人子どもを持ちたいのかということを集計した結果が 1.55 でありましたので、この 1.55 はせめて達成したいと思っておりましたけれども、やはり子育て環境がそこまでいかなかったのかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○委員（中橋友子） 国がそういった縛りをかけて計画がつけられたというような背景は、現在の国の子育て政策を見ていると、推して知るべしということで理解できます。といいますのは、この間、国はそういうことを示しながらも、日本全国の出生率がぐんぐん下がっていつている。その背景、理由というのが、ミニ白書でようやく所得の拡大だとかを出してきましたけれども、そういったことに何ら手を打たないで、30 年間もお給料が上がらないような国の施策ですよ、そういう下で子どもを持たなくても持てないという状況が現実ではなかろうかというふうに思います。

それで、その一つの指標といたしまして、今、子どもさんを持つために、この子どもさんを持つ、子どもを産む、産まないというのは、全て個人の方の自由であり、かつ責任を持って決定される基本的人権の一つだと思いますから、介入できるものでも全くありません。そういうことを念頭に置きながらも、昨今のいわゆる有配偶者率というのがどんどん下がってきております。数字を見ますと、1970 年には、男の方の、配偶者がいない、つまり結婚していないという方、若い方で、50 歳未満の方で 1.07 パーセント、女の方では 3.34 パーセントだったものが、何と 2015 年には、男の方が 23.37 パーセント、女の方では 14.6 パーセントと、ぐんと上がってしまいました。社会保障・人口問題研究所では、さらに 2035 年の推測数字を挙げているのですけれども、この数字では、男の方で 28.95 パーセントが配偶者を持たない、女の方では 19.15 パーセントということですから、国が幾ら 2.07 と言っても、実際にこういうことを数字で持っているのが実情です。

私は、第 1 質問で挙げましたように、町長がおっしゃられる一町村でどうにでもなるものではないと、そのとおりだと思います。背景にあるのは、やはり一つには所得格差、つまり産めない現実、賃金が低いということがあります。特に若い方たちの賃金というのが、格差も含めてなのですから、一つには、正職員の割合が若い方の中では特に低くて、逆に言えば現在 2020 年の実態では 653 万人が非正規労働者だと、労働者全体の 26 パーセントということになっています。この非正規労働者というのは、当然、雇用不安に加えて収入が安定しない、平均収入というのが正規労働者に比べて半分以下になっています。例えば、男の方で平均年収 569 万 9,000 円。しかし、非正規の方たちは 266 万 8,000 円。女性の方はもっと低くなります。こういう状況があるものですから、産みたくても産めない。一

方、子育てにかかる費用というのが、全国的な最低生活費という結果として発表されておりまして、これ地域別になっております。札幌は、子どもさん2人、小学生と幼児の4人家族で、税込みの札幌での生活費は1か月46万950円ということでありますから、到底到達していかないのですよね。そういう中での子育て世帯の苦勞というのがあり、産みたくても産めないという現状があります。したがって、この点では、認識としてお話ししているだけでありまして、国の責任で解決といいますか、改善に向けていくべきことだというふうに思いますが、もう一つ、女性の格差、つまりジェンダーの平等というのが保障されていない中で、子育てが今に至っても女性の仕事として女性に物すごい大きなウエートがかかる中で、低賃金、長時間労働というのが改善されないできているという、このことが出生率を上げられない状況にあるというふうに押さえております。

それで、幕別町の政策に戻るのですけれども、確かにこの間、お答えいただきましたように、数々の子育て支援策を行ってまいりました。しかし、残念ながらお答えいただいたように1.55には見えてこない。でも、近づく努力はさらに行っていかなければならないと思うのです。その辺の今後の見通しといいますか、どんなふうに取り組んでいくかというのも、なかなか。今回、18歳までの医療費の条例も出まして、それも一つだとは思いますが、何らかの手を強化していかない限り、計画は計画倒れに終わる。終わらせてはならないと思うのです。幾ら難しいと言いつつも、近づかなければいけない。その点でどう考えるか。

といいますのは、全国的な課題だというふうに私も思いますが、しかし、こういうときでも出生率を上げている市町村があるのです。今、日本一というのが岡山県の奈義町というところでありました。人口6,000人だから小さい町であります。ここは2005年、ですから今から18年前1.41だったものが、現在は2.68まで上がっています。倍近くですね。そのほかにも、都道府県では沖縄が一番高いとか、あるいは同じ岡山の中でもこういう町が紹介されているのですけれども、やっぱり総じてこういう町が示しているのは、もちろん子育ての支援策というのに万全を期すということと、産業振興とリンクさせていく、つまり後段の循環型の経済にもつながっていくのですけれども、やはりその町の雇用や経済をしっかりとつくり出して、そこに若い人たちをつなげて、子育てを安心してできるという状況をつくっていったのがこういう町なのです。そういうことを考えれば、もう一歩踏み込んだまちづくりというのが、今、求められるのではないかと思います。町長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少子化対策以上に難しいのは、そういう企業誘致といいますか、地域における事業化だというふうに思っています。

考えられるところは一つだけ、ご質問にあったように、農業を核としたそこからの六次産業化であったり、農商工連携なのかなというふうに思っておりますけれども、これもなかなか簡単なことではないわけでありまして、この間、幕別農協がカルビー製菓の貯蔵施設、三十数億円かけてそれを誘致して建設が今始まっておりますので、こういったものも一つのきっかけにして、では貯蔵施設だけでなく、加工施設もこれからやっぱり立地の要請をしていく必要があるのかというふうに思って地鎮祭に参加したわけでありまして、これからそこは動いていかなければならないと思いますし、それと、今まさにゼロカーボンに向けて本当に国の金を取りに行こうとしています。あまり大きなことを言うと、できなかったときにあれですけれども。結局、国の交付金頼みなのですが、しっかりそこを取りに行くと、それを事業化に当てていくということも必要であろう。そうすることによって、大した雇用ではないのですけれども、雇用も生まれ、そこにお金も生まれるということは可能性としてありますので、そこも今、ゼロカーボンに向けた一つの事業の中でそういったものに取り組んでいくということも必要であろうというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○委員（中橋友子） 新しい手腕に期待したいと思います。質問の1点目、2点目は、今お答えの中で収めたいと思います。

三つ目の町内事業所の育休、子育て支援の取組をお答えいただきました。全国的な水準からいった

ら、まだまだやはり企業の、今、コロナ禍の後ですから、本当に困難な状況が事業者の皆さんあると思うのですが、ただ、育児休業法というのがつくられて、昨年の10月に改正もされて、どんどん広がってきている状況はあるのです。全国的な厚労省の指標で言えば、育休の取得率、女性で85.1パーセント、男性は低いのですけれども13.97パーセントと。しかし、ここから比べても、制度そのものを持っているという事業所、幕別ではまだまだ少ないということでもありますから、ここをぜひ町としても働きかけを行って頑張っていたきたい。

といいますのは、第1子出産前後の離職率というのが46.9パーセントと、すごく高いのです。結局、職場の応援がなかったら続かないのですね。それで、先ほど言ったような、経済的に厳しいということになれば、やっぱりそれ以上もうさらに子どもさんをもうけてというふうにはならないということですから、起業支援についてもせっかく統計を取っていらっしゃるわけですから、ぜひ働きかけをしていただきたい。もちろん、それに先立って幕別町役場でそういった先進的な事例をつくっていくということも大事だと思います。

さて、そういう中で、実は私、今回たくさん提案したのは、町長の3期目のスタートでありますから、幕別の現状をなるべくつぶさに押さえてからこの4年間しっかりと向き合わせていただこうという思いがありまして、たくさんお尋ねしました。その中で特に急がれることもあったものですから、そこで何点かに分けてお尋ねをし、ほとんど全体にリンクする、絡む質問でありますから、その点ではご理解をいただきたいというふうに思うのですけれども。

人口問題では一つ、本町と忠類のことについて非常に、本町と忠類の状況は全然違うと思います。お答えいただいたように、本町などは本当にここで生活するので完結できるといういろんな施設があって、そして街があると。忠類は、なかなか日常生活を送るにも、交通手段だとか、お店だとか、いろんな点でもそこで完結できないという困難さがあるというところが、これから人口対策の中ではきちっと留意しなければならないと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにおっしゃるように、幕別も完結するかといったら私は本当の意味では完結はしないというふうに思っておりますけれども、それよりも忠類のほうが後退をしていることは間違いない。それは何かというと、商店、食料品店だというふうに思っています。やっぱりこの間、合併してからも、食料を扱うところがなくなっている。私の記憶では、2軒ほど廃業しているということがありますので、そういう点では、やはり大樹町に依存していたり、帯広市まで買物に出かけるという。自分で運転できる間はいいいのですが、それができなくなると、なかなかそこで暮らし続けるのは難しいのかなと、そこはあるとは思いますが、ただ、ではそこに何をすればいいのかということも、これまた、行政の力も限りがありますので、では民間の力を借りながら、店がないのだったら配達をやってもらうとか、補完する方法で町としてやれることがないのか、支援することがないのかということは出てくるかと思えます。例えば、大樹町にはコープが道の駅のところに入ったということもありますので、ですから、そこを拠点にして、僅か10キロですから、忠類に向けて配達してもらうということも出てくるわけでありまして。その辺は、地域にお住まいの皆さんのニーズを踏まえながら、困っていることをしっかりと課題解決してあげることが必要だろうというふうに思っていますので、今まで以上に、それこそ声なき声に耳を傾ける、声なき声を拾うということも含め、しっかりとニーズを把握した上で、行政としてやれることについて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○委員（中橋友子） せっかく域内の循環型経済も含めて、まく Pay なども出して、全体の力をつけようというふうに来たわけですから、そういう点では、私はもう一つ、やっぱりここはまくバスだとか移動機関がありますけれども、忠類はそういうのがないということも一つ課題であるだろうなというふうに思っています。

その上で、一つ直近の課題として、循環型の、お金を域内でということで出発したまく Pay なのですが、まだまだこれは半年ですから評価できる段階では全然ないと思っています。しかし、あまりに

もやはり、5年後の5億6,000万円ですか、そこに本当に行くのかという心配がもう今大きくあります。そこで、件数を増やすとかいろいろ頑張っておられるけれども、やはり消費者、利用者の立場に立ったら、使える場所が、加盟の戸数ではなくて使える場所。結局、もう言ってしまうと、残念ながら今から30年前に幕別町に青葉町に大型店が出てきてから、もう消費の流れは次々につくられてしまっているのです。つい先日も別なところがオープンしましたけれども。そうすると、一定の歯止めをかけながらも、準会員としてそういう大型店も入っている商工会でありますから、その枠も使えるような対象にしていくことも検討が要るのではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大型店については、準会員ではなくて賛助会員という位置付けになっているわけでもありますけれども、今、賛助会員として賛助会費も負担していただいて、商工会事業にも協力していただいている、そういう状況でありますけれども、やはり地元商店街、商工会がまだまだ根強い反発といいますか、そういうものがあることは否めません。ただ、これが会員になったら、会員になれると思うのですよ、会員になったらどうするのだろうということも実は商工会内部でも問題視しております。会員になったら除外することはできないだろうということもあります。ですから、その問題は、今後、商工会としてどう対応していくのか、町がというよりは商工会として生き残りをかけてどう対応していくのかということがありますし、それともう一つ、皆さんが利用する中にコンビニというものがありますので、コンビニについても、実は同じような形で電子通貨をやっているところで、コンビニが使える、加盟しているというところもありますので、ここも一つ使えるようになると、利用者にとっては大きいのかなと思うふうに思っております。

ただ、言えることは、大型店にしてもコンビニについても、独自のカードを持っていることなのですね。ですから、その手間が一手間増える。1回当たれば全部連携してポイントがつくというのならいいのですけれども、そうでないので、そこら辺の苦労をおかけすることになるので、それでもメリットがあるからいいよと言ってくれるのであれば、それはいいのしょうけれども、ただ、やっぱり多くのお金をためていかないと加盟している人たちの負担も大きくなるわけですから、そこはやっぱり自分たちのためにどうしたらいいのかということはよく熟議をしてほしいなというふうに思っていますので、そこは、うちのほうも会員、職員が入っていますので、あるいは理事会の員外理事もおりますので、しっかりと連携、協議をしながら、いい方向に持っていくようにしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○委員（中橋友子） 最後です。時間がありませんのでお話だけしておきますが、くりりんセンターのことです。今のCO<sub>2</sub>、それから2050年に向けての目標を考えると、ごみを焼却するという、そういう考え方自体を改めていかなければならない時期に来ていると思います。そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:27 散会

# 第 2 回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和 5 年第 2 回幕別町議会定例  
(令和 5 年 6 月 21 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問（3 人）
- 日程第 3 議案第 48 号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 49 号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 54 号 令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 55 号 令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 56 号 令和 5 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 51 号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 52 号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 10 議案第 53 号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

# 会議録

令和5年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年6月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和   | 2 塚本逸彦  | 3 山端隆治  | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀  |
| 6 長谷陽子   | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀  | 9 野原恵子  | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥  | 17 藤原 孟 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山端広和

住 民 生 活 部 長 寺田 治

保 健 福 祉 部 長 樫木良美

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 小野晴正

会 計 管 理 者 武田健吾

忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文

札 内 支 所 長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 谷口英将

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲

住 民 課 長 本間 淳

税 務 課 長 古山悌士

福 祉 課 長 亀田貴仁

保 健 課 長 宇野和哉

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

土 木 課 長 香田裕一

都 市 計 画 課 長 松井公博

水 道 課 長 河村伸二

学 校 教 育 課 長 西田建司

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

教 育 部 主 幹 土井秀樹

教 育 部 主 幹 添田雄二

ほか、関係係長

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信      課長 北原正喜      係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 7 酒井はやみ      8 荒 貴賀      9 野原恵子

# 議事の経過

(令和5年6月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番酒井議員、8番荒議員、9番野原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定により、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○5番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

子どもたちが豊かに育つ教育環境の充実に向けてであります。

幕別町においては、2010年に「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定しました。これは、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻く全ての人や団体等の責務などを定めることで子どもの権利を保障し、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援する町の実現を図るために制定されました。

しかしながら、その子どもたちが家庭以外で多くの時間を過ごす学校現場においては、近年、「教職員の働き方改革」が喫緊の課題となっております。教職員の多忙化により、離職率も高まるとともに、将来、教職員を希望する若者は減り、教育現場の人手不足が顕著となってきています。

これらの問題は、決して教職員だけの問題ではありません。子どもたち一人ひとりと向き合う時間や教材研究の時間が十分に取れないこと、質の高い教職員の確保が継続的にできないことは、子どもたちにも大きな不利益となります。

本来は、「地域が学校を支える」はずであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）においても、本町においては、現状では教職員頼りの運営となっており、学校への負担が大きく、様々な見地からの改善が必要と考えます。

まさに「幕別町子どもの権利に関する条例」の思い実現のためには、今後、より一層学校現場に依存することはできません。学校教職員の業務軽減策を講じていくことと同時に、地域の大人たちが本気になり、まさに地域全体で子どもたちの健全育成のための環境づくりを進めていくことが必要であると考え、以下の点について伺います。

1、教職員の多忙化解消に向けての、今年度の具体的な取組内容並びに目標値は。

2、中学校部活動の地域移行に関わる取組状況は。

3、コミュニティ・スクールの進捗状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちが豊かに育つ教育環境の充実に向けて」についてであります。

近年、子どもたちを取り巻く環境が複雑多様化しており、社会変化に適切な対応ができる児童生徒の育成と、心の悩みを持つ児童生徒個々に対する適切な支援など、教職員の資質の向上が求められております。

その実現に向けては、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を図ることが重要であると考え、教職員の業務負担の軽減や多忙化を解消するために、学校における働き方改革を進めているところであります。

また、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ることが重要であり、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めることが、教育環境の充実につながるものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「教職員の多忙化解消に向けての、今年度の具体的な取組内容並びに目標値は」についてであります。

学校現場における教職員の多忙化解消に向けた取組については、平成30年9月に「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を策定し、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」の縮減に向けた取組を進めるため、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備に努めてまいりました。

さらに、令和2年、国が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」等に基づき、教育職員の業務量の適正な管理や健康及び福祉の確保を図るために必要な新たな取組の設定やさらなる改善を図るため、3年6月に「第2期学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を策定したところであります。

アクション・プランでは、四つのアクションを柱として掲げており、一つ目は「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、二つ目に「部活動指導に関わる負担の軽減」、三つ目に「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、四つ目に「教育委員会による学校サポート体制の充実」に向けた取組を進めているところであります。

はじめに「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」における具体的な取組状況についてありますが、各小中学校に対し、情報活用能力等の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業、オンライン学習の実施などICTの積極的な活用による業務等の推進のほか、北海道における働き方改革の手引であります「Road（ロード）」の積極的な活用を促しております。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の推進により、学校を支援する体制の充実に取り組んでいるほか、昨年、導入した校務支援システムにより、学校における児童生徒に関する様々な情報のデジタル化、教職員間での共有化を図ることにより、事務負担の軽減を図っております。

さらに、児童生徒の生活介助や学習支援のため、本年度は9校に43人の特別支援教育支援員を配置しているほか、学校事務をサポートするため9校に9人の学校事務補助職員を配置しているところであります。

次に、「部活動指導に関わる負担の軽減」では、全ての部活動において、学校閉庁日をはじめ、週

当たり2日以上の休養日の設定や、部活動の1日の活動時間を長くとも平日で2時間程度、休日で3時間程度とすることに取り組んでいるほか、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなどの取組を実践するよう、学校への指導・助言を行っているところであります。

次に、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、令和2年5月に導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めているところであります。

また、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方改革の推進として、月2回以上の定時退勤日の実施や年2回以上のワーク・ライフ・バランス推進強化期間の実施、15日以上有給休暇の取得促進などを行っているほか、教職員が休養しやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、夏季休業期間内の3日間と年末年始の休日6日間の、合わせて年間9日間を学校閉庁日として設定し、全校で実施されているところであります。

次に、「教育委員会による学校サポート体制の充実」では、平成29年度に導入したストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策の推進や、学校を対象として行う独自調査について、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図るほか、トラブル等に直面した際のサポートとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制の構築に努めております。

本年度におきましても、昨年度までと同様、「第2期学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を基本に、教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標に掲げ、引き続き業務の効率化・平準化や時間外在校等時間の縮減に向けて、さらなる取組を促進するとともに、働き方改革の必要性についての普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「中学校部活動の地域移行に関わる取組状況は」についてであります。

中学校の部活動については、少子化が進展する中、従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、その一方で、部活動の時間が長時間に及ぶことで、生徒が学業や余暇活動に割くことのできる時間を確保しにくくなってしまったり、教員が部活動終了後に勤務時間を大幅に超過して授業準備等を行わざるを得なくなってしまうと、その問題点について指摘されてまいりました。

平成31年には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを踏まえ、国は、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組んでまいりました。

昨年12月、スポーツ庁と文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対し、地域の実情等に応じて可能な限り早期に実現を目指すよう、通知を発出したところであります。

これを受け、本町といたしましても、本年度、町の附属機関として「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関することを所掌事務として、望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討を行うこととしたところであります。

委員の構成は、「関係団体の代表者、関係学校の代表者、教育委員会が必要と認める者」で、定数を「10人以内」とし、任期は「2年」としているところでありますが、現在のところ、委員の選定については、「関係団体の代表者」では、町内スポーツクラブ、幕別町スポーツ少年団本部、幕別町軟式野球協会等の各種スポーツ競技団体の代表者を、「関係学校の代表者」では、町内中学校の校長を考えているところであります。

本年度の具体的な取組といたしましては、北海道の「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業」を活用し、派遣されるアドバイザーから、国の部活動改革に関することや、先進事例等の紹介などの説明を受けるなど、部活動の在り方に関して、「幕別町部活動地域移行検討委員会」で共通

理解を図ることを第一に考え、本町の部活動地域移行の課題等を明確化するところまでを一定の目標として進めてまいりたいと考えております。

本町では、これまで「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」や、令和2年3月策定の「幕別町部活動の在り方に関する方針」により、教職員や生徒の部活動に関わる負担軽減などに努めてきたところでありますが、本年度からは、部活動地域移行についての具体的な検討を始め、可能な限り早期の実現を目指してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「コミュニティ・スクールの進捗状況は」についてであります。

コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会は、平成16年制定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を目指した仕組みであります。

本町におきましても、平成31年4月に、小中一貫教育の各学園やわかば幼稚園に、地域の住民や保護者、教育に識見を有する方などを構成員として学校運営協議会を設置したところであります。

具体的なコミュニティ・スクールの進捗状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、書面会議を余儀なくされるなど計画どおりに進まない期間もありましたが、令和3年度からは学校運営協議会としての体制と、年4回程度の会議開催などの年間サイクルを確立し、学校運営協議会の主な三つの機能のうち、「学園長が作成する学園運営の基本方針を承認すること」は、全ての学園で実施されているところであります。

また、「学園運営について、教育委員会又は学園長に意見を述べるができること」においても、糠内学園やちゅうるい学園では、「子どもたちに他の地域の子とも達とたくさん交流させたい」や「ふるさとに誇りを持てるよう地域についての学習をたくさんさせたい」などの意見が出され、鹿児島県奄美大島の小中学校とのオンライン交流や町内事業者の協力による校外体験学習などが実現いたしました。

さらに、各学園において、子どもたちがどのような課題を抱えているのか実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標を共有するために「熟議」を重ね、「考えて動く子どもに育てたい」や「コミュニケーション能力の育成が一番大事」などの意見が多く出されたところであります。

それを受け、例えば本年度の札内東学園の経営方針には、キーワードとして、考えて動くと書く「考動」が位置付けられ、糠内学園のグランドデザインには重点課題として「協働的に学ぶコミュニケーション能力の育成」が掲げられるなど、学校経営に地域の知恵や願いを導入する体制が整いつつあるところであります。

コミュニティ・スクールと一体的に推進してきた「地域学校協働活動」については、令和3年度に、札内東学園において「地域学校協働本部」を立ち上げ、現在はチーフプロデューサー1名、地域コーディネーター2名を配置するなど具体的に動き出しており、他の学園についても「地域学校協働本部」の立ち上げに向け、構想案の検討やロードマップの策定を進めているところであります。

あわせて、「地域学校協働活動」として、既存の活動をリストアップすることで「見える化」をして、学園として地域にお願いしたいことを整理し、地域に対しても、学園と地域で連携や協働できる活動の募集を行っていくことが考えられているなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組の相乗的な連携と協働が少しずつ進んできております。

しかし、携わる地域の方々が理解を深め活動に慣れるまでには、ある程度の期間が必要なため、現時点では小中一貫教育の学園事務局が中心となって活動を支えています。少しずつ学校運営協議会や地域学校協働本部が主体的に活動できるよう、教育委員会内に推進委員会組織を立ち上げ、学校運営協議会の運営支援、地域学校協働本部の設立や運営支援を行うなど、先々の見通しを持ってサポートをすることも検討しているところであります。

今後におきましても、地域住民、保護者、学校職員など関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子どもたちの成長

を地域全体で支える社会づくりの実現に努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） それでは、再質問させていただきます。

昨今では、本当に教職員、公務員もそうですけれども、人手不足というのが叫ばれておりまして、昔でしたら本当に給与上は安定した仕事であり、また子どもたちとともにということで夢のある憧れの職業の一つでもあったこの教職員というのが、もう本当に若者が希望しないというような事態、これは以前には考えられないような状況ではあるわけですが、これを解決していくためには、本当に教育委員会とか学校だけとかということではなくて、地域全体が真剣に考えていかなければいけない課題だというふうに私は捉えています。そうした働き手がいらないという中で、いわゆるブラック企業というような教職員の働き方がクローズアップされてきて、この状況は以前から変わらないのですけれども、そういったものがかなり表に出てきている状況であります。国もいろいろとこれまでにない動きを示しているわけでありまして、国の改革を待っているのももちろんですし、その指示に従うというのももちろんだとは思いますが、あくまでも小中学校に関しては町立の学校でありますから、自治体の責任の中で、あるいは教育長の思い、判断の下でいろんな改革ができるはずだというふうに私は思っております。

そして、今、答弁にありましたアクション・プランということで、以前からこうしたことは掲げて取り組んでおられるということも存じ上げております。実際、こうした取組のいわゆる成果について、数値で分かる部分もあるかと思えます。時間外勤務であったりとかそういった部分、それからもう一つ、これは数値ではないですが、教職員の皆さんの実感として、そうした効果が現われているのかどうかといったそのあたりの評価について、少なくともこの1年間、2年間の総評について改めて伺いたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいまありました働き方改革の成果ということですが、教育委員会といたしましても大きく考えておりますのが、やはり時間外在校等時間の縮減、そしてさらには年次有給休暇の取得というところが数字で現われているのかなと思えます。

その中で、まず時間外在校等時間の実績で申し上げますと、令和3年度、1人当たりの1か月の平均が52時間12分、月45時間を超えた教職員は全体の15.4パーセントでありました。昨年度、令和4年度については、1人当たりの1か月の平均が23時間30分、45時間を超えた教職員は全体の12.2パーセントとなっております。比較いたしましても、1人当たりの1か月の平均で1時間42分、さらに目標の月45時間以内とならなかった教職員が累計で98人の減、さらに3.2ポイントの減少となっておりますことから、少しずつではありますが改善の方向にあると考えており、働き方改革に対する機運が高まっているものと認識しております。

また、一方で年次有給休暇の取得の関係でございますが、こちらについては働き方改革のほうにおいて15日以上を取得を目標に掲げております。その中、年次有給休暇の平均使用日数を申し上げますと、令和3年度が小学校で教職員1人当たり平均で13.5日、令和4年度が14.9日ということで、1.4日増加して取得日数が増えているというような状況です。中学校のほうで申し上げますと、令和3年度11.2日、そして令和4年度が13.3日ということで、2.1日増加しているということで、15日以上という目標は達成できておりませんが、年々使用日数も増えてきていることから、こちらのほうについても機運が高まってきているというふうに認識しております。

これにつきましては、教職員の皆さまも真摯に取り組んでいただいて、こういった形で時間外の縮減、年休の取得というところでは実感いただいているのかなというふうに感じております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 時間外勤務についての数値を出していただきましたが、持ち帰りの業務についての把握、それはその数字の中に入っているのか、また別なのかということが1点。

それから、有給についてもお示しいただきました。もし分かればでよろしいのですが、有給を取得されている時期が長期休業中なのか、学校勤務、勤務というか授業がある時期なのか、それによっても意味合いが変わってくるかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、時間外在校等時間の関係であります。こちらのほうは今お話しいただきました持ち帰り業務、こちらのほうについてはその中には入っていないということで、教育委員会といたしましても、課題ということで捉えているところなのではございます。その把握については、また把握することで日々の記録ということになりますので、新たな負担が増えるということも考えております。そういったことと、あと記録の客観性ということで、誰がどのように正式に確認が取れるのかという部分のいろんな問題があるのかなということから、現段階では困難ということで考えておりますので、引き続き業務の効率化・平準化の取組を促進することで、持ち帰り業務の解消を行ってまいりたいと考えているところです。

続いて、有給休暇取得の時期なのですが、今、お話にありましたように、教育委員会といたしましても、ちょっと正式な時期を押さえているわけではありませんけれども、認識としてあるのはやはり長期休業中、そちらのほうで年休を取得していることが主なのかなというふうに認識しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） そこだと思うのです。業務が減って、時間外勤務、在校等の勤務時間が数値上減っているのか。恐らく教育委員会、国、あるいは校長先生、管理職が、あまり残業しないようにというような声かけをしていくことはいいと思いますけれども、それによって帰ることで、ただその業務は家に持ち帰るというだけのものではあったりとか、あるいは子育ての関係で早めに帰らなければいけない、家で仕事をされているという先生たちも男女問わず多いかということは、私の中では把握している部分があります。そのあたりの調査というのは、より一層していただきたいなというふうに思いますし、要は業務が減っているのかどうかというところが大事ではないかなというふうに押さえています。

それから、有給に関してもやはり長期休業中ということであり、取らないよりは取ったほうがというところもありますけれども、これも先ほどのお話ではないですが、日頃の業務の削減ができるかどうかで、やはり有給が取れるかどうかということがあるかと思います。実際、やはり現実としては、ふだん子どもたちがいるときに学校を休むということは、それすべきことではあるのですが、働くということに関しては、それすべきことであるが、実際、休みを取ると、その後の仕事が増えると、たまるということが現実であります。そのあたりをどう改善していくかということが、本当はアクション・プランの、まさに一つ目等も含めて、全部もそうですね、そこに実効性があるかどうかということだと思えるのです。そういった部分では、基本的には同じ取組がずっと何年間もあるわけですが、その効果という部分においては、どうなのかというところが、改めて見直す必要とか、あとは教職員の実感、実態というのをより一層、今、申し上げた部分を詰めていく必要があるのかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今の業務が減になっているのかというお話ですが、基本的に、業務については若干ではありますが、減にはなっている部分はあろうかというふうには思っております。と申しますのも、コロナ禍におきまして、コロナ禍で学校行事等の精選を行いました。そういった見直し等も含めて、例えば運動会、体育祭のことを申し上げますと、以前はお昼をまたいで行事だったのでありますが、そういったものが現在では午前中というのがスタンダードになりつつあるということで、そういった運動会だとか体育祭に係る準備の時間ですとか、そういった時間も減っておりますし、さらには答弁の中でも申し上げましたが、校務支援システムを導入することによって、事務のほうで、慣れるまではちょっと時間がかかるような部分もあるかもしれないですが、慣

ればやはりこれも事務の削減につながるということでございますので、そういった意味で業務の減につながっていることもあるというふうには認識をしております。

ただ、小田議員言われますように、やはり先生方、子どもたちがいる時期というのはなかなかお休みを取れないというようなことがありますて、どうしても有給を取る場合については、長期休業期間中の場合が多くなるというようなことも、これはやはり業務の性格上といいましょうか、ある程度はやむを得ない部分なのかなというふうには思っておりますので、そういったことも含めて、できるだけ委員会といたしましても、教職員が休養を取りやすい、休暇が取りやすいような環境をつくるよう、校長等を通じて声かけをするなど努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 私も、教員時代に別にそんな休みが欲しいという気持ちはそんなになかったですけども、今の先生たちも休みが欲しいというよりは、もちろんあるにこしたことはないですけども、休みが欲しいというよりは、子どもと向き合う時間を十分確保したいと、一人ひとりの子どもたちとゆっくり向き合う時間が確保したいという中で、なかなかその時間が取れない、ほかの業務がたくさんあるというようなこともあるかと思います。その一方、先ほど、最初に申し上げた若い人たちが教員を目指さなくなってきたという部分においては、我々が教員だったときの常識というの、もう本当に破っていかねばいけないうふうに思っています。

何を言いたいかというと、やはり長期休業中だけの休みが取れるという環境ではなくて、ふだんから取れる環境、楽したいということではなくて、より一層、子どもたちにいい効果を与えるための大切な休養を取れるための環境づくりというのを、これは学校現場もしっかり考えていかねばいけないうふうに思うわけですけども、そのあたりを、今、教育長申し上げた、職務上、致し方ない部分という常識も破りながら、今後、前に進んでいっていただきたいというふうに期待したいと思います。

そういった中で、今回の質問の趣旨になりますが、これは本当に学校現場、教育委員会だけで解決しようということではなくて、地域でやはり学校を支えていくということの本気で考えていかねばいけないう趣旨で質問をさせてもらっております。そういった中で、学校の先生たちが、本来教員がやるべき業務ではないような業務もあるのではないか、それから本来やるべき業務であるのだけれども、先ほどの行事ではないですけども、振り返ってみれば半日ぐらいのほうが本当に子どもたちにとっても、負担にとってもちよーどいい教育活動だったというようなことも多々あるかと思えます。それはどういった業務が削減できるかということであったりとか、それからどういった業務が地域で担っていけるのか、そのあたり何かお考えがあればお示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教職員が本来やるべき業務ではないというか、その関係については国の文科省のほうでもある程度整理をして、こういった業務がというのもあるのですけれども、具体的に例えばコミュニティ・スクール、それから地域協働活動を進める中で、地域の方が、例えば見守り活動等、登下校のときの見守り活動ですとか、そういったようなことを、地域のそういった地域協働活動の方々、皆さんにお願いをするだとか、そういったようなことはあろうかと思いますけれども、ただ、こういった業務を具体的に地域の方をお願いするところまでの整理は、まだできておりませんので、今後、コミュニティ・スクール、地域協働活動を進めていく中で、そういった考えも含めて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。そうした教職員の現場の、教育現場の実態というものをより一層、最近、報道はたくさんされてはいるのですけれども、この幕別町においてもという部分ではこういった形で、先ほどの残業時間も法定違反ではあるわけですね、実際は月 45 時間を超えていてという。そういった実態も数値として出ているわけですので、持ち帰り業務はちょっと置いておいても、そういった部分を地域の方に共有して理解してもらうというような意味で、そういったものも公表してい

くというような、そんなようなお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 時間外在校等時間については、こちらについては令和4年度から公表させていただいております。内容的には、上半期、下半期、年2回、町のホームページで公表しておりまして、やはり今おっしゃったように、住民の理解、そういったものが非常に大事だということで、そういった形で取り組んでいるところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） その公表の仕方を、残業時間はこれだけですと言うだけではなくて、学校現場ではこういうことで本当に先生たち、あるいは子どもたちに影響を与えていますというようなことが、ホームページもいいのですけれども、先日の話ではないですけれども、そこに行かないと見られないというような話もありますので、啓発するという部分でも、保護者向けの文書であったりといったそういったものが、教育委員会から出していただけるということであれば、先生たちもやっぱり勇気が湧く、自分たちでそういうことを言うわけにいかないの、そんな、ああ、教育委員会も考えてくれているのだなというような思いになるのかなというふうにも期待していますが、ちょっとご検討いただければと思います。

それから、先ほどの長期休業中のことになりますが、それこそコロナ禍の遺産というか、よかった部分において、テレワークということが発達していきました。これは教職員に限らず一般企業においても、国もテレワークについては働き方改革の一つとして推進しているところではありますが、これら、それこそ今現実として子どもたちがいるときに、なかなかちょっと今すぐということには、私もぱっと思いつくようなあれはないのですけれども、少なくとも長期休業中、そういったところで在宅勤務ということは積極的に導入していく、これは認める認めないというよりも、推進していくべきだというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 今おっしゃられたテレワーク、在宅勤務という部分かと思いますが、そちらのほう、今おっしゃられたように、コロナ禍において、道の通知等も用いて学校のほうにもそちらのほうはお伝えをして、取得できる場合については在宅勤務をとすることはお話ししております。ただ、その中で、実態としては令和4年度長期休業中の在宅勤務はなかったところがございます。決して推奨していないということではなく、学校のそれぞれの事情に応じて、さらにやはり感染拡大につながるかどうかという部分も判断しながら、学校の中である程度判断いただいていたのかなというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 今、私が申し上げているのは、もうコロナの感染云々ということではなくて、働き方改革の一つとして、これはいい財産として推奨していくべきだと、推進していくべきだということで申し上げているわけですが、今のご答弁であれば、町のほうでは、町教委のほうでは推奨しているという押さえでよろしいのでしょうか。否定しているものではないということだとは思いますが、単純に通勤時間において、そういう時間を有効に活用できるということで、今の現状でいけば、学校に来た場合、各教室で先生方が、各教室で仕事をされているというような、それであれば、通勤時間も有効活用しながら在宅でということも可能なわけであります。以前は、ずっと昔は、それこそ私が教員時代よりちょっと前ぐらいは、研修だということで、事例としては、どこかこれが本当に研修なのかと言われるような事例もなかったわけではないのですけれども、今はもうそういう時代ではないですので、先生方もその辺は十分把握されていて、いわゆる一般的に言われている在宅勤務、テレワークといったもの、これこそ本当に時代の先端ということで推奨していったら、町教委のほうも否定するものではないということのような消極的なものではなくて、もっともっと積極的にそういった取組を学校で進めましょうというような、そんな声かけというのはいかがなものでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） テレワークの関係でありますけれども、テレワークについては役場の職員も実施しておりますし、コロナということに限らず、そういった働き方改革の意味合いも含めて、推奨されていくものなのだろうなというふうには感じております。加えて、DX、デジタルトランスフォーメーションの関係でも、進めていくべきものなのだろうなというふうには思っておりますので、先生方についてもそれは同じであろうというふうには思っております。

ただ、どうしても先生方については、先ほどもお話ししましたように、子どもたちがいる、長期休業期間中のときは、なかなかテレワークということにはならないというふうには思っておりますので、もし活用するのであれば長期休業期間中ということに、ある程度期間が短い期間に限定されてしまうと、1年のうちの長期休業期間中というのに限定されてしまうということがあるでしょうから、そういった設備に係る投資ですとかそういったことを考えると、やはりその他の教育施策等の兼ね合いから、なかなか実施に至るにはちょっと現段階では難しいかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 長期休業中においてはということで、今、質問させてもらっていますので、それについては町のほうで推奨していくということで捉えさせていただきます。

一つ目の質問に対しては最後になりますが、あと、先ほど勤務時間のことの中に、休憩時間が引かれているのか、しっかり取れているのかということなのですけれども、多分、実際取れていないと思うわけですね。実際、教員の休憩時間が、昼休憩はなくて3時45分から4時45分あたりというところが一般的であります。その時間が、休憩時間が取れた上での残業時間の数値なのかというあたりも、厳密に言うとやはり調査すべきかというふうに思います。休憩時間が昼に取れるのかといったら、これはまた本当に業務上なかなか難しいところはあるわけですが、そのあたりのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 休憩のお話ですが、小田議員がおっしゃったように、当然お昼に取るというのは、なかなか非常に難しい実態があるのかなということで、夕方の、先ほどおっしゃったような時間帯に取ることで取っていると認識はしておりますが、その中で取れていない実態ももちろん少なからずあるかもしれないということは、教育委員会のほうとしても思っております。ただ、やはり整備すべきは表向きといいましょうか、その部分でしか数字のほうは整理できないものですから、当然その部分の休憩は取れているというふうなところで認識しております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） これも本当に今の先生たちはそれが当たり前だと思って認識していますけれども、これから教員になろうという若い子たちが、休憩も取れない職場なのかというところで、選ばれる職場にやっぱりなかなかないだろうなというふうには思ってしまうので、悩ましいところなのですけれども、そういったことも頭に入れて、今後ともご検討いただければということで期待したいと思います。

二つ目の質問に移ります。

部活動の地域移行ということで、これもこれからの時代、本当に地域でということの中の大きなテーマの中で取り上げさせてもらっております。まさに本当に、今はもう部活動は教育課程にも入っていないのですけれども、学校にあったものがこれから地域に移るということになります。これは本当にただ学校に今まであった部活が、地域にそのままスライドしていくというものではなくて、地域で新しく子どもたちの、青少年の放課後活動について新しい文化をしっかりとつくっていかうと、そういった取組になるかというふうに認識しております。

まず、そういった意味でこれから幕別町としても検討委員会をつくられて動いていくということで、予算委員会の中でも質問させていただいておりますが、この構成について、今、私が申し上げた、本当に地域全体でこの取組については考えていくべきだというふうに思っている中で、関係団体の代表者、関係学校の代表者と、それから教育委員会が必要と認める者というのはいろいろあるかと思いま

すけれども、そういった中で、今、挙げた中で、予算委員会の中でもちょっと質問させてもらったのですけれども、文化団体の関係がここの中では挙げられていなかったのですが、部活動の改革についてはスポーツだけの話ではないので、文化団体についてはどのように考えていらっしゃるのか。

それから、今その中で考えられる、やっぱり関係団体という中で、どうしてもスポーツとか文化の団体というふうになるわけですが、地域全体ということで考えれば、行政の担当も、教育委員会だけではなくて、我が町でいくと政策推進であったりとか、財務も入ってもいいのかなと、あるいは考え方によっては観光関係も入ってもいいのかなと、これはいろんな考え方があるわけですが、そういった幅広く人材を含めて考えていくべき問題だというふうにあるわけで、どうしても最初こういった組織になりがちになってしまうわけですが、そこらあたり、改めてお考えを聞かせていただければと思います。しかも、任期2年ということで、2年間このような組織の中で動くということですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 幕別町部活動地域移行検討委員会の構成員ということなのですが、今、小田議員おっしゃったように、今こちらのほうで考えているのが、学校代表ということで中学校の校長先生お2人、そしてスポーツ団体の代表8名ということで、合計10名ということで考えております。このほかに文化団体、今の段階では予定はしていないのですけれども、それについては今の部活動の現状というのが吹奏楽、そしてあと総合型の部活動ということで、今、限定されて言えるような、こちらのほうの捉えとしては吹奏楽しかないのかなというところを、今、思っているところです。そういったことから、必ずしもこの委員会の中でではなく、違った形でご意見を伺いながら検討していけるのかなというところも考え、今のところ予定には入れていないというところでございます。

あと、行政担当の部分もなのですが、まずはやはり諮問機関である委員ということで整理をし、担当部署はあくまでやはり教育委員会で進めつつも、その辺についてはほかの観光部門、財政部門、いろんな部門とは横の連携を取りながら、もちろん関わっていくということになるかと思えます。ただ、何でもかんでも全て一緒にということではなく、主ではやはり教育委員会がやっていくというところは考えております。あとは横の連携、これは常に取っていることですので、そういった中で進めていけるのかなというふうに考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） それぞれ町の考え方がありますので、私が何か強制するものではないのですが、ただ、文化団体、いわゆるスポーツ関係者ばかりというのは、ちょっと大きな問題かなというふうには思います。先ほど申し上げたとおり、この部活動改革はスポーツ関係をどうするかという話ではないので、本当に今この町、幕別町で言えば幕別町内にいる中学生の子どもたち、中学生を中心とした子どもたちが、この地域をどうしていくのかというまちづくりに関わる改革ですので、それがスポーツ団体だけの意見を中心にというようなことであれば、間違いなく偏りが出てくるかというふうに思いますし、スポーツだけが子どもたちの環境ではないですので、そういった部分ではもっと幅広く、文化団体がいいのかどうかは分かりませんが、スポーツ関係者に偏るようなものになってはどうかかなというふうに、非常に疑問を感じます。

あと、先生も学校関係者も、これも委員に入るのか入らないのかという、入ったから何だということもあるのですけれども、これも主体が地域に完全に移るわけですので、地域でどうするのだという話の中で、先生方、学校現場の意見を参考にしながらとか、いわゆるオブザーバー的にしてもらいたいことは大事だと思うのですが、要は周りに勘違いされないようにとか、学校とスポーツ団体の問題なのだ、あるいは教育委員会だけの問題なのだ、そんなふうなものが見えるような組織であってはならないのかなというふうに思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 部活動移行の委員会の構成ですが、全てコンクリートされているものではありませんので、今ご意見伺いながら対応していきたいなと思っております。また、学校長を通

じて、その文化的な団体等にアクセスしていただいて、そちらを通じてそういう関係についても取り入れていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 北海道の事業も活用されてということですので、その後に組織をつくっても遅くはないのかなというふうには思っておりますので、ご検討ください。

最後、コミュニティ・スクールの件になりますが、現在の状況については理解させていただきました。少しずつ地域からの要望とか、そういった意見が出てきたりとか、地域のほうで動いてというようなことも出てきているというのは聞いておりますが、どうしても今上がってきている事例を見ると、もともとそういった土壌があったというような地域ということも、否定できないのかなというふうには思っております。ですから、今はまだうまく進められていないというような地域、学園のところにも、今後そういった事例も紹介しながら、しっかりコーディネートしていってもらいたいなというふうに思うわけですが、ただ、1点懸念されるのは、地域の願いとか地域の方々から意見が出るのが、最終的に学校現場へ期待押しつけ、そういった形になっていないのかどうかというところは、常に町としてもチェックが必要なのかなというふうに思います。そういった願いは出してもらい、学校現場の願いも先生たちからも出してもらい、それを共有して、願いを共有して、そしてそこを地域で動いていくのだ、地域で支えていくというのがこの趣旨だと思うのですね。かえってそれが学校の負担になっていないか、そのあたりについては評価いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 答弁のとおり、今、少しずつ進んでいるところで、やはりそうは言いながらも地域それぞれの特性があつての学園ごとということで、学園単位で進めてきて、それぞれの団体が主体的に動けるようにということで、今、現状としてはそういったところでやはり学園ごとということになるので、校長先生とやはり教頭先生、こういった方が中心となって、今、汗をかいていただいているのかなというふうに思っております。今後、さらに地域学校協働活動、そういったところが出てくると、先ほどの教育長の答弁のとおり、学校教育活動の一部を地域に担っていただくとか、そういったことになるときに、多少引継ぎだとかで教職員の負担というところは出てくる場面もあるのかもしれないですけども、軌道に乗れば、そういった部分は軽減されてくるのかなというふうに考えておりますので、今、直接、教職員にコミュニティ・スクールが負担になっているというふうには、教育委員会のほうとしては考えていないところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） そのあたりは、ちょっと私が聞いている実態とは見解が異なるかなというふうには思いますが、そのあたりはまた改めて精査していただければというふうに思います。

その上で、少し前向きな話の中で、取組が進むに当たって、やはり今度はお金が必要になってくると。こういうことをやってみたいよね、ああいうことをやってみたいよね、せっかくいいアイデアが出てきたところで、やはりお金が付き物。そういったところで、予算というところが十分ではないというような意見も聞かれますが、このあたり、それぞれの学園の動きに合わせて柔軟な予算づけという部分については、できれば前向きに動いていることに対しては、しっかりとその辺の財源確保をしていただきたいというふうに思うわけですけども、今のお考えをお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） コミュニティ・スクールの活動に伴ってお金がかかる、予算づけが必要だというような場面が出てきましたら、当然、地域の意向なり学校の意向を尊重した中で、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） できる限りの支援というところが、またなのですけども、今回、質問させてもらったことに共通しているというか、大前提である部分において、私は、子どもの権利に関する条例というのが、この幕別町で誇るべき条例であるといった中で、改めてその条例の中身を見直してみま

すと、本当に大人たちが子どもたちの権利を守るため、あるいは子どもたちがよりよい成長をしていくために、本当に本気になって取り組んでいこうよ、お金の部分も含めてというような中身が、本当に非常にいい文章が並んでいるわけですが、そこをしっかりと実践していけるようにということで、期待して終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11：02 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥） 通告のとおり一般質問をさせていただきます。

1、外見からは障がいがあると分かりにくい内部障がいの理解促進を。

厚生労働省が令和 5 年 1 月 19 日に明らかにした「令和 3 年度福祉行政報告例の概況」によると、令和 3 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は約 491 万人で、障がいの種類別に見ると、「肢体不自由」が約 246 万人（構成割合 約 50%）と最も多く、次いで「内部障がい」が約 162 万人（同 約 33 パーセント）となり、「聴覚または平衡機能の障がい」「視覚障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」と続きます。

「内部障がい」には、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの 7 種があり、障がいの程度に応じて 1 級から 4 級に分けられ、障害者手帳が交付されています。これは日本の人口の約 1.3 パーセントであり、約 80 人に 1 人以上が内部障がい者ということになります。

平成 19 年 9 月、「一般の人が抱いていた障がいの認識を塗り替え、より内部障がい・内臓疾患の理解を得られるように、身体内部に障がいを持つ人を表す「ハート・プラスマーク」を作成し、多くの内部障がい者・内臓疾患者が快適に暮らせる社会づくりを行っていく」を、趣旨とした「NPO 法人ハート・プラスの会」が設立されました。「ハート・プラスシンボルマーク」は幕別町が発行している「みんなのふくし」の巻末に、障がい者のシンボルマークの一つとして紹介されているものであります。

ついては、以下の点を伺います。

（1）幕別町民の内部障がい別の人数は。

（2）「ハート・プラスマーク」の必要性・有効性をどのように認識していますか。

（3）「ハート・プラスマーク」を周知する考えは。

（4）「ハート・プラスマーク」を配布する考えは。

（5）「外見から配慮や援助が必要と分かりにくい」という点で、共通点の多い「ヘルプマーク」の普及・活用状況は。

二つ目であります。

幕別町内の住宅地周辺にそそり立つ大木の管理について

平成 15 年度に「緑と人が調和するまち まくべつ」を基本理念として策定された幕別町の「緑の基本計画」は、平成 23 年度の改定を経て、令和 3 年 3 月、2 度目の改正がされました。

「緑の基本計画」は、単に樹木、草花等の緑のみならず、それらを含めオープンスペース（公園、農地、樹林地、河川、湖沼等）に関する総合的な計画と位置付けられています。

また、基準年を令和元年度として令和 22 年度（2040 年度）までの期間とし、社会経済情勢等の変化に伴い修正の必要が生じた場合には、計画の見直しを含め適切に対応することとされています。

札内春日町から札内青葉町・札内暁町と南北に通る「東 10 号道路」の東側には、高さ 10 メートルを超えるような大木が数多く根を張っています。大木の中には、もし倒れるような事態が起きたときには住宅に届いてしまうと予想されるものがあることから、周辺住民の一部から「大木の伐採を」との希望が出されています。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 町内の公共公益施設や道路・植樹ます等の樹木管理はどのように実施していますか。

(2) 住宅地周辺の大木伐採に関して今後の計画はありますか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「外見からは障がいがあると分かりにくい内部障がいの理解促進を」についてであります。

内部障がいとは、身体の内部にある障がいであることから、外見からは障がいの有無が分かりづらいため、周囲からは認識されにくい障がいであり、その種類は、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸の機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の七つの機能障がいに分類されています。

周囲から障がいがあることを認識されにくいと、内部障がいを持つ方が公共交通機関で優先席を利用する場合や外出先で多目的トイレを使用する場合などに、周囲の理解を得られにくく、誤解をされたり、必要な配慮を受けられないなどの実態があることから、障がいがあることを視覚的に示すマークとして、「ハート・プラスマーク」や「ヘルプマーク」が作られております。

ご質問の 1 点目、「幕別町民の内部障がい別の人数は」についてであります。

本年 3 月 31 日現在、内部障がいにより身体障害者手帳を所有する町民は 347 人で、このうち心臓機能障がい 196 人、腎臓機能障がい 81 人、膀胱または直腸機能障がい 53 人、呼吸器機能障がい 13 人、小腸機能障がいと肝臓機能障がいはそれぞれ 2 人となっております。

ご質問の 2 点目、「「ハート・プラスマーク」の必要性・有効性をどのように認識しているか」と、ご質問の 3 点目、「「ハート・プラスマーク」を周知する考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

「ハート・プラスマーク」は、平成 19 年 9 月に設立した特定非営利活動法人ハート・プラスの会の前身となる任意の集まりにおいて、平成 15 年に国際シンボルマークのように可視化できるマークとして作成され、現在では、同法人が内部障がいの方が快適に暮らせる社会づくりに向け、普及に取り組んでいるところであります。

町としては、肢体不自由であることを示す「身体障害者マーク」や聴覚に障がいがあることを示す「耳マーク」など他の障がい者のシンボルマークと同様に、内部障がいがあることを視覚的に示す重要な役割を果たすものであると考えておりますことから、引き続き、「みんなのふくし」のほか、ホームページ等を通じて、情報の周知に努めてまいります。

ご質問の 4 点目、「「ハート・プラスマーク」を配布する考えは」と、ご質問の 5 点目、「「外見から配慮や援助が必要と分かりにくい」という点で共通点の多い「ヘルプマーク」の普及・活用状況は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要とする方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、平成 24 年度に東京都が作成したマークで、平成 29 年 7 月には日本工業規格（JIS）の案内用図記号に採用され、全国的に広がっており、現在は全ての都道府県で導入されております。

町では、北海道の取組とともに、平成 29 年度から「ヘルプマーク」の配布を福祉課、札内支所、保健福祉課、糠内出張所、社会福祉協議会の 5 か所の窓口で行っており、配布数は本年 3 月 31 日現在で

385 個となっております。

ご質問の「「ハート・プラスマーク」を配布する考え」については、「ヘルプマーク」が内部障がいの方を含め、配慮や援助を必要とする方が周囲の方の援助を得やすくすることのできるツールであり、「ハート・プラスマーク」の役割を包含しているものと捉えておりますことから、町で既に普及に取り組んでいる「ヘルプマーク」を引き続き配布してまいりたいと考えております。

また、「ヘルプマーク」の普及については、身体障害者手帳の交付時にマークを紹介することはもちろん、町内の公共施設や学校施設におけるポスターの掲示や、病院やスーパー、コンビニなどの民間事業者に対するポスターの掲示依頼、各窓口における啓発グッズを活用した周知活動、「みんなのふくし」、町広報紙などを通じて周知を図ってきたところであります。

町といたしましては、障がい者等が快適に暮らせる社会づくりに向け、さらに多くの方々に広くマークが認知されるよう、広報紙のほか、SNS など活用しながら、引き続き、普及に努めてまいります。

次に、「幕別町内の住宅地周辺にそそり立つ大木の管理について」であります。

公園や道路などの公共施設に植栽された都市樹木は、地球環境や生活環境を保全するとともに、人々に憩いや癒しを提供し、日常の生活に潤いや活力をもたらすなど、多くの緑化機能を発揮することから、本町においても「幕別町緑の基本計画」に整備目標を定め、公園をはじめとした公共施設緑地の維持保全に努めてきたところであります。

一方で、経年的な成長や取り巻く植栽環境の変化などから、老齢化や大径木化の進行、病虫害による生育不良等の問題が生じており、特に台風等の強風時には、倒木による周辺家屋への被害や交通障害など、重大な事故発生のリスクが高まることが懸念されています。

都市樹木の持つ機能や効用の増進と安全性の確保を継続的に両立させていくためには、定期的な巡回や事前の保護対策などの適切な維持管理によって健全度を維持することが重要であり、適切で計画的な維持管理が、倒木等による事故を未然に防止することになるものと認識しております。

ご質問の1点目、「町内の公共公益施設や道路・植樹ます等の樹木管理はどのように実施しているか」についてであります。

はじめに、道路の街路樹の管理についてであります。

街路樹の管理については、国土交通省が定めた「道路緑化技術基準」に基づき、道路維持管理業務による道路巡回や道路利用者等の情報などから、樹木の異常発見に努めており、道路標識などの視認性への影響や道路交通に支障となっている樹木については、適宜、受託業者による剪定などを行っております。

また、道路巡回で異常やその兆候を確認した樹木については、必要に応じて造園業を営む専門業者等に調査を依頼し、安全確保の観点から必要性や緊急性を判断して、剪定や伐採など適切な措置を講じているところであります。

次に、公園の樹木管理についてであります。

公園の樹木管理については、国土交通省が定めた「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針」に基づき、公園施設管理業務による日常点検や街区公園を管理する町内会、公園利用者等の情報などから、樹木の異常発見と事故防止に努めており、支障となる樹木については、適宜、受託業者による剪定などを行っております。

また、日常点検等で異常やその兆候を確認した樹木については、みだりに伐採するのではなく、再生する可能性を念頭に、都市公園の機能や効用が損なわれることのないよう措置を講じておりますが、回復が難しく倒木の危険がある樹木については、安全確保の観点から伐採などの措置を講じているところであります。

次に、公営住宅の樹木管理についてであります。

公営住宅の樹木管理については、毎年4月に造園業を営む専門業者等に点検を依頼し、職員が同行して安全確認を実施しているほか、入居者からの情報などから現地確認を行い、剪定や伐採を行うな

どの措置を講じております。

次に、学校敷地内の樹木の管理についてであります。

町内小中学校の樹木の管理については、児童生徒の安全確保の観点から、危険性や緊急性を判断して、剪定や伐採を行っており、直近では、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間で、白人小学校と札内東中学校の西側の町道札内東通及び春日 10 号通に面している学校林の剪定や伐採を行ったところであり、今後におきましても計画的な管理に努めてまいります。

最後に、体育施設などその他の公共施設の樹木管理については、各施設の管理者が定期的な巡回等を実施することで、樹木の異常発見と事故防止に努めておりますが、安全確保の観点から、適宜、剪定や伐採などの適切な措置を講じているところであります。

ご質問の 2 点目、「住宅地周辺の大木伐採に関して今後の計画はあるか」についてであります。

公園をはじめとした公共施設の都市緑地については、「緑の基本計画」において維持保全に努めるものと定めており、また、都市樹木の中には、景観木や地域のランドマークとなっているもの、歴史的価値の高いもの、野生動植物が生息しているもの等も存在するため、異常が認められた場合の措置は、慎重に判断する必要があるものと認識しております。

住宅地周辺の都市樹木が老齢化や大径木化が進行した際には、安全確保を最優先に、地域住民との話し合いや専門業者の意見を聞きながら、個別に対応してまいりたいと考えております。

また、樹木が成長し過ぎて大木化しないよう、簡易で適切な管理方法の導入について研究してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 再質問させていただきたいと思います。

二つの質問を今回させていただいたわけですが、おおむね理解のできるご答弁だったのかなというふうに思っております。

そういう中でも、何点かだけちょっと確認はさせていただきたいと思います。

最初に申し上げておきたいことは、一つ目の質問に関してですが、今回の質問、まくべつ障がい者福祉プラン 2021、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 か年計画でありますけれども、その施策の中にある 1 番の障がいへの理解度と権利擁護の中に、三つ施策があるのですが、（１）障がい者への理解、差別解消の促進、これに関わる質問、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、内部疾患 7 種類あるうちの人数をそれぞれ教えていただきました。今、合計で 347 人と、そういうご答弁でありました。この先ほど申し上げた、まくべつ障がい者福祉プラン 2021 の中では、令和 2 年度の 3 月末の数字が示されていて、そのときは 364 人、そういう人数だったのですけれども、今回 17 人、人数的には少なくない割合だと思うのですけれども、どのような環境の中で、どのような状況の中で人数が減少してきているのかということは、何か特徴的なことがあればご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 障がい者の人数の推移の部分でありますけれども、全体の人数としましては、今、谷口議員からお話ありましたように、身体障がい者の状況として、令和 2 年度の数字が合計で 1,226 人でありまして、内部障がい者が 364 人となっております。現在は、先ほど答弁のとおり 349 人、全体では身体障がい者 1,120 人というふうに数字が入ってきてはおります。

これにつきましては、身体障がい者の中には、やはり高齢の方が多いということもありまして、新たに認定されている方ももちろんいらっしゃるのですけれども、高齢の方でお亡くなりになっていくという部分があって、それによって全体的な数としては減少してきているというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） そのまくべつ福祉プランの中では、経年的な数字も示されていて、増えたり減っ

たりしながら現在 347 人ということの中では、今ご答弁のあったそういうこれは内部障がい、病気で  
すから、そういうお亡くなりになるというようなことは、人数の増減に関わってくることなのだろう  
なということは推察できるものでありました。

それで、この総人口のことがあるものですから、令和 2 年 3 月 31 日現在の 364 という数字で言いま  
すと、幕別町の内部障がい者の割合というのは、1.4 パーセントになるわけです。これは 1 回目のご  
質問で数字を出させていただきましたけれども、全国平均の 1.3 パーセントとほぼほぼ同じ傾向があ  
って、約 80 人に 1 人の割合で、内部障がい者で身体障害者手帳 1 級から 4 級を持っている人がいるのだ  
ということが示されたということになります。これは、決して少ない人数ではないのだというふうに  
私は思うのです。

それで、ハート・プラスマークでありますけれども、まず、私、この NPO 法人ハート・プラスの会  
の会員の一人でありまして、昨年 10 月に横浜であった通常総会にも参加してまいりました。そこでこ  
の会の趣旨についても学んできて、それに共感できる部分が多々あったものですから、この質問をさ  
せていただいている次第であります。

このハートマーク、この東京都で作られた、東京都が平成 24 年、股関節に障がいのある女性議員さ  
んが訴えて、この「ヘルプマーク」がどんどんと広がっていくとご答弁にあったように、もう全国 47  
都道府県全部が公共施設、役場、市役所等で扱うという、そんな大きなものになっていって、これは  
もう揺るがない、これからもしっかりと全国民に紹介する中身になってきているのだろうなというこ  
とは、やっていくべきだという考えは持っているのですけれども、障がい者、内部障がいのハート・  
プラスマーク、これですけれども、あまり知られていなくて、なぜそのハートプラスの会がこれにこ  
だわるかという、と、「ヘルプマーク」、ご答弁にもあったのですけれども、いろいろな支援の必要な  
方々が対象になっていて、もちろんその中には、内部障がいもあるのだけれども、見て分からないと  
いうことがはっきりしているのがこの内部障がいであると、そういうことがあって、理解をされない  
場面が多いことがあるものだから、このマークを紹介してもらいたいのだということが訴えの中にあ  
るわけなのです。

幕別町においては、「みんなのふくし」、毎年更新され、そして障がい者の方には手渡され、そし  
てホームページからもダウンロードできる、そういう雑誌の中で、この冊子なものだから、このこ  
とについては、情報は提供されているのだけれども、なかなかいろんなシンボルマークがある中では、  
その中では埋もれた一つ、ヘルプマークはとにかく出ている。そんな後のほとんどは埋もれてしまっ  
ているわけですけれども、その中で知られていない、このことを解消していただくことは、福祉プラ  
ン、まぐべつ障がい者福祉プラン 2021 のこの趣旨にしっかりと組み込まれていくことなのだと思うの  
です。

今、ヘルプマーク、もう最後の質問にも絡んでしまいますけれども、ヘルプマークの周知度、いろ  
いろな努力の中で周知されているということはご答弁にありましたけれども、どれぐらいの幕別町民  
が理解されているだろう、このハート・プラスマークについてはどうだろう、その辺はどうでしょ  
うか。どんなふうに想像されますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） ハート・プラスマーク、そしてヘルプマークの周知度という内容ですけれど  
も、町としましては、まずヘルプマークを 29 年から周知をしてきております。周知の方法につきまし  
ては、先ほど町長の答弁のほうでも述べましたとおり、広く周知をしているということがありますの  
で、一定程度周知が広がってきているものというふうには考えておりますけれども、周知の数とい  
いますか、そういう把握につきましては、大変難しいところがありますので、その数までの把握はちよ  
っとできてはおりません。

あと、ハート・プラスマークにつきましても、町での配布は行っておりませんが、ハート・  
プラスマーク自体の始まりは、平成 15 年からもうマークはできていますので、そういった意味では歴  
史は長いのだというふうに思っております。あとは、その周知の部分という、先ほどと同じような

のですけれども、町のほうで配布しているものでもありませんし、実際どのぐらい普及されているのか、どのぐらいの方が理解されているのかといった部分は、つかめないという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） シンボルマークが理解される、そういう世の中になることは重要なのだというふうに思います。

先ほども言ったように、まずはもう全国に広がったヘルプマークがちゃんと理解される、そのことが重要なのだというふうに思うし、その中で、幾つかあるシンボルマークをつけている人がいても、その人が、あ、この人はこういう障がいをお持ちなのだ、こういうことで支援が必要なのだということが分かることが、とても重要なのだと思うのですよ。だから、そのことをこれからといいますか、さらなるいろんな手法を取り入れて、町民に知らせていただきたいなというふうに思うのです。

やっぱり幕別の町内の中では、この「ヘルプマーク」が使われて生きる機会というのは、そんなにないと思うのです。というのは、満員電車に乗るわけではないし、満員のバスに乗るわけでもないし、あるとしたらば、スーパーとかの駐車場、公共施設なんかの駐車場につけていることで、見た目は健常者みたいな感じですから、何であいつ障がい者の方の駐車場に入れているのだということになってしまう。そんなようなときにあると生きるぐらいな感じなのかなと思うのですけれども、やっぱり関東圏や札幌圏の中で、ヘルプマークをつけて、これは JR、私鉄の関係ですけれども、やっぱり見えてしまうのです。そうしたら、やっぱりあまりにそういうことでの配慮に気づく人が少ないのだなということが分かるのです。席を譲ってあげるような声かけをしているというのは、私は見たことがなくて、高齢者の方に対するそういう譲り合いというのはあるのだけれども、そういった点からいうと、ヘルプマークも含めて、この障がい者の方のシンボルマークというのが、まだあまり国民的に広がってはいるのだけれども、実用的なものになっていないのではないかなということが推察されます。

「みんなのふくし」は障がい者の方に対して配られているものであるから、健常者の方はホームページからダウンロードするわけですが、積極的にしてみようという方はそう多くはない感じがするし、それから障がい者週間が 12 月の初めにあるわけですが、その機会を利用して、広報まくべつで、2 ページにわたってその週間のことで、いろいろ障がい者に対する配慮のことなんかも紹介されているわけですが、いろいろ毎年少しずつ変えて、障がい者の方の理解を進めようとしている努力は分かるのですけれども、このシンボルマークのことについては、私はちょっとまだやっていただきたいなと、不十分だろうなと。2 ページでいいのかなということも含めて、町民に対してのアピールをしていただきたいと思うのです。ちょっと長くなりましたけれども、その点ではどうでしょうか、宣伝の仕方。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、実は大変申し訳ありません。見かけたことはありません。やっぱり注意して見ていないということもあるのでしょうか、ありませんので、やはりつけている方も圧倒的に少ないのかなという感じもいたしております。

ただ、そういう配慮してほしい方がつけているわけですから、それが全く配慮されないというのは、本当に気の毒なことだと思いますので、やっぱりこういうマークがあるのだよということは、しっかりと周知をしなければならないというふうに思っておりますので、何ページ割けるかはちょっと別にしても、そういう特別な週間において広報をする、あるいはこの後、町内会会長の連絡会議もありますので、そういった場を活用して、こういうマークがありますので、どうか配慮お願いしますということから周知ができることですので、そういうあらゆる機会を活用しながら周知をしていくことが必要であろうと思いますし、やっていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 今の町長の考え方は、大変共感が持てるものでありました。

あと一つ加えれば、障がいのある方が、自分は障がい者だよというふうに名乗り上げるとするのは、これはとても勇気が必要なことなのですよ。内部障がいの方ができないことは見て分からないわけ

ですから、必要にならないと表現できない、そういうことの中では、やっぱり大分状況が悪くなってから、ようやく声にするだとか、できれば自分はそういうふうな疾患、障がいがあるのだということと言わないで済ませられるものだったら、そのまま普通に過ごしていたいし、その場に臨んでいたいしと、そんなことがあるものですから、必要なときにそのカード、実はということで見せてくれるようになったときに、ぱっと理解が進むような、そんな世の中には、そんな町にはしていただきたいなというふうに思います。

そうしたら、ハート・プラスマークについては、そういう中で引き続き「みんなのふくし」、それから広報、ホームページで紹介して、目にしたことはあるよと、そういうマークがあるのは知っているよという状況はまずつくっていただきたいなと、そのことを希望したいと思います。よろしいでしょうか。

このまましゃべります。一つ目の質問については、以上で終わらせたいと思います。

二つ目です。

たまたまこの質問の中で指摘した地域が私の地域のエリアなものですから、私のところに相談があったということの中で、確かに日常的にはこんな大きくなってどうするのだろうというふうには思っていたけれども、そういうこの木がもしも倒れてきたらどうなるのだということ言えば、これは大変なことになるだろうな、そういう不安を持つのはもっともなことだろうなということに中で、質問を立てさせていただいた次第であります。

いろいろな手法の中で、民間や、それから地域の方の力も得ながら、大木の管理をしているのだなということが示されてきたわけであります。そのことは理解しましたが、今、私はこのようにそそり立つ大木というふうに表現させていただいたのだけれども、実際これは今こういうことで答弁はいただいたのだけれども、どうされようと思っていたのか知りたいです。これだけ木が大きくなっているけれども、これは木の成長だからなというような認識でいらっしゃったのかなというような感じがする。どうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一番大切なのは、倒木によって住宅であったり、人に危害が加わるということが一番心配されるわけで、これは全く避けなければならないことでありますから、そういう観点の中で、まず木のいわゆる健康管理、これをしっかりした中で、大木、そそり立っているから切るのではなくて、そこに問題があるのであれば、そこは切ってしまう。切ってしまうというか、簡単に切りたくないのです、実はね。何十年もかけて伸びたものを切るのは一瞬ですから、ですかなるべく生かしあげたいという思いの中で、やはり危害が加わっていくという場合については、そこはそれなりの対処法をしていくということですから、まずは1本1本健康管理をするというのはなかなか難しいのでありますけれども、特に住宅地のそばであれば、そんなに本数あるわけでありませんので、そこはやっぱり計画的にやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） なかなか木を切りたくないということもありましたけれども、それもね、理解は全くできないわけではないです。やはり木が連なってあることで、エゾリスがぱっと通るとか、鳥がさえずる、そういった風景は生まれる。そして、いろんなまた自然の中の体系がほかにもあるのでしょう。大きくなったから切るということだけではないのだということについては、理解をしているつもりです。

ただ、やっぱり倒木の可能性というのは、日常的な管理があつて、生きている木だ、大丈夫だ、しっかり根を張っているというのもしあったとしても、根腐れ、それから強風による、それから雷直撃する、重たい水を含んだ大雪が降る、それから地震、水害、それから自動車事故、そんなような可能性の中では、ちゃんとした管理がされていても、それは危険な倒木の可能性があるわけなのです。だから、私としては、何が何でも切れというように、もう倒れたら危害を大きく与えるような判断がされる木は、伐採したほうがいいという考えなのです。何よりも優先されるのは、人の命であり、人

の財産であると思うものだから、いろいろな配慮があったとしても、もうこれ倒れたら大変なことになるぞと予想されるものは、伐採していくしかないのだというふうに思うし、それから今町長がご答弁になったそんなに多くないというふうにおっしゃったけれども、ちょっと私もそういう認識ではなくて、かなり多いぞというふうに思っているのです。ちょっとその辺、どうでしょう、もう一度。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大木だから切るということはないことだな、あり得ないなと思っています、私は。やはり健康に生きているものは、やっぱりそこは障害が出るまで、その木に障害が出るまでは、私は生かしておくべきだなと思います。

ただ、最後の、先ほどの答弁の最後に申し上げたように、放っておくと大木になるのですね。それを芯止めというのですか、そういう形の中で、一定程度で止まるような、そういう管理も今後はやっていく中で、今ある大木については、障害が出てきたときには、切らなければならないというふうに思っております。

本数、私はそんなにないと申し上げたのは、倒れたときに住宅まで及ぶのかといったときに、どんな木でも倒れれば、そこを歩いていけば、それはけがをさせるということはあるから、どこが大木なのかということは、その判断基準というのがあります。20メートルが大木なのか、30メートルなのか、そこはありますけれども、その辺は専門業者の意見もお伺いしながら、やはり点検することがまず必要であろうというふうに思っておりますので、本数が多いか少ないかといったら、私は点検できないような数ではない。町有林の点検ではありませんので、街路樹ですので、そんなにないのかなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 大木だから切る、それから本数がどうか、その辺については、町長と私の中では見解の相違が結構あるのだなということが分かりました。

私はやっぱり繰り返して言いますが、倒れたときの町民の命や財産、それから体育施設を利用している車両だって相当の数になってしまうような倒れ方も方向によってはするだろうし、電線を切ってしまう、ブラックアウトのようなことを広い地域で起こしてしまうようなこともある。そうなったときには困るわけで、私は既にもう大木となってしまった中のものは伐採をするという、そういう視点でもって専門業者等と研究をしてもらいたいなというふうに思います。そのことが、一つ。

それともう一つ、ここで緑の基本計画に関わってのことですけれども、植樹ますのことも質問の中に立てました。植樹ます。道路縁のあれです。今、低いハイマツが植えてあるところがたくさんあって、これが結構整理されていなくて、整理というのはきれいになっていなくて、伸び放題になってしまっていて、冬場になってくると雪がかぶって人が見えないとか、そんなようなことになるし、景観も悪いし、そして夏場は雑草、スギナ、物すごいもう根を張っているものだから、今またシルバーの方々が取ってくれているけれども、取ってくれたところはきれいになるのだけれども、もう一回また年内に、年2回やるのですね。そういったことになっていく。この植樹ますの管理というの、これ研究しなければ駄目なことではないのかなというふうに思っているのですよ。植樹ますを選んだ理由、そういうふうに植えたのは、どういう経過なのかなということを、古い話になるのかもしれませんが、ご答弁いただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは明確な答弁ができるわけではないのですが、やはりかつては花いっぱいであるとか、緑のあふれるようなそんなまちづくりという考え方ありましたので、植樹ますについてはなるべくそこに緑のものを植えていく、花を植えていくという、そんな考え方の下でずっと今日に至っているのだろうというふうに思っています。

ただ、谷口議員おっしゃるように、私もあの植樹ますの低木、松のようなもの、新田通なんかまさに作業今していただいていますけれども、スギナがすごいんですね。それこそ年に2回やらなければみっともなくなるので、管理せざるを得ない。果たして、これが緑を多く、たくさんあちこちに緑を

つくるということは必要といいながらも、本当に道路の植樹ですが要るのか、あるいは道路に木を植えますよね。これは冬になると日光を遮って日陰になって、つるつる路面を生むと、そんなこともありますので、ここはやはり何でもかんでも植樹ますをつくって、そこに植えるのだ、木を植えるのだということが、果たしていいのかどうなのか、安全性も含めて、あるいはその後の管理に多額のお金がかかるのであれば、これはちょっと違うのだらうかと、それは。そのことも含めて、内部で検討したいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 町長と同じ認識でございました。内部でぜひ検討を早急にしていいただきたいものというふうに思います。

それで、幾つかの道路でもっていろんな取組がされている。恐らく協働のまちづくり支援事業の中の、町内会と環境美化支援事業を利用されているのだらうというふうに思うのですが、主な地域で言ったら、札内コミュニティプラザ、札内支所の前、青葉町と中央町の間、これは札内9号南通というのでしょうか。両側きれいに花苗が植えられていて、それから同様に、桂町の間を通るみずほ通なんかもそうで、陸橋降りた後、それとか北栄大通、北栄町の中の間広い道路、見事に両側きれいに花苗が植えられていて、まず確認なのですが、その緑の基本計画に関わって、ハイマツを切って、そういうふうな支援事業を使って花苗に植え替えた。これは計画に沿う考え方になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 植樹ますの低木の松を切って、例えば花に替えるという部分なのですが、そこに緑の基本計画としての計画が抵触してくるのかどうかという部分かと思うのですが、緑の基本計画自体そういった部分で緑化を減らすということには該当しないのかと思います。というのは、花として利用していくわけですから、地域住民の方がそういった形が望まれるということであれば、そういった部分が計画自体に抵触するというにはならないかと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 計画に該当しないと、問題ないのだということであれば、なおさらこの事業を、例えば先ほど町長がおっしゃった町内会、連絡会、そういったことでこの協働のまちづくり支援事業でこういったことができるのだよということの紹介などはしていくことは、町にとって楽しいことではないかと思うのです。

ほかにもあります。例えば、忠類の国道236号線、新聞記事にもなっていましたけれども、中学生も加わって、そして国道縁をきれいな花苗を植えてと、それとか、この幕別の十字街も北洋銀行から踏切までずっとすごいきれいに並んでいる。その2本西側のJA幕別町などのある通りは植樹ますではなくて、大きな花壇を置いてずっと並んで花を植えていると。そうなったときに、あ、そこを通ったら、この地域の人たちは、そういう地域のコミュニティというのがちゃんとできていて、みんなで作っているのだらうと。心優しい人が、違うかもしれないけれども、そういうふうなことを想像できるわけです。この町の人たちはきっと、この周辺の人たちはきっといい人たちなのだろうと。それがスギナでハイマツでぼうぼうとなっていたら、いや、あまり町内会や町の行事に関係ないのかなと、意識がないのかなと思われてしまう。だから、繰り返しますが、この協働のまちづくり支援事業を、もっと積極的な活用するようなことも求めていくべきではないかな、そのことが私はまちづくりとして楽しいのではないかなと思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今ご紹介をいただいた花壇については、恐らく昭和60年、50年代後半ですかね、手づくりのまち推進委員会の中で、花壇を置いたりしてきれいにしたのです、本通辺り。そういうところの延長線上で皆さんが取り組んでいただいているというふうに思っております。

ただ、花を植えるというのは、すごく大変なのです、その後の管理が。ですから、地域でやりますよというのであれば、私は大いにやっていただいて、そこに対する支援も考えなければならないなと

思います。ただ、お話聞くと、本当はかなり苦勞されていて、やり手がないというようなこともありますので、やっていただく分にはいいのですが、やりかけたからにはすぐやめるということにはならないので、そこは永続的にやっていただくことの覚悟も必要だと思いますので、当然やっていただくことは手づくりの町あるいは協働の町ということからいうと、非常に好ましいことでありますので、そこは地域住民の皆さんの意思というものを尊重したいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 町長のおっしゃるとおり、ハイマツを抜いてもらって、そこを花壇にして花苗を植えてとなったときには、そこからは町内会でやっていけば、町内会の責任でその後管理していかなければならない。雑草が生えてきても、シルバーの方にといいではなくて、もう自分たちで管理していく、毎年植える、そういったことになっていくのだと思うものだから、その町内会の覚悟というのは必要なのだと思うのですよ。

私のところの町内ですけれども、去年から町内の端から端までとはならなかったのだけれども、19 植樹ますがあるのだけれども、そのうちの六つだけ変えました。その地域の人の理解が得られたから、自分たちで管理すると、やりたいと、きれいにしたいと。そんな中で、今年 2 回目、全町内的な行事として公園の草刈りの後、そっちに移動してもらって植えたということでありました。住民の理解が広まったらば、もっともっと延ばしていきたいというふうに思っているのだけれども、そうやって地域のコミュニティをつくっていかないと、なかなか大変なのだと思うのです。

ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが、3 月の帯広市議会で、この 5 年間で町内会が 10 も解散したという記事が出されました。新聞に報道されました。幕別町も今年から町内会という名称の中で、独自の活動を強めるということを進めているところであります。これから先、今までのような公区という縛りの中でやるわけではないから、どんなことになっていくかわかりませんよ。解散ということもあるだろうし、幾つかの町内会が合併して一つの町内にする、公区のエリアを外れるということもあるでしょうし、いろんなことが想定されるわけです。だから、地域のコミュニティづくりということでは、非常にこれからはこれまで以上に気をつけなければ駄目で、そういった次第になるものですから、覚悟を持ってやってくれるという、そういう町内会もつくっていかないと、いろんなことで人が集まり、汗かいて、ああ、いい地域だねというふうになっていかないとならないのではないかなというふうな思いもあるものですから、それが緑の計画に反することでないということなのだから、ぜひやっていただきたい。改めてもう一度このことをご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員がおっしゃっていることは、まさに協働のまちづくりの取組の一つであるというふうに思いますし、そこにはコミュニティも出てくるわけで、地域の住民の方がコミュニケーションを図りながら、自分たちの住む町を自分たちでよくしていくのだということは、本当に行政全体にとってもすばらしい波及効果を生んでくるというふうに思いますので、そういった動きについては十分尊重して、また期待を申し上げたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 本当に町内会活動はこれからも重要、ますます重要性を増すと思うものですから、7 月 3 日町内会、連絡会、どんなようなお話しされるのかも含めて、楽しみだというふうに申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13 時 00 分まで休憩いたします。

12 : 02 休憩

13 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、LINE を活用した道路・公園等通報システムについて。

近年、高度経済成長期に整備された社会資本の多くが一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化対策が社会問題化しており、全国の自治体ではインフラ老朽化対策に苦慮しています。道路に穴が空いている、公園の遊具が壊れているなど住民からの不良箇所の通報は、町にとって非常に重要な情報です。人によって、どこに連絡してよいのか分からない、日中仕事で連絡する時間が取れない、不良箇所の場所や破損の説明がうまく伝えられないなどの理由から、通報することをちゅうちょされる方もいるようです。このような課題解決のために、窓口へ直接来訪や電話での通報のほかに、スマートフォンやパソコンから通報していただけるシステムを運用している自治体が増えています。本町でも住民にとって利便性の高い行政サービスの提供が必要と考え、以下について伺います。

（1）町道の維持管理。

①直近のポットホールの発生件数と修繕箇所数。

②雪解け時期と平常時のパトロール頻度の差。

③歩道の点検、修繕の目安。

④年間、住民からの通報件数。

（2）公園等の維持管理。

①定期点検の頻度。

②遊具の危険箇所の通報件数。

（3）LINE を活用した道路・公園等通報システム導入についての町の考えは。

2、带状疱疹ワクチン接種への助成について。

「SDGs 目標 3」における日本の優先課題は、健康寿命を延ばすこととされています。誰もが健康で長生きしたいと考えているはずですが、そこで今、高齢者の間で話題になっているのが、带状疱疹のことです。多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こり、体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫が低下すると、ウイルスが再び活性化して発症します。症状としては、体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まって带状疱疹に生じ、皮膚症状に先行して痛みが生じ、夜も眠れないくらいの激しい痛みが出ることもあるようです。50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに約 3 人に 1 人が発症すると言われています。特に高齢者では発症するリスクが高く、带状疱疹後神経痛になる可能性があると言われています。このような症状を防ぐのにも、带状疱疹の予防が必要であります。

带状疱疹ワクチンは 2 種類あり、「生ワクチン」は、日本では厚生労働省により 2016 年 3 月に 50 歳以上の方に対する带状疱疹の予防として適用が拡大されましたが、新たに 2020 年に使用開始となった不活化ワクチン「シングリックス」は、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長時間維持でき、がんや膠原病で免疫が低下している人でも接種ができるのが利点であります。

ちなみに、带状疱疹ワクチンの接種は自己負担をする任意接種で、生ワクチンは 1 回約 8,000 円でありますが、不活化ワクチンは 1 回が約 2 万 3,000 円で、これを 2 か月後に 2 回目の接種の必要があります。接種費用が大変高額なため、よいとは分かっているが受けられないというのが現状であります。この現状を考えますと、町として支援が必要ではないでしょうか。本町としてどのように認識しているのか、見解を伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「LINE を活用した道路・公園等通報システムについて」であります。

我が国においては、高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックの老朽化が急速に進行してお

り、厳しい財政事情の下で適切に維持管理を行っていくことが、施設管理者にとって重要な課題となっております。

本町における、町道 1,028 路線、延長約 882 キロメートルのうち、老朽化が進行している道路や橋梁については、総合計画 3 か年実施計画や舗装個別施設計画、橋梁長寿命化修繕計画に位置付け、二次改良工事や舗装のオーバーレイ、橋梁補修などの整備を実施しております。また、公園についても、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具や休憩施設など公園施設の修繕を実施しており、道路、公園ともに、これまでの事後的対応から予防保全的対応に転換し、計画的な整備に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「町道の維持管理」についてであります。

一つ目の「直近のポットホールが発生件数と修繕箇所数」についてであります。積雪寒冷地特有の現象で、特に春先の雪解け時期に多く発生する舗装のポットホールについては、各年度ごとの穴の発生箇所数は把握しておりませんが、令和 4 年度では常温合材 1,390 袋を使用しており、縦 50 センチメートル、横 50 センチメートル、深さ 5 センチメートルの平均的なポットホール 1 か所に約 2 袋の常温合材を使用していることから、約 700 個分を修繕したことになります。

二つ目の「雪解け時期と平常時のパトロール頻度の差」についてであります。道路維持管理業務で行っている道路パトロールについては、主要幹線道路を 2 日に 1 回の頻度で実施する通常巡回、主要幹線以外の町道全路線を月 1 回の頻度で実施する定期巡回を行っておりますが、1 年間を通して同一の頻度としているため、季節による差はありませんが、例年、凍上被害が多い路線などについては、春先に重点的な巡回を実施しております。

三つ目の「歩道の点検、修繕の目安」についてであります。歩道についても、通常巡回や定期巡回において目視により確認しており、縁石の外れなど歩行者や道路交通に支障がある場合などは、道路維持管理業務受託者が修繕しているほか、地域住民からの情報提供を元に土木課職員が現地を確認し、危険性や緊急性を判断し、適宜、修繕を行っております。

四つ目の「年間、住民からの通報件数」についてであります。電話などによる通報が、令和 2 年度で 133 件、3 年度で 161 件、4 年度で 105 件となっており、さらには町内会からの要望として行政区内全域における道路に係る損傷等の報告もいただいているところであり、町内会単位で言いますと、令和 2 年度が 13 件、3 年度が 17 件、4 年度が 12 件となっております。

ご質問の 2 点目、「公園等の維持管理」についてであります。

一つ目の「定期点検の頻度」についてであります。遊具等の点検については、町内の公園 98 か所のうち公園施設がある 77 か所の公園で、遊具 297 基、ベンチなどの遊具以外 428 基を、公園施設管理業務において、法令に基づき専門業者が劣化や危険度を診断する定期点検を年 1 回実施しているほか、土木課職員が、月 1 回程度、公園を巡回する際に目視による日常点検を実施しております。

また、小学校や幼稚園、保育所、公営住宅など公園以外の遊具等についても、遊具 202 基、遊具以外 32 基を公園遊具と同様に年 1 回の定期点検を実施しているところであります。

二つ目の「遊具の危険箇所の通報件数」についてであります。令和 2 年度は 0 件、3 年度は 3 件、4 年度は 3 件となっており、いずれも電話によるものであります。

ご質問の 3 点目、「LINE を活用した道路・公園等通報システム導入についての町の考えは」についてであります。

本町における LINE 公式アカウントは防災情報、地域安全情報、子ども見守り情報を登録者全員に発信する機能のみ活用しているところでありますが、十勝管内では、芽室町が令和 3 年 7 月から、士幌町が 4 年 10 月から、帯広市が 5 年 4 月から LINE を活用した道路損傷通報システムを導入しております。

こうした状況の中、現在本町では、総務課を中心に自治体デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進すべく、全庁的な取組を進めているところであり、今後実際に導入する業務の選定を行うに当たり、実務担当者で構成するワーキンググループにおいて、LINE の活用も検討するテーマの一つとし

て掲げることとしておりますことから、「道路・公園通報システム」についても、他自治体の事例を参考としながら導入に向けた検討を行ってまいります。

次に、「带状疱疹ワクチン接種への助成について」であります。

「带状疱疹」は、加齢などに伴う免疫力の低下が原因で、子どものときに感染した水ぼうそうのウイルスが活性化することで発症する疾患で、国立感染症研究所によりますと、成人の9割以上が、このウイルスが体内に潜伏していて、带状疱疹を発症する可能性があるとしており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されております。

「带状疱疹」の主な症状は、体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状に生じ、主に上半身、顔面や特に目の周りにも症状が現れ、皮膚症状に先行して痛みが生じるとともに、刺すような痛みがあるのが特徴で、多くは皮膚症状が治ると痛みが消えますが、高齢者の約2割の方が、神経の損傷によって起こる「带状疱疹後神経痛」という合併症になると言われています。

「带状疱疹ワクチン」は、平成30年6月に開催された「第9回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会」において、定期接種化に向けた議論が開始され、令和4年8月に開催された第19回の同部会では、データから「带状疱疹」の疾病の重さや罹患率、死亡率、治療日数や医療費などのリスクは、一定程度明らかになったものの、「ワクチン接種」により期待される効果や導入に最適な年齢について、引き続き検討が必要であるとされております。

「带状疱疹ワクチン」接種につきましては、国の定期接種化が第一と考えており、現在、国は引き続き検討が必要としていることから、議論を注視してまいります。町におきましては、「带状疱疹」発症の原因となる免疫力低下に陥らないよう、健康教室や栄養指導、体操教室などの健康づくりを呼びかけてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

1番目のLINEを活用した道路・公園等通報システムについてですが、これに関しましては、昨日の同僚議員により質問された部分もありますことから、視点を変えながら質問をさせていただきます。

まず、1点目の町道の維持管理についてであります。現在、町道の維持管理は受託業者が1週間で882.4キロの全てを日々、住民の安心安全のために、道路状況の確認と補修にパトロールを実施していただいていることに感謝するところであります。

そこで、本年度の予算で道路維持管理委託料ですが、3億5,900万円が計上されておりますことから、この道路パトロール事業が住民にとって有効な事業であると承知しております。

そこで、1点目、まず道路の破損、ポットホールが発生についてお聞きしたところであります。毎年春先になるとアスファルト舗装の表面に発生するくぼみや穴、これをポットホールといいます。この現象がとても目につきます。ポットホールは、路面のひび割れに雪解け水が浸透し、その水が気温変化で凍結融解して膨張と収縮を繰り返し、さらに車の過重が加わることによって発生し、自動車や自転車のタイヤのパンクの原因にもなるおそれがあり、慎重な運転が求められます。ポットホールが原因と思われるパンク等の通報の事案などがあればお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） ポットホールが原因となった事故の事案ですけれども、令和4年度は1件報告を受けております。令和3年度は0件で、令和4年度は1件です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ポットホールでパンクなどをした例が、令和4年度は1件ということですが、これを、ポットホールの数を把握していないということは、数が大変多いのではないかなというふうに私は推測するところでありますが、今日のご答弁では、合材の量からある程度の大きさの、平均的な大きさのポットホールはこのくらいを直したから、このくらいではないかというようなふう

に算出をされているわけですが、これ、私も幕別に住んでそんなに長いわけではないですけども、毎年このポットホールができる場所は、ある程度決まっているのですよね。それをきちっと把握していないということは、どうなのでしょう。今後の道路の管理維持に対しまして、やはりそういうことは把握をされていたほうがいいのではないかなというふうに感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 議員のおっしゃるとおり、ポットホールできる箇所というのが路盤の厚さが足りない路線になっておりまして、そこが凍上の影響を受けてポットホールが発生するという状況になっております。ただ、ポットホールの数につきましては、その年によっても凍結の違いがあったりとか、その感じがあって、実際の数自体は押さえておりませんけれども、ポットホールができた場合は、道路管理を受けている事業者がその場で修繕をしたり、それ以外は土木課の職員がパトロールをしながら、その都度修繕をしておりますので、改めて数を数えているという状況ではありません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） そうですね。気候の関係などもあると思うのですよね。やはりしばれのきついつきと、そうでないときというのがあるかと思うのですが、やはりポットホールができるということは、路面下空洞にも関係があるのではないかなというふうに感じるのですが、その点はどうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） ポットホールの原因は、先ほど申し上げましたとおり、凍上の原因を受けやすいという路盤厚がないところ、あと舗装の劣化というものも一つの原因になっていると思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 路面の空洞という話もあったのですけれども、ポットホールというのは、陥没、よくテレビで大きな陥没になったとかという部分、ああいう部分の大きな穴をポットホールとは言わないものですから、それで空洞が原因ではないということになります。凍上の影響で、先ほど議員がおっしゃったような初めの段階から季節によって雪解けが、凍上が収まるようなときに、解けたりとかが凍結したりのリターンになって、それと表面を走る車の影響によって、発生するということになります。

先ほど土木課長が言いましたように、そういった箇所を把握したほうがいいのではないかの回答については、ある程度発生しやすい路線というのは、うちのほうで捉えています。ただ、路盤がきちっと入っていてもポットホールが発生するというのはありますので、必ずしもそういった発生するような路線だけが発生しているわけではなくて、どこでもちょっと発生するというのが今現在の状況であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 専門的なことは、さすがに私も分からないのですけれども、そのような路面が、ポットホールができることによって、水が染みていくことによって、路面下空洞に近づくことがあるのではないのかなという心配から、そのような質問をさせていただいたのですが、ある程度把握をしているということですので、安心をするところでございます。

それでは、2 番目の質問の中で、雪解け時期と平常時のパトロールの頻度の差ということでお聞きしたところなのですが、春先、横断歩道や停止線の修繕の強化はされているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 横断歩道、路面標示の件につきましては、前年に調査をして、翌年、雪解け後に発注をして引き直し等を実施しております。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 横断歩道と停止線ということで今お話しあったものですから、町のほうで道路の標示というのを管理しているのは、あくまでも中央線と、それから側線の部分です。横断歩道と停止線につきましては、公安委員会のほうで設置することになっています。ただ、町のほうで補修した場合に、横断歩道、停止線が消えてしまう場合があります。そういった場合は町のほうで補修することはございますが、基本的には公安委員会のほうで引くことになっています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 白線を、路面標示を引くということではなくて、パトロールを、春先、雪が解けてからパトロールの回数を増やして、ここの横断歩道が消えている、ここの白線が消えているということ、パトロールしていただいて、そしてそれをうちの町が線を引くわけではないので、そういう強化がされているのかということをお聞きしたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） パトロールに関しましては、主要幹線道路については2日に1回パトロールしておりますので、そういう状況があった場合には、その都度報告が上がってくる状況になっております。消えているような路線があれば、その都度警察のほうに報告をしたりですとか行っております。あと、春先の対応についてですけれども、異常時巡回というものがありまして、これは土木課の職員が特別にお願いをして巡回をしているのですけれども、それは春先の、先ほどのポットホールですとか路面標示の消えている状況とかを、そういう路線を抽出してパトロールを実施しているということです。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 春先というのは新入学生などもやはり横断歩道を渡ったりしますので、冬の間除雪をしておりますので、どうしても消えてしまうのも仕方ないと思うのですよね。でも、横断歩道とか、そういう学校、通学路の付近などは早めにやはり確認をして、そして道のほうに申請をするということを強化していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 先ほども申しましたように、主要な幹線道路、その辺については2日に1回パトロールを実施しておりますので、その中で異常のあるようなところは、常に報告が来ておりますので、その辺を早期に発見して対応のほうは考えていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 分かりました。では、そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、3点目なのですが、歩道の点検、修繕の目安についてであります。これですが、車道の場合はパトロール車が走り、異常を感じたり、目視で支障を確認できますが、歩道の場合もこのパトロール車が確認をしているということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 道路維持管理業務の中に、道路の状況を確認するということで、15の項目を確認しております。その中に縁石ですとか歩道等も、パトロール車からの目視になるのですけれども、状況を確認しているところです。あと、そのほかに町内会ですとか、そちらのほうからの情報もありますので、それプラス、あと土木課職員が巡回したときに確認を行っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） パトロール車が、幾つかの項目があって、そして確認をしているということでありますが、パトロール車も私は見たことないのですけれども、パトロール車が走っている中で、目視で歩道を確認しながら走っている車があるのかなというところがちょっと疑問があるところなのですが、やはり細かいところまではそのパトロール車ではなかなか厳しい面があるのではないかなと感じます。もちろん職員の方も確認をしていただいたりということがありますが、住民の方が散歩したり、そして職員の方も徒歩で出勤されたりしている方がいらっしゃると思いますが、たくさんお気づきの点が出てくるのではないかなというふうに感じます。緊急性がない場合は、現状のままでいいのかな、

緊急性がある場合は優先順位を上げて、していただくということをされているのかと思うのですが、車道を修繕するときに、歩道のところも修繕することができないのかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 車道の舗装のやり替えしている路線などは、それに合わせて、歩道にへこみがあったり損傷しているような箇所も、併せて工事のほうは実施しております。

あと、先ほど答弁漏れていましたけれども、歩道の点検、修繕の目安ですけれども、日常点検というのは、先ほどお話しした委託業者が点検しております。それ以外に町の土木課の職員のほうも、5年に1回ですけれども、大体全路線回れるように状況を見て、その修繕の状況とかも歩道も車道も含めて確認をしております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 5年に1回確認をしていただいているということなのですが、5年に1回、もちろん職員がずっとそこの部署にいるならいいのですが、異動、異動で動いてしまったり、またそれが引き継いでいってくればいいのですが、そのうちに退職されていなくなったりという、その5年間ということはどうなのかなというふうに思いますが、そのように管理をしているということなのですが、今、高齢化率がすごくうちの町も上がっていますよね。その中で先日大きな地震があつて、防災無線が流れて本当にびっくりするような状況がありましたが、災害のとき、自力で避難ができない場合、車椅子で避難をすることになります。この歩道ですと、歩道を車椅子を押すということになりますと、高齢者は骨折してしまうのではないかなというふうに私は考えるのですが、この歩道の整備も、整備計画というのはお持ちではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 歩道のみを対象にした整備計画というものは、現在策定しておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 本当に財源が厳しいのは大変分かります。ほんの少し舗装するだけでも、莫大な金額がかかるということは分かるのですが、やはり住民の命を守るという観点からも、特に劣化がひどいところは歩道をしっかりと、車道を直すとき、また、そういうときに一緒に併せながら修繕をしていくということも重要ではないかなと思いますが、その点、町の考えとしてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 道路のパッチングのような補修のときには、歩道の整備まではしていないのですが、道路につきましては、あまりにも段差が生じているようなところにつきましては、オーバーレイという形で舗装のかさ上げをしております。そのときには当然、車道部分だけではなくて、歩道も点検した中で、必要に応じて歩道も整備しているような状況です。

先ほど言いました5年に1回という部分は、歩道の構造上のチェックとかもしているものですから、一般的な穴だとか段差だとかというのは、5年に1回点検しているということではなくて、あくまでパトロールでやっているということです。ただし、議員がおっしゃいますように、車でやっているものですから、細部まで目の届かない部分は当然あります。それは町としても認識しています。町長答弁でもありましたように、例えば令和4年度で105件の住民からの通報があります。こういった部分は歩道の段差だとか穴だったとかという部分はかなり多い状況になっていますので、そういった部分を情報提供いただいた中、それから町内会からの要望が来た中で、そういった部分を対応しているというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、4点目の質問の年間、住民からの通報件数ということで部長からご答弁いただきましたが、この令和3年度は町内会と、そして通報など合わせまして168件の補修対応がなされているわけですが、これは多く通報をいただくということは、よくないことだと思うのですよね。通報が少ないほうがいいわけなのですが、この通報の件数をどのように認識しておりま

すでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 通報の件数につきましては、毎年 150 件前後いただいております。そのうち舗装に関しての件数が 8 割を超えておまして、この件数が多いかどうかということなのですが、その年によっても件数自体は変わりがあるのですけれども、通報があったからといって補修をしているというわけではなくて、その状況を見て、危険性を判断して経過措置を取ったりですとか、すぐ修繕したりという箇所もあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 何かちょっと私のほう、理解が不能のところがあるのですけれども、通報にしましては 3 番の質問にもちょっと出てきますので、その前に公園の維持管理について質問をさせていただきます。

公園の維持管理は、このようにされているということで、遊具や、また公園内の施設内を土木職員が月 1 回巡回をしたりというふうに点検をしているということですが、その中で、最終的には通報に絡んでくるのですが、この公園の維持管理に関しましても、もちろん職員が見て歩いたり、管理されている受注業者が見ていただいたりということがあると思うのですが、やはり住民が一番近くにいて、住民が一番見ていると思うのですよね。そんな中から、通報ということにつながると思うのですが、通報をする方は、そこを見てそのまま通報されると思うのですよね。ここの公園のベンチが壊れているとか、ここの道路に穴が開いているとかということを確認して、そして通報をされていると思うのですが、現状はつながらない、役場に、行政につながらないということも多々あり、もういいやと諦めて通報されなかったということも聞いております。

そんな中から窓口で電話をして説明をするのに苦労をし、そして担当部署の方がいなくて、そこからたらい回しという言葉がちょっと本当に悪いのですけれども、くるくる回りながら結局通じないままになってしまうというようなことをお聞きすることがあり、これを解消していくのが、その場で写真を撮って土木課に通じるようにということで、この LINE を活用した通報システムが、とても住民にとっては便利なツールではないかなというふうに感じるのですが、このように窓口で通報をして、そして担当部署にはすぐ行くのか、またそこからなかなかちょっとそこまで行くのに時間がかかったりということがなかったのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 苦情があったときに対応がどうかということなのですが、土木課の中には四つの係がありまして、それぞれ出払っていることが多いです。ただ、その場合も連携をして、必ず修繕情報とか苦情の内容とかは聞き取りをして情報を共有しておりますので、そのような状況があったのかどうかというのは把握はしておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私も相談を受けるのが多いのが、土曜、日曜、祭日に大変相談を受けることが、道路が穴開いている、公園がこういうふうになっているという通報を受けるのが、土曜、日曜、祭日にすごく多いのですよね。そうすると、私も業者のほうに、役場のほうに来て相談するというのもやはりできないのですが、そしてその説明を聞くのも、説明する人もなかなか説明しづらいというようなこともあって、電話やっと通じたら、財源がないので、予算がないのでちょっと直りませんというような答弁を、答えをいただいたということも伺ったのですが、そのようなことを考えますと、通報者も、また行政のほうも、職員の方も、LINE で写真を撮って送った場合、このくらいの穴だったらこのくらいの支障だったら、すぐ直さなくても大丈夫かなというような予備の時間が持てるのかなというふうに思います。また、説明する方も、何人も何人も同じ方に説明をするというようなことも省かれるのではないかなと思いますが、その点はどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） いただいてから、財源がないからというような回答をしたかどうかはちょっと把握しておりませんが、実際、通報を受けた場合は必ず現地を確認するように職員には言っておりまして、その現地を確認した結果、他の状況と比べて危険性が低いという場合には、経過観察ということで申し訳ありませんということで回答している場合はあると思っております。

ただ、LINE の通報システムに関しましては、以前から帯広市、芽室町とも情報交換をしております。その有効性については検証しているところであります。ただ、それが匿名での通報のため、アンサーができないという、修繕したかどうかという回答ができないというところがあって、経過観察のところについては、何度も同じような通報が来るというお話も聞いております。ただ、24 時間、その場所も含めて、写真も含めて情報を受けることができますので、その情報の活用ということに関しては、有効であると考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 帯広や上士幌などもそのようにされているところを伺うと、本当に便利な、今まで千七百何件の通報があったということなのですが、その場所、本当に確認するのに大変な思いをして職員が確認をしているということも伺っております。埼玉県なんかは、まちパトといいまして、道路・公園等の破損に気づいたときに、もう誰もが瞬時に 24 時間 365 日、開庁時間を待たずに通報ができるということで、すごく便利なシステムということで利用されているということであります。したがって、行政の目の届かない問題箇所を、住民から指摘してもらうことができるシステムであります。便利なシステムを早期に導入していただけるよう、検討を進めていただきたいと思います。

次に、大きな 2 点目の带状疱疹ワクチン接種の助成についてであります。带状疱疹という言葉が最近よく聞くようになりました。メディアでもよく取り上げられ、社会的にも関心が集まっています。国立感染症研究所による宮崎県での大規模な疫学的調査では、50 歳以上から発症するリスクが上昇し、70 歳以上でピーク、そして 80 歳までに 3 人に 1 人が経験すると報告されております。まさに高齢者にとっては激しい痛みを苦しむとても怖い身近な病気です。そこで、ワクチンに対する国の動向を本町として、どのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 带状疱疹ワクチンに関する国の分科会における議論の経過ですけれども、先ほど町長の答弁にもございましたが、基本的には定期接種化するにまだ至っていないというような議論の経過かと思っています。ワクチンを議論するに当たって、新型コロナウイルスワクチンとかもそうなのですが、リスクと利益、ベネフィットのほうをバランスよく考えて、接種を進めるかどうかということを審議しておりますので、今のところ定期接種をするというような考えには、国のほうは至っていないと押さえております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 日本では、成人のおよそ 9 割がこのウイルスを持っているとされております。带状疱疹は以前からある疾患ですので、病名や病状なども知られているのですが、なぜ今、高齢者の間で話題になっているかといいますと、それは新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、带状疱疹を発症する高齢者が増えてきているからだそうです。コロナ禍で疲労、ストレスなど免疫力の低下が発症の原因とも言われており、また糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因になることもあるそうです。そこで、令和 4 年度、带状疱疹と診断された状況、うちの町でのそのような状況をお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 医療機関にかかって带状疱疹と診断された数、正確には押さえておりませんが、全ての町内の医療機関に、どのくらい带状疱疹で受診される方がいるかということは聞き取りいたしました。現状で言うと、1 か月に 3 人から 4 人、带状疱疹で受診されるという医療機関が 1 個か 2 個、あとは 1 か月に 1 人か 2 人、もしくは小児科医院とかは、水ぼうそう、水痘のほうでかかる方が多いので、大人の带状疱疹ということではないのですけれども、その他の医療機関では大体多くて

1 か月に 1 人くらいということでお聞きしております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 受診される方は 1 か月に 3 人から 4 人ということでのいるわけですが、その中で不活化ワクチン、带状疱疹ワクチンを接種した方の人数は分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 带状疱疹で受診された方と带状疱疹ワクチンを接種された方は、ちょっと別になってしまいますけれども、带状疱疹ワクチンを接種した状況についても、町内の医療機関に聞き取りを行いましたところ、1 か月に 2 人ぐらいというようなことで各医療機関でお聞きしております。

すみません。それで、打っているワクチンですけれども、不活化ワクチンのほうが多い、約 8 割ぐらいが不活化ワクチンだということでも聞き取りしております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 今回、政府では、各自治体の判断により、コロナの影響により発生する住民の負担を軽減するために、带状疱疹のワクチン接種に係る費用負担の軽減に、臨時交付金を活用することは可能との見解が示されたとお聞きしております。本町としてもおよそ 2 億以上の地方創生臨時交付金が交付されておりますが、その一部を带状疱疹のワクチン接種の助成に向けるという検討はできないのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、使えるお金、1 億 1,000 万円ぐらいでありまして、もう既に予算化をさせていただいているまく Pay の関係などあります。今後、生活支援あるいは事業者支援、メニューもほぼ今出そろっておりますので、最終日に提案をさせていただきたいというふうに思っています。それを考えたときに、もう財源はありませんので、やはり選択と集中で重要な度合いの高いところから充てていくということになりますので、このワクチンについて、まだ国でも正式には定期接種化できない、それは 1 回目の答弁でも申し上げたように、疾病の多さ、罹患率、死亡率、治療日数、医療費などリスクは一定程度明らかになったけれども、ワクチン接種により期待される効果、同様に最適な年齢については、まだまだ研究の余地があるということでもありますので、ここをしっかりと解明していただいて、私は国において措置すべきものであるというふうに思っておりまして、あとは今、皆さんができることは自分の健康管理をしっかりといただくこと、それをやっていただきたい、それによってかからないようにしていただきたいというのが願いであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 町長の思いはよく分かります。もちろん国が定期接種にさせていただくのが一番いいことと、私も本当に思っているところでありますが、なかなか带状疱疹に罹患した方にとってはとてもつらい病気だということで、そんなに人数も今のところ、しっかりとした大きな人数でもない、そこで何とか町としても支援の手を差し伸べていただきたいなというふうに思うのです。

このワクチンも、本当に不活化ワクチンですと発症予防効果が 90%で 9 年間は大丈夫というわけです。生ワクチンですと発症予防率が 50%、1 回しかしなくてもいいのですけれども、この 2 回しながら 90%、9 年以上この効果が続くというようなことも言われておりますので、ぜひともうちの町として支援をお願いできる場所がないかな。単費でやるのはなかなか大変かなと思うのですが、地方創生臨時交付金の一部を、何とかそちらに回しながらということが可能ではないかなというふうに感じるのですが、再度、お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町が行政として果たすべき、やはり多くの方が苦しんでいて、その痛みもすごく激しいというのであれば、そこは何とかしなければならぬということになってきますけれども、岡本議員おっしゃる、少ないのであれば、本当にその方がしっかりと気をつけていただくことしかないかな。やっぱり対象者が多ければ、町としてもこれは動かざるを得ない、対策を講じなければならぬというふうになりますけれども、そこは本当に個々の責任においてしっかりとかからないように

していただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 町長の思いは確かに分かりました。ご答弁にも、先ほどもありましたが、国の定期接種になるのが一番本当にいいのですが、今一番苦しんでいる人に町が手を差し伸べる、支援していく、これがもちろん带状疱疹の原因とはなっていないコロナウイルスなのですが、関係がちょっとあるというようなところからも、ぜひともそのように支援をしていただきたいということを申し上げたいことと、ソフト面からの支援について町が支援するということは、承知したところでありますが、ハード面ということも頭に入れていただきながら、国の動向をしっかりと注視しながら、町としてできることを早急に進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14 時 5 分まで休憩いたします。

13 : 54 休憩

14 : 05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、報告第 4 号、令和 4 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第 4 号、令和 4 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。

地方自治法第 213 条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、本年 3 月の第 1 回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、4 款衛生費の「し尿処理事業」以下、6 事業であります。

本計算書は、事業ごとに事業費総額と、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越限度額や翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。

最終行の「合計」の行をご覧ください。

6 事業とも「繰越限度額」と同額を繰り越したもので、「翌年度繰越額」は 17 億 8,002 万 9,000 円であります。

右端に記載のとおり、そのうち一般財源所要額は 1,978 万 4,000 円で、令和 4 年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 4 号を終わります。

日程第 4、報告第 5 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議

題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第5号、令和4年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

報告第4号と同様に、翌年度に繰越しをしました当該経費について、繰越計算書をもって報告するものであります。

今回、報告いたしますのは、本年第1回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、2款事業費、1項下水道施設費「下水道施設建設事業」であります。

翌年度繰越額は、繰越限度額と同額の2,827万1,000円であります。

そのうち、一般財源所要額は21万1,000円で、令和4年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

日程第5、報告第6号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第6号、債権の放棄について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

令和元年第4回幕別町議会定例会において、町の債権管理事務の適正化と効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定されました幕別町債権管理条例の規定に基づき、町税、介護保険料などの公債権と同様の滞納処分を行うことのできない、公営住宅使用料などの私債権について、同条例第16条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

いずれの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を講じて、徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権の名称、債権の発生年度、放棄事由ごとの債権の件数と金額、そして右端には債権の種類ごとの合計を記載し、上段の公営住宅使用料から下段の上水道使用料まで3種類の私債権の放棄の内容を示しております。

表の中ほどに放棄事由を記載しております。

第2号「生活保護等」は、条例第16条第1項第2号に定めている、債務者が生活困窮状態、生活保護を受給、またはこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき、第3号「破産免責等」は、同項第3号に定めている、債務者の自己破産等により債務者としての責任を免れたとき、第7号「失踪、所在不明等」は、同項第7号に定めている、債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないときであります。

今回の第7号事由は、全て債務者の死亡により、徴収の見込みがないときに該当するものであります。

はじめに、公営住宅使用料であります。

第2号の事由によるものが、平成22年度と28年度で4件、5万4,500円、第7号が、平成27年度と28年度で17件、27万7,800円、合計は21件、33万2,300円であります。

次に、簡易水道使用料であります。

第2号が、平成20年度と22年度で11件、4,389円であります。

最後に、上水道使用料であります。

第2号が、平成26年度から令和元年度までで37件、33万4,065円、第3号が、平成11年度から13年度までと16年度から30年度まで、令和2年度、4年度で142件、61万7,285円、第7号が、平成28年度と29年度で29件、14万7,682円、合計で208件、109万9,032円であります。

放棄いたしました3種類の債権の総合計は、最終行に記載のとおり、第2号が52件で、39万2,954円、第3号が142件で、61万7,285円、第7号が46件で、42万5,482円、合計は240件で、143万5,721円であります。

行政サービスを受けるに当たっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さんからの行政への信頼には欠くことのできない、そして強く求められる原則であると考え、これまでも公平、公正かつ適正な債権管理に取り組んでまいりました。

今回、債権管理条例の定めに基づき、債権の放棄を行いました。誠実に納付義務を履行されている方々との間で不公平感を生じさせてしまうことのないよう、引き続き公平、公正な債権管理事務に取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上で、報告第6号の説明を終らせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

日程第6、報告第10号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第10号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第3号であります。

損害賠償の額を定め和解することについて、令和2年3月19日に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、本事件が1件100万円以下の損害賠償の額の決定と和解に関することとありますことから、令和5年6月12日付で専決処分を行ったものであります。

「1、理由」であります。

令和5年1月12日午前9時30分頃、幕別町字新川93番地付近の国道38号線上において、町職員が運転する公用車が豊頃方面から幕別方面へ向かい、町道新川13線に入るため右折しようとしたところ、追い越しをかけてきた後方車両と衝突し、公用車の運転席側フロント部分と相手方車両のフロントバンパー及び助手席側車両側面に物的損害が生じたため、町45パーセント、相手方55パーセントの過失割合により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものであります。

2ページになります。

「2、損害賠償額」は、28万8,130円であります。

「3、損害賠償及び和解の相手方」は、豊頃町在住の方であります。

「4、損害賠償及び和解の内容」であります。

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないとするものであります。

このたびの事故につきましては、幸い、相手方と本町職員ともにけがを負うこともなく、大事には至りませんでした。事故を起こした職員に対し、このような事故を再び引き起こすことのないよう、

一層慎重な運転に心がけ、事故防止に努めるよう指導いたしました。

相手方への損害賠償と町公用車の修繕費用の過失相当分は、加入しております全国自治協会の自動車損害共済により保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○12 番（小島智恵） 今回、ご報告いただいた事故でありますけれども、先般 2 月、臨時会でご報告いただきました古舞小のスクールバスの事故と同じような状況だと思ひまして、このように続けて起きているのは異常であるというふうに言わざるを得ません。危機感を持っていただきたいなというふうに思います。

それで、事故原因について認識をお示しいただきたいと思ひますけれども、特に公用車のウインカー、これどういった状況であったのか、適正に出していたのか、ウインカー出すタイミングが遅かったのかどうか、そういったことも併せてお伺いしたいと思ひます。

また、ドライブレコーダーなのですけれども、公用車と相手方、設置されていたのか、確認させていただきますと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） ご質問にお答えいたします。

このたびの事故に当たりまして、公用車を運転していた職員並びに同乗していた職員から確認を行ひまして、公用車を運転していた者は、交差点付近約 40 メートル手前から減速し、ウインカーを出し、そして中央線へ公用車を寄せて右折を開始しているというふうに関き取り確認を行っております。

このことから、今回の事故に当たりましては、公用車の走行上は適切な運転を行っていたということで、今回、町の同意によりまして、相手方との折衝示談交渉を一般財団法人全国自治協会が行っておりますけれども、こちらのほうにそういった町のほうから内容についてお伝えをした上で、今回、折衝示談交渉を行ったものであります。

それから、ドライブレコーダーの設置でありますけれども、公用車、それから相手方、いずれもドライブレコーダーの設置はしておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） ドライブレコーダー設置、双方されていないということで、そうしましたら、公用車に乗っている方のその証言で、交差点付近の 40 メートル手前から減速した、ウインカー出したと、その証言でもって今回は判断、最終的な保険の会社でしょうか、判断された、そういったことでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） そうです。こちらのほうからは、そういった状況であったという聞き取りによる証言を基に、一応図面等でも表して、位置図によって、ここから減速をしウインカーを出しましたというような、ペーパーでも申入れは行ったところあります。

ただ、いかんせんそういったことを証明するものに足りる、例えばドライブレコーダーの映像ですとか、そういったものがない中で、相手方との折衝示談交渉を行った結果であるというものであります。

なお、この事故に関して、示談、過失割合ですけれども、追い越しが禁止されていない交差点で発生した事故ということで、それぞれ前方を走る公用車の走行の状況、右折の合図、後方車両の走行速度、さらに追跡方法など、そういったものも聞き取り確認の結果行った内容となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ないようですので、以上で報告第 10 号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 7 から日程第 14 の 8 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 7 から日程第 14 の 8 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 7、議案第 48 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 8、議案第 49 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 48 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 49 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、議案説明資料の 13 ページをお開きください。

はじめに、議案第 48 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和 2 年第 4 回町議会定例会において、当時、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下にありましたことから、国に準じて、当該感染症の防疫等の作業に従事する職員に対し、著しく危険、不健康など、勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当として「感染症防疫作業手当」を新設いたしました。

新型コロナウイルス感染症は、これまで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、入院勧告や就業規制などの厳しい措置が取られてきました。

この位置付けが、本年 1 月 27 日に決定された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について」において変更され、去る 4 月 27 日に厚生労働大臣は、「5 月 7 日をもって、新型インフルエンザ等感染症と認められなくなることを公表し、これに伴い、5 月 8 日から感染症法の「5 類感染症」に位置付けることとされたところであります。

このことから、本改正条例は、国に準じて、感染症防疫作業手当として規定しておりました特殊勤務手当を廃止する改正を行うものであります。

議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

第 2 条は、地方自治法の規定に基づき、職員に支給することのできる給与の種別を定めております。

この中から「特殊勤務手当」を削るものであります。

第 10 条は、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当として、「感染症防疫作業手当」を規定するものですが、第 10 条を「削除」とするものであります。

議案書 9 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

次に、議案第 49 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 15 ページをお開きください。

本改正条例は、一般職の常勤職員と同様に、当該感染症の防疫等の作業に従事する会計年度任用職員に対して支給する「感染症防疫作業手当」の規定を廃止するものであります。

議案説明資料の 15 ページをご覧ください。

第 2 条は、フルタイムの会計年度任用職員に支給することができる給与から「特殊勤務手当」を削るものであります。

第 6 条の 2 は、フルタイムの会計年度任用職員の特殊勤務手当に係る、第 15 条の 2 は、パートタイムの会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に係る準用規定であります。

特殊勤務手当を廃止するため、当該規定を削るものであります。

議案書の 10 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(14 : 28 芳滝議員退席)

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 48 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 49 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 54 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 54 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8,491 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 173 億 8,407 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 追加」であります。

ナウマン象記念館改修事業は、施設の老朽化に対応するため、映像・音響設備とジオラマなどの展示物を更新するため、2,970 万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

アイヌ文化拠点空間整備事業は、令和 4 年度に実施した基本計画・基本設計を基に、来年度に建設

予定の生活館棟に係る実施設計を行い、加えて、千住生活館の解体工事を実施するため、1,470 万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、「2変更」であります。

保健福祉センター改修事業は、当初予算において、屋上の防水改修などに係る起債を定めておりましたが、その後、暖房設備に不具合が生じたことから、併せて改修するため、1,350 万円を追加し、限度額を7,650 万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更はありません。

次に、歳出をご説明申し上げます。

8 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、20 目地域おこし協力隊推進事業費 21 万 9,000 円の追加であります。

空き家や空き店舗などの利活用に関する相談対応に当る地域おこし協力隊員の活動拠点として開設する「幕別空き施設利用サポートセンター」に係る専用回線料と施設借上料であります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 2,606 万 8,000 円の追加であります。

事業概要を説明いたしますので、議案説明資料の 19 ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

3 月 29 日付で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して必要な支援を行うため「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」が増額され、幕別町の交付限度額が示されましたことから、支援事業を予算化し、提案するものであります。

(14:33 芳滝議員着席)

「1、まく Pay ポイント還元事業」、2,509 万 8,000 円であります。

「事業内容」の欄をご覧ください。

物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため、幕別町商工会が実施する電子地域通貨、まく Pay の利用額の 30 パーセント相当分を上限にポイント還元する費用と事務経費を補助するものであります。

「積算」欄をご覧ください。

まく Pay の還元ポイント分として、夏と冬の実施期間内の総利用額として、ポイント利用の上限で 8,000 万円を見込み、その 30 パーセントの 2,400 万円を補助するものであります。

加えて、キャンペーンに係る広告宣伝費と事務経費を計上するものであります。

「2、まく Pay 行政ポイント付与システム改修事業」、97 万円であります。

健康増進や介護予防事業等への参加促進と町内における消費活動の促進を図ることを目的に、町が行う行政ポイント付与事業について、幕別町商工会が実施する電子地域通貨に交換できるよう、行政ポイント付与システムの改修費を幕別町商工会に補助するものであります。

下段の表に記載のとおり、地方創生臨時交付金交付の限度額①は、1 億 896 万 6,000 円、今回補正予算計上額②は、2,606 万 8,000 円で、差引き③のとおり、残額の 8,289 万 8,000 円は、今後、追加の支援策を提案してまいりたいと考えております。

議案書の 8 ページにお戻りください。

3 項 1 目戸籍住民登録費 62 万 7,000 円の追加であります。

まく Pay の普及促進策として、本年 8 月から幕別町への転入者 1 人につき、1,000 ポイント分のまく Pay ポイントを行政ポイントとして付与するため、専用回線料と 600 人分のポイント相当額を追加するものであります。

行政ポイント付与事業は、生活習慣改善事業と住宅リフォーム奨励事業にも予算を計上しており、3 事業の合計は 609 万 7,000 円であります。

9 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2,041 万 2,000 円の追加であります。

令和３年度と４年度に実施した非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る国庫支出金精算還付金であります。

６目老人福祉費 8,000 円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

８目重層的支援事業費 36 万 8,000 円の減額であります。

産休代替保健師の給与を採用実態に合わせ、フルタイム会計年度任用職員の給料等からパートタイム職員の報酬等へ組み換えるものであります。

10 ページをご覧ください。

10 目保健福祉センター管理費 1,502 万 6,000 円の追加であります。

保健福祉センターの暖房用設備の改修工事費を追加するものであります。

２項児童福祉費、２目児童医療費 836 万 1,000 円の追加であります。

本年 10 月から子ども医療費助成事業の助成対象範囲を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に拡大することに伴う追加であります。

受給者証の印刷経費などのほか、19 節は、見込まれる助成医療費として、10 月から 2 月までの 5 か月相当分 810 万円を追加するものであります。

３目施設型・地域型保育施設費 72 万 2,000 円の追加であります。

幕別中央保育所とわかば幼稚園を統合して認定こども園に移行することに伴い、不足が見込まれる机、椅子、ロッカー等を購入するものであります。

11 ページになります。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目成人保健対策費 2 万 4,000 円の追加であります。

各種運動講座への参加者に対し、１回当たり 50 行政ポイントを付与するための費用であります。

６目環境衛生費 252 万 1,000 円の追加であります。

相川墓地ほか 3 か所の墓地の雑木伐採と剪定に要する費用であります。

８目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 223 万 2,000 円の追加であります。

18 節細節 3 は、一昨年の予防接種において健康被害者として認定された方に対して、昨年度に引き続き、国から給付される健康被害給付金であります。

細節 4 は、昨年度までは国が直接、医療機関に交付しておりましたが、本年 4 月以降、市町村経由に変更となったことに伴う追加であります。

12 ページをご覧ください。

６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費 1 億 5,354 万 7,000 円の追加であります。

新規就農者支援事業は、新規就農者が新たに農用地の賃借をしたことに伴う支援奨励金の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組などを総合的に支援するもので、今回は小麦、大豆の生産拡大に向け、４団体がリース導入するコンバインやトラクター等に対する国からの間接補助金であります。

経営継承・発展支援事業は、従前の担い手から経営を継承し、発展するための取組を行う経営体に対し、100 万円を上限として支援を行うもので、10 人分を見込んでおります。

町が補助した金額の 2 分の 1 は、一般社団法人全国農業会議所あるいは対象者の所属農協から町に補助されるものであります。

麦・大豆生産技術向上事業は、作付の団地化や営農技術の導入等を支援する事業で、13 団体の小麦、大豆の生産拡大の取組に対し、その面積に応じて交付されるもので、国からの間接補助金であります。

６目町営牧場費 172 万 7,000 円の追加であります。

13 ページにわたりますが、町営牧場作業員 1 人の給与を、業務内容を勘案し、パートタイム会計年度任用職員の報酬等からフルタイム職員の給料等へ組み替えるものなどであります。

14 ページをご覧ください。

2 項林業費、1 目林業総務費 36 万 4,000 円の追加であります。

幕別町森林組合への出資に伴い、本年 3 月に配当された令和 4 年度分配当金相当額を、同組合に出資するものであります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 548 万 2,000 円の追加であります。

住宅リフォーム奨励事業は、これまで同様、町内建設事業者の施工により住宅のリフォームを行う方に対し支援するものであります。これまでリフォームの工事額に応じて交付しておりました幕別町商工会商品券を行政ポイントの交付に変更し、本年 4 月 1 日に遡及して適用しようとするもので、136 件分を見込んでおります。

3 目観光費 1,587 万 8,000 円の追加であります。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理業務における電気料の物価変動と施設、設備の修繕に伴うリスク分担に係る精算金で、同施設の管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

5 目企業誘致対策費 2,219 万円の追加であります。

札内東工業団地とリバーサイド幕別工業団地において、新たに事業投資を行った 4 企業に対する企業開発促進補助金と、リバーサイド幕別工業団地の工業用地を取得した 1 企業に対する工業用地取得促進補助金、事業場の新・増設に伴い町内居住者を 1 年以上雇用した 1 企業に対する雇用促進補助金の追加であります。

15 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、4 目スクールバス管理費 85 万 9,000 円の追加であります。修繕料であります。

6 目学校給食センター管理費 93 万 5,000 円の追加であります。

給湯用膨張タンクの修繕料であります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 61 万 9,000 円の追加であります。

支援を必要とする児童の増加に伴う、幼稚園教諭の報酬等であります。

16 ページをご覧ください。

5 項社会教育費、5 目ナウマン象記念館管理費 2,970 万円の追加であります。

ナウマン象記念館のリニューアル工事に係る費用であります。

8 目百年記念ホール管理費 617 万 5,000 円の追加であります。

芸術・文化公演事業は、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演事業に対する一般財団法人地域創造からの間接補助金であります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業は、百年記念ホールの指定管理業務における燃料費と電気料の物価変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担に係る精算金で、同施設の管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

9 目アイヌ施策推進事業費 6,586 万 7,000 円の追加であります。

事業概要を説明いたしますので、議案説明資料の 20 ページをご覧ください。

アイヌ施策推進事業の概要を記載しております。

「1、計画認定及び交付決定」であります。

令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間を期間とする「幕別町アイヌ施策推進地域計画」は、昨年 3 月 10 日に認定、本年 3 月 10 日に変更認定されました。

令和 5 年度のアイヌ政策推進交付金事業計画が、本年 4 月 1 日に交付決定されたことから、関連する予算を計上しようとするものであります。

「2、令和 5 年度事業内容」であります。

「(1) アイヌ文化拠点空間整備事業、ハード事業」であります。

①生活館棟と外構の実施設計であります。

アイヌ文化拠点施設の生活館棟と外構工事の実施設計業務を委託するものであります。

②千住生活館の解体であります。

本年 8 月 31 日をもって閉館する生活館を解体するものであります。

このほかに、③蝦夷文化考古館の資料の修復、複製から⑥盛土材料受入れ整形までを実施するものであります。

下から 2 行目に今後の事業計画を示しております。

生活館棟は、本年度の実施設計に基づき、令和 6 年度に建築工事を実施し、7 年 4 月から供用開始予定であります。

展示館棟は、令和 6 年度に実施設計、7 年度に建築工事、8 年 4 月から供用開始予定であります。

21 ページをご覧ください。

「(2) アイヌ文化振興事業、ソフト事業」であります。

アイヌ文化を普及促進し、後世に伝承していくため、①アイヌ文化伝承活動支援事業から④アイヌ高齢者コミュニティ活動支援事業までを、本年度から本格的に展開していくものであります。

「3、財源内訳」であります。

上段のハード事業は、事業費 6,170 万 8,000 円、下段のソフト事業は 415 万 9,000 円、合計は 6,586 万 7,000 円であります。

国庫補助金 4,791 万 6,000 円は、盛土材料受入れ整形等の対象外経費を除いた事業費の 8 割が交付されるものであります。

地方債 1,470 万円は、生活館棟の実施設計や千住生活館の解体などに合併特例債を充当するものであります。

予算書にお戻りいただき、16 ページをご覧ください。

ただいま説明いたしました、アイヌ文化拠点空間整備事業と 17 ページのアイヌ文化振興事業を、節立てして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

18 ページをご覧ください。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 572 万 1,000 円の追加であります。

札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業は、両施設の指定管理業務における燃料費と電気料の物価変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担に係る精算金で、同施設の管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

町民プール維持管理事業は、幕別町民プールの温風ボイラーと忠類町民プールの屋根などの修繕料であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 905 万 3,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費負担金 49 万円の追加であります。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 2,606 万 8,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2 目民生費補助金 18 万 8,000 円の減額であります。

産休代替保健師に係る重層的支援体制整備事業交付金であります。

3 目衛生費補助金 158 万 6,000 円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金であります。

5 目教育費補助金 4,791 万 6,000 円の追加であります。

アイヌ政策推進交付金であります。

6 ページをご覧ください。

17 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 9 万 3,000 円の減額であります。

4 目農林業費補助金 1 億 4,296 万 2,000 円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業と麦・大豆生産技術向上事業に係る道補助金であります。

7 目教育費補助金 80 万円の追加であります。

アイヌ文化拠点施設に係る道補助金であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 9,000 万円の追加であります。

4 目森林環境譲与税基金繰入金 72 万 2,000 円の追加であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 770 万円の追加であります。

経営継承・発展支援事業補助金と地域の文化・芸術活動助成金であります。

7 ページになります。

23 款 1 項町債、2 目民生債 1,350 万円の追加であります。

保健福祉センター改修事業債であります。

8 目教育債 4,440 万円の追加であります。

ナウマン象記念館改修事業債とアイヌ文化拠点空間整備事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 55 号、令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）及び日程第 11、議案第 56 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 55 号、令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 56 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、一括してご説明申し上げます。

いずれも、行政ポイント付与事業に係る補正であります。

はじめに、議案第 55 号、令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 29 億 4,071 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

5 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 2 万 5,000 円の追加であります。

町が行う特定健康診査以外に、自らが主治医の下などで受けた特定健康診査のデータの町への提供に際し、1 件につき 50 行政ポイントを付与するもので、500 人分を見込むものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 5,000 円の追加であります。

健康講座の参加者に 50 行政ポイントを付与するもので、100 人分を見込むものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 3 万円の追加であります。

保険者努力支援分であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 56 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 28 億 4,376 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

12 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費、2 項 1 目一般介護予防事業費 2 万 9,000 円の追加であります。

介護予防講座の参加者に 50 行政ポイントを付与するもので、400 人分を見込むものであります。

13 ページをご覧ください。

3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費 2 万円の追加であります。

認知症サポーター養成講座の受講者に 100 行政ポイントを付与するもので、200 人分を見込むものであります。

歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1 万円の追加であります。

現年度分であります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 2,000 円の追加であります。

介護予防講座に係る調整交付金であります。

3 目地域支援事業交付金 1 万 3,000 円の追加であります。

1 節は介護予防講座、2 節は認知症サポーター養成講座に係る交付金であります。

5 款 1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支払基金交付金 8,000 円の追加であります。

介護予防講座に係る交付金であります。

10 ページになります。

6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 8,000 円の追加であります。

1 節は介護予防講座、2 節は認知症サポーター養成講座に係る交付金であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 8,000 円の追加であります。

2 節は介護予防講座、11 ページになりますが、3 節は認知症サポーター養成講座に係る繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 55 号、令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第56号、令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第51号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第51号、幕別町辺地総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております、議案書の1ページをご覧ください。

美川と古舞の2辺地に係る総合整備計画が、令和4年度をもって5年間の計画期間が終了したため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て、2辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定しようとするものがあります。

2ページをご覧ください。

はじめに、美川辺地に係る整備計画であります。

右の上段に、計画策定年度である本年4月1日現在の人口を記載しております。

美川辺地の区域内人口は、76人であります。

同法施行令で定めている、中心地域を含む5平方キロメートル以内の区域の人口が50人以上とした辺地の要件を満たしております。

「1、辺地の概況」では、辺地を構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。

辺地の中心の位置から、駅や停留所、小学校、中学校、郵便局などへの距離を基に算定された辺地度点数は、認定基準である100点を上回る269点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

一つ目は、交通道路として、農作業や農作物の集出荷等に利用する道路が、降雨時などに冠水し、通行などに支障を来していることから、整備を必要とするものです。

二つ目は、飲用水供給施設として、農業経営や生活用水の安定的な確保のため、非常用発電機の設置をはじめ、浄水場や配水池、送水管路、配水管路の整備事業と、浄化センターで遠方監視を行っている簡易水道の中央監視システムの更新事業を必要とするものであります。

三つ目は、産業道路として、農作物の集出荷等に利用する主要幹線道路が、経年劣化や凍上被害による損耗が著しいことから、道営事業として整備を必要とするものであります。

四つ目は、経営近代化施設として、排水不良などによる生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を必要とするものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間と定め、表には、事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

3ページの最終行に記載のとおり、事業費の合計は、2億517万2,000円で、右端に記載のとおり一般財源のうち、辺地対策事業債に9,110万円を予定しております。

4ページをご覧ください。

次に、古舞辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、古舞辺地の区域人口は219人で、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域人口は、50人以上であります。

「1、辺地の概況」では、構成する区域、中心の位置、辺地度点数を記載しております。

辺地度点数は、141点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

一つ目は、交通道路として、農作業や農作物の集出荷等に利用する道路に歩道がなく、歩行者の安全確保のために整備を必要とするものであります。

二つ目は、経営近代化施設として、排水不良などによる生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を必要とするものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間と定め、表には、事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

事業費合計は1億2,725万9,000円で、右端に記載のとおり一般財源のうち、辺地対策事業債に6,050万円を予定しております。

いずれも、この計画書登載により、辺地対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の8割相当額が、償還年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、5月10日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を経て、中里、新和、明倫及び南勢の4辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

別紙、「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載し、変更箇所の下線を引いております。

中里辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から一つ目、「飲用水供給施設（駒島簡易水道整備事業）」の計画期間内の事業費等を、北海道の算定に基づき、改めるものであります。

3ページをご覧ください。

新和辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から三つ目、「飲用水供給施設（中央監視システム統合事業）」の計画期間内の事業費等を昨年度行った実施設計に基づき、改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

明倫辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から一つ目、「経営近代化施設（幕別地区公社営草地整備事業）」の計画期間内の事業費等を北海道農業公社の算定に基づき、改めるものであります。

5 ページをご覧ください。

南勢辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から五つ目、「経営近代化施設（町営牧場整備事業）」を追加するものであります。

南勢牧場の送水ポンプを設備の老朽化に伴い、更新するものであります。

以上が、変更内容であります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、5 月 31 日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 53 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 53 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております、議案書の 1 ページをご覧ください。

令和 3 年 4 月に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、同年の第 3 回町議会定例会において、令和 3 年度から 7 年度までを期間とする「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、事業を計画的に推進しております。

現行の計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、同法第 3 条第 1 項の規定により、過疎地域とみなして適用される第 8 条第 1 項及び第 10 項の規定に基づき、議会の議決を経て、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものであります。

2 ページをご覧ください。

別紙、「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）」は、新旧対照表の形式で、表の左側から、変更箇所、変更前、変更後を記載し、変更箇所に下線を引いております。

変更箇所は「3、産業の振興」であります。

表右側の変更後の欄をご覧ください。

持続的発展施策区分「2、産業の振興」の事業名「（1）基盤整備」に「町営牧場整備事業」を追加するものであります。

共栄牧場内のポンプ場のポンプの更新であります。

計画書搭載により、過疎対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の7割相当額が、償還年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

今回の計画変更は、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」には該当しないことから、都道府県との協議を要しないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月22日から26日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6月22日から26日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月27日午前10時からであります。

15：11 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和5年第2回幕別町議会定例  
(令和5年6月27日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

10 石川康弘 11 岡本眞利子 12 小島智恵

(諸般の報告)

日程第2 発議第1号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第3 発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第4 議案第47号 幕別町立認定こども園条例

日程第5 議案第83号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第84号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第85号 令和5年度幕別町一般会計補正予算(第5号)

日程第8 議案第86号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第87号 令和5年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第10 陳情第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書

日程第11 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書

日程第12 陳情第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書  
(日程第10～日程第12 総務文教常任委員会報告)

日程第13 陳情第5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書  
(産業建設常任委員会報告)

日程第14 議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第16 議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 議案第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19 議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25 議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26 議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27 議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28 議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

|       |                                               |                           |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------|
| 日程第29 | 議案第75号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第30 | 議案第76号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第31 | 議案第77号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第32 | 議案第79号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第33 | 議案第80号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第34 | 議案第81号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第35 | 議案第82号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第36 | 議案第78号                                        | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第37 | 議員の派遣について                                     |                           |
| 日程第38 | 閉会中の継続調査の申し出<br>(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会) |                           |

# 会議録

令和5年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年6月27日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月27日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和   | 2 塚本逸彦  | 3 山端隆治  | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀  |
| 6 長谷陽子   | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀  | 9 野原恵子  | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥  | 17 藤原 孟 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義  
教 育 長 菅野勇次  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
住 民 生 活 部 長 寺田 治  
経 済 部 長 岡田直之  
会 計 管 理 者 武田健吾  
札 内 支 所 長 新居友敬  
政 策 推 進 課 長 白坂博司  
地 域 振 興 課 長 谷口英将  
福 祉 課 長 亀田貴仁  
農 林 課 長 高橋修二  
水 道 課 長 河村伸二

副 町 長 伊藤博明  
農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
企 画 総 務 部 長 山端広和  
保 健 福 祉 部 長 檜木良美  
建 設 部 長 小野晴正  
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文  
教 育 部 長 川瀬吉治  
総 務 課 長 佐藤勝博  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲  
保 健 課 長 宇野和哉  
都 市 計 画 課 長 松井公博

ほか、関係係長

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 10 石川康弘 11 岡本眞利子 12 小島智恵

# 議事の経過

(令和5年6月27日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番石川議員、11番岡本議員、12番小島議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

民生常任委員会から付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査報告書、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会から付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査報告書、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第1号から日程第9、議案第87号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第1号から日程第9、議案第87号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第1号「幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 発議第1号「幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

発議第1号、令和5年6月27日、幕別町議会議長寺林俊幸様、提出者、幕別町議会議員岡本眞利子、賛成者、幕別町議会議員内山美穂子。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

この度の改正は、令和4年4月1日からの、町の組織機構の見直しに伴い、関連する幕別町議会

委員会条例について、所要の改正を行うものであります。

説明資料の1ページをご覧ください。

現行条例、第2条は、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管について規定しており、第1号の総務文教常任委員会の所管のうち「固定資産評価審査委員会」は、町の組織機構の見直しに伴い「住民生活部」の事務分掌となったことから、第2号に規定する民生常任委員会の所管とするため、一部を改正するものであります。

改正内容であります。第2条第1号中「、監査委員及び固定資産評価審査委員会」を「及び監査委員」に、同条第2号中「及び忠類総合支所」を「、忠類総合支所及び固定資産評価審査委員会」に改めるものであります。

議案にお戻りください。

附則についてであります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第2号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第2号

令和5年6月27日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員藤原孟

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進)、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギー利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

北海道中川郡幕別町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号「幕別町立認定こども園条例」を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和5年6月27日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

令和5年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和5年6月12日、21日、2日間

2 審査事件

議案第47号

幕別町立認定こども園条例

3 審査の経過

審査にあたっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結

論をみた。

#### 4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第47号「幕別町立認定こども園条例」について討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第47号「幕別町立認定こども園条例」に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第83号「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び日程第6、議案第84号「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第83号幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第84号幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

原油価格をはじめ、様々な物価が高騰し、住民の経済的負担が増大していることから、住民や事業者の負担軽減策として、事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、水道料金の基本料金を令和5年9月分から令和6年2月分までの6か月間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第83号幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第21条は、水道の利用者から徴収する水道料金を「別表第1に掲げる基本料金と水量料金の合計額とする。」と定めております。

2ページをご覧ください。

別表第1に記載のとおり、水道料金は、口径ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を合計して算定しております。

1ページにお戻りください。

附則第3項として「第21条の規定にかかわらず、令和5年9月1日から令和6年2月29日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合は、1月当たりの基本料金350円の6か月で、2,100円であります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。

「この条例は、令和5年9月1日から施行する」と定めるものであります。

次に、議案第84号幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の2ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

議案第83号幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、住民や事業者の負担軽減策として、水道料金の基本料金を令和5年9月分から令和6年2月分までの6か月間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

本条例におきましても、第21条で「料金」を定め、別表第1に料金を規定しております。

4ページをご覧ください。

別表第1に記載のとおり、水道料金は、種別の「家事用」、「団体用」、「営農・営業用」は、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を合計して算定しております。

3ページにお戻りください。

附則第8項として「第21条の規定にかかわらず、令和5年9月1日から令和6年2月29日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、「家事用」又は「営農・営業用」の場合は、1月当たりの基本料金399円の6か月で、2,394円であります。

議案書の2ページをご覧ください。

附則についてであります。

「この条例は、令和5年9月1日から施行する」と定めるものであります。

この2つの条例改正に伴い、両会計において減収見込みとなります、約2,600万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して、一般会計から、水道会計補助金と簡易水道会計繰出金として支出し、両会計の減収相当額を補てんしようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第83号「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第84号「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第85号「令和5年度幕別町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。  
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 85 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算第 5 号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,946 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 175 億 354 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをご覧ください。

「第 2 表、地方債補正」、「1 変更」であります。

「小・中学校長寿命化改修事業」は、令和 4 年度から 5 年度にかけて実施している札内南小学校長寿命化改修工事に係る事業であります。

本年 5 月、労務単価等の上昇を背景に、建築主体工事の受注者から、工事請負契約書の規定に基づく請負代金の変更請求がありました。

これを受けて受注者と変更協議を行い、定めた増額分に基づき、借入額に 370 万円を追加し、限度額を 3 億 6,510 万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更はありません。

歳出からご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 9,986 万 7,000 円の追加であります。

議案説明資料の 5 ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

「1 福祉・医療施設等物価高騰対策支援事業」、768 万円であります。

事業内容の欄をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る対策経費の増加や入所率の低下に加え、物価高騰により経営に大きな影響を受けている福祉・医療施設等の入所施設に対して、緊急的に助成するものであります。

対象事業所は、北海道が実施する「医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象の中の、「障害・介護施設のうち入所・居住系サービスを提供する施設」と「入院病床を有する医療施設」であります。

助成単価は、北海道の実施する支援事業と同額とし、障害・介護施設 35 施設に定員 1 人あたり 1 万円を、医療施設 1 施設に病床 1 床あたり 1 万 2,000 円を助成するものであります。

「2 酪農・畜産経営緊急安定対策事業」、6,541 万 5,000 円であります。

令和 4 年からの飼料価格等の高騰により生産コストが上昇していることを踏まえ、酪農・畜産経営への影響の軽減を図り、農業者が意欲をもって営農に取り組めるよう助成金を交付するものであります。

助成対象は、「幕別町に住所を有する農業者」で、令和 5 年 6 月 1 日現在において所有している乳用牛と肉用牛に対し、24 か月齢以上の乳用牛は、1 頭あたり 4,000 円を、24 か月齢未満の乳用牛と肉用牛は、1,500 円を助成するものであります。

6 ページをご覧ください。

「3 水道料金負担軽減対策支援事業」、2,677 万 2,000 円であります。

物価高騰等により住民の経済的負担が増大していることから、町との水道契約を結んでいる方などを対象に、水道料金のうち基本料金を 6 か月間徴収しないこととし、負担軽減を図ろうとするものであります。

「積算」欄に記載のとおり、水道事業会計への補助金として、6 か月分の基本料金相当分 2,331 万円とシステム改修費用の 6 万円を、簡易水道特別会計への繰出金として、基本料金分 261 万円と

システム改修費 6 万円を、加えて、大樹町や更別村から給水を受けている世帯や地下水を使用している世帯などに対し、給水区域外等水道料金助成金として、73 万 2,000 円を計上するものであります。

中ほどの表に記載のとおり、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分に係る地方創生臨時交付金の「交付限度額①」は、1 億 896 万 6,000 円、「補正予算計上済額②」は、2,606 万 8,000 円、「今回補正予算計上額③」は、9,986 万 7,000 円であります。

「差引 ①-②-③」のとおり、予算上の超過額 1,696 万 9,000 円は、一般財源を充当しております。以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書の 7 ページにお戻りください。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1,240 万円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤強化を図るための取組などを総合的に支援する事業で、忠類地域等における大根の高品質化と労働生産性の向上を目標として、1 団体がリース導入する大根の収穫機に対する国からの間接補助金であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 496 万 1,000 円の追加であります。

札内南小学校校長寿命化改修工事の建築主体工事に係る価格変動分について追加するものであります。

5 項社会教育費、8 目百年記念ホール管理費 180 万 4,000 円の追加であります。

暖房・空調用膨張タンクの老朽化に伴う更新工事であります。

8 ページをご覧ください。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 43 万 2,000 円の追加であります。

忠類町民プールの温水シャワーの修繕費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項、1 目固定資産税 2,046 万 6,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 8,289 万 8,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 1,240 万円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業道補助金であります。

23 款、1 項町債、8 目教育債 370 万円の追加であります。

小・中学校長寿命化改修事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 1 点お伺いいたします。

議案書の 6 ページ、新型コロナウイルス臨時交付金の福祉医療施設等物価高騰対策事業についてお伺いいたします。

説明では道の補助に対して介護、障害、入院医療施設に対してプラスして補助を行うというような認識でお伺いいたしました。

厳しい事業所にプラスして上乗せする補助については大変有意義であり、よかったと思っているところであります。

実はですね、この道の補助事業、対象とならない施設があります。

隣の帯広市では、対象とならない事業所に対して市独自で臨時交付金を活用して全ての事業所に補助を行っていました。

幕別町ではそういったところの認識についてお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 基本的に、北海道が対象としている施設については、北海道の補助金を申請されることと思っておりますが、その中で幕別町としましては、24 時間 365 日入所者入院患者を預かるところを更に上乗せして町として補助するということでもありますので、北海道の対象以外のところということを対象とする考えは今のところありません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 要は大変なところには補助します、でも対象とならないところには行わないという認識でありました。

やはり全ての事業所が今回の物価高騰である程度影響を受けているのは間違いないのだと思います。

帯広市につきましても、そういった事業を展開して全ての事業所を補助するという姿勢をとりました。

町としてもそういった姿勢をとる必要があるのではないかと考えて質問をいたしました。

今回事業内容が出てきてしまったのですが、今後、全ての施設、いわゆる小規模施設が対象とならないものですから、そういったところに対して補助を行うよう是非考えていっていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 北海道の対象事業所ですけれども、私共で対象事業所をどこかというのを全部拾い出して確認しているのですけれども、私共の確認するところでは基本的に対象とならないというようなところが無いと想定しておりましたので、今回入所、入院患者のところの上乗せを更にするというところで考えたところでもありますので、そういったケースがもしありましたら、その事業所と話してみなければいけませんけれども、北海道の方と相談するなりというようなことを進めてみたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 町として補助の対象とならない事業所をつかんでいなかったということなのですね。

是非その辺つかんでいただいて事業支援を行っていただければと思います。

求めたいと思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 私も今のところで質問をさせていただこうというところです。

今回、道と同額、道が出す施設に出すということで説明を受けた、そういう理解でいいですね。

資料でいうと 5 ページですけれども、この文言、事業内容のところの文言ですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る対策経費の増額や入所率の低下に加え、物価高騰による経営の大きな影響を受けているということになっているわけですから、入所でなくても通院あるいは通所、そういう施設も同様に大きな影響を受けたのではないかと思います。

今、他にあるのではないかとということだったのだけれども、こういう言い方をすれば、ほかにどういうところがあるか明らかになってくる。

入院施設、入所施設だけでなく、そういう施設についても私は手立てをすべきではないかなという思いでいるところです。

改めていま具体的に出したところで、そういうことを検討する余地、それはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（檜木良美） 町としましては利用者を 24 時間預かっている施設ということの分けをさせていただきまして、そういった事業所に給付金を支給するという考えにいたしました。

同じように物価高騰の影響を受けている事業所はたくさんあると思うのですけれども、その中で

そこは道が支援をするということで、その中でもさらに 24 時間利用者を預かっているところを重点的に町としては支援したいということで今回補正予算を上げさせていただいたところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） ちょっと今の答弁はちょっと違うんじゃないかと思いました。

道が入院施設、入所施設にするということですよね。

それと同じところに対して町も同額出すということを今回出している訳ですよね。

違いましたか。

そうであるならば、今の答弁ちょっと違ってくる。

町が独自に、入院、入所でなければならぬという根拠がないのだということを申し上げているのです。

その線引きの仕方がなぜなったのか、町の考え方を聴きたくて質問しているのです。

私は、道は道のやり方があるだろう、町は町のやり方があるだろう、道がそうするんだから道にそっくり乗っかってしまって、あとどこに施設があるのかわからない、そういう姿勢でこのお金が使われることがどうかということで質問をさせていただいたんです。

ご答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 道の方は医療社会福祉施設等物価高騰対策支援事業ということで、医療機関に関しましては入院のない診療所も含めて薬局でありますとか、歯科医院を含めて支援をするということになっております。

障害、介護の施設につきましても通所サービス、居宅サービス、相談サービス等々含めまして支援をするような形で、医療社会福祉施設等関係はほとんどの施設、その中で網羅されて支給がされることになっているので、その中で入所施設というのは人の命を 24 時間預かっている施設ということで、特にそこに支援をするという形で町としては考えたところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 道のほうは入院入所ばかりではないということは今聞きました。

さっきまでなかった文言だったものだから、確認をしていたのです。

その入所と外来、それから 24 時間か 24 時間じゃないか、命を預かる時間が。

そのところでも、線引きというのがどうもはっきりしない

その辺のところ保健福祉部の課題にしてください。

そういう線引きがちゃんと明確に最初から示せるような、そういう提案をできるようにしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 今、部長が説明しましたように北海道は広く、通所施設も対象としております。

この度、町が助成するにあたって、各施設、大きな、特に入所施設の状況等も聞いた際に、やはり電気代の高騰というのがとても大きな経費の上乗せに、経費を圧迫しているということを確認できましたので、そういったことから通所施設は北海道の補助対象ではありますが、町としては更に 24 時間入所していることによって電気代の費用の負担が大変大きな入所施設について助成をしようという考え方に至ったところであります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第86号「令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」及び日程第9、議案第87号「令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）」の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第86号令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号、議案第87号令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第2号を、一括してご説明申し上げます。

いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施いたします「水道料金負担軽減対策支援事業」に関する補正予算であります。

はじめに、議案第86号令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億1,456万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費6万円の追加であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」を実施するための水道料金収納システム改修委託料であります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料261万円の減額であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」の実施に伴い、基本料金6か月相当分を減額するものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金267万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第87号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

収入、支出とも補正予定額6万円を追加し、水道事業収益を5億7,957万円に、水道事業費用を5億5,183万9,000円に定めるものであります。

補正予算第3条は、他会計からの補助金であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」の実施に伴い、基本料金6か月相当分と事務費として、一般会計から補助を受ける金額を2,337万円と定めるものであります。

8ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費6万円の追加であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」を実施するための水道料金収納システム改修委託料であります。

7ページをご覧ください。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 2,331 万円の減額であります。  
基本料金 6 か月相当分であります。

3 目他会計補助金 2,337 万円の追加であります。  
一般会計からの補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。  
（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。

議案第 86 号「令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、「令和 5 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、陳情第 2 号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書」から日程第 12、陳情第 4 号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書」までの 3 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○9 番（野原恵子） 陳情第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 3 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 4 号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

はじめに、陳情第 1 号の報告をさせていただきます。

令和 5 年 6 月 27 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長野原恵子

総務文教常任委員会報告書

令和 5 年 6 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和 5 年 6 月 14 日、1 日間

2 審査事件

陳情第 1 号「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう、医療・介護などの社会保障制度の整備、子育て施策人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう意見書の提出を求めるものである。

#### 4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に、陳情第 3 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 5 年 6 月 27 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長野原恵子

総務文教常任委員会報告書

令和 5 年 6 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告する。

記

#### 1 委員会開催日

令和 5 年 6 月 14 日、1 日間

#### 2 審査事件

陳情第 3 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書

#### 3 陳情の趣旨

教職員の給与の一部を国が負担する義務教育費国庫負担制度の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更され、教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するため、「30 人以下学級」の実現と教職員定数を抜本的に改善するなどの教職員の超勤・多忙化解消は不可欠であり、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級となったが、中学・高校への「35 人以下学級」を拡大すること。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じていること。

経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大する必要があること。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現、教育予算の確保・拡充を求め、意見書の提出を求めるもの。

#### 4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に、陳情第4号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもに ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和5年6月27日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長野原恵子

総務文教常任委員会報告書

令和5年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

#### 1 委員会開催日

令和5年6月14日、1日間

#### 2 審査事件

陳情第4号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書

#### 3 陳情の趣旨

道教委は、2018年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進め、道内では公立高校のない市町村が増加している。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、保護者の経済的負担が大きくなり、また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされているが、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出すことが必要であることから、意見書の提出を求めるものである。

#### 4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、3議件について、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書」についての委員長の報

告は「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第3号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書」についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第4号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書」についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13、陳情第5号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、田口廣之議員。

○14 番（田口廣之） 陳情第5号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告させていただきます。

令和5年6月27日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

令和5年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和5年6月14日、1日間

2 審査事件

陳情第5号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内で 46 万 7 千人と、給与所得者の 24.3 パーセントに達している。

労働基準法第2条では「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、多くの

非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与できない。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において「できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことが堅持され、令和 4 年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容が表記された。

最低賃金が上がらなければ、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会における令和 5 年度の北海道最低賃金の改正について意見書の提出を求めるもの。

#### 4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 5 号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

11：08 休憩  
（追加議案配布）

11：09 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### [追加日程]

○議長（寺林俊幸） ただいまお手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

#### [議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 13 の 2、発議第 3 号「地方財政の充実・強化に関する意見書」から日程第 13 の 5、発議第 6 号「2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」までの 4 議件を一括議題いたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・

質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。したがって提出者の説明・質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号「道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際11時20分まで休憩いたします。

11:12 休憩

11:20 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第60号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第35、議案第82号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの22議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第60号から第77号までと、第79号から第82号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」について一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

地方自治法は、第180条の5第3項において「執行機関として法律の定めるところにより、市町村に置かなければならない委員会」として「農業委員会」を定め、同法第202条の2第4項で「農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関

する事務を執行する。」とその職務を定めております。

同法を受け、農業委員会等に関する法律第8条第1項は、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定しております。

現在の幕別町農業委員会の委員は、本年7月19日をもって任期満了となりますことから、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例に定める23人を任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

このたびの任命予定者の決定に際しましては、幕別町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、本年3月1日から3月28日までを期間として「委員候補者の推薦及び募集」を行ったところ、23人の推薦と1人の応募をいただきました。

同規則の定めに基づき、4月25日に、農協組合長などで構成する、附属機関の幕別町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、委員候補者の評価及び審査を行うとともに意見を求めたところであります。

評価委員会におきましては、農業委員会等に関する法律の任命規定を反映して、町が定めた評価基準に基づいて評価及び審査が行われ、評価意見が提出されましたことから、委員会の意見を尊重して、23人の任命予定者を提案するものであります。

同法は、委員の任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない、と定めておりますが、一括提案いたします22人中21人が認定農業者であります。

加えて、同法は、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と、いわゆる、中立委員の任命を義務付けておりますが、当該要件を備えた1人を含んでおります。

議案第60号から、ご説明申し上げます。

議案説明資料の26ページも合わせてご覧ください。

議案説明資料には、任命予定者ごとに生年月日や認定農業者の有無をはじめ、経歴等を記載しております。

議案第60号、緑町1番地の31、佐渡孝徳氏であります。

16ページになります。

議案第61号、字駒島141番地、佐藤雅典氏であります。

17ページをご覧ください。

議案第62号、字相川287番地の3、松本誠氏であります。

18ページになります。

議案第63号、札内青葉町311番地の40、萬谷司氏であります。

萬谷氏は、利害関係を有しない者、いわゆる中立委員候補者であります。

19ページをご覧ください。

議案第64号、字大豊357番地の5、小林信也氏であります。

20ページになります。

議案第65号、字五位368番地の6、町営糠内団地2号棟2号室、佐藤悦啓氏であります。

21ページをご覧ください。

議案第66号、字明倫43番地の5、吉田正宏氏であります。

22ページになります。

議案第67号、字日新10番地の36、中村富士男氏であります。

23ページをご覧ください。

議案第68号、字新川139番地、棚範貴氏であります。

24 ページになります。

議案第 69 号、字千住 124 番地、廣廣瀬敏文氏であります。

25 ページをご覧ください。

議案第 70 号、忠類中当 73 番地 6、佐藤敏博氏であります。

26 ページになります。

議案第 71 号、字古舞 634 番地の 3、澤邊佳範氏であります。

27 ページをご覧ください。

議案第 72 号、字依田 254 番地の 6、山口和裕氏であります。

28 ページになります。

議案第 73 号、字五位 394 番地の 4、橋本浩弥氏であります。

29 ページをご覧ください。

議案第 74 号、忠類東宝 128 番地、遠藤貴之氏であります。

30 ページになります。

議案第 75 号、忠類元忠類 121 番地 7、小野寺和也氏であります。

31 ページをご覧ください。

議案第 76 号、字中里 580 番地、田村信夫氏であります。

32 ページになります。

議案第 77 号、字日新 29 番地の 21、中村政昭氏であります。

34 ページをご覧ください。

議案第 79 号、忠類新生 182 番地、多田篤氏であります。

35 ページをご覧ください。

議案第 80 号、忠類共栄 132 番地、長谷川旭氏であります。

36 ページになります。

議案第 81 号、忠類西当 3 番地 2、渡邊ひろ子氏であります。

37 ページをご覧ください。

議案第 82 号、字古舞 553 番地、黒田龍司氏であります。

以上であります。

任命につき、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

採決は、一件ごとに「電子表決システム」による無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、一件ごとに「電子表決システム」による無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員の名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、議案第 60 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

なお、これ以降につきましては同様でありますので省略させていただきます。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 61 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 62 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 63 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 64 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 65 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 66 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 67 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 68 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 69 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 70 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 71 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 72 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 73 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 74 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 75 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 76 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 77 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 79 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 80 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 81 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定をいたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 82 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 36、議案第 78 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、酒井議員の退場を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

11：47 休憩  
（酒井議員 退場）

11：47 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） それでは、日程第 36、議案第 78 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 78 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 33 ページ、議案説明資料の 44 ページをご覧ください。

先ほどの議案と同様、農業委員会等に関する法律の規定に基づき議会の同意を得て、任命しようとするものであります。

任命予定者は、札内中央町 321 番地の 23、酒井はやみ氏であります。

酒井氏は、利害関係を有しない者、中立委員候補者であります。

同氏も 4 月 25 日に開催した幕別町農業委員会委員候補者評価委員会の評価及び審査を経て、候補者として、ご提案するものであります。

以上であります。

任命につき、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

採決は、「電子表決システム」による無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、「電子表決システム」による無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員の名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、議案第 78 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」採決を行います。

本件は、これに同意することについて賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 14 人、反対 3 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、除斥議員入場のため暫時休憩いたします。

11：50 休憩

（酒井議員 入場）

11：50 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第 37「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、来る、7 月 4 日から 5 日までの 2 日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、7 月 25 日、釧路市で開催される新任議員研修会に 4 人の新任議員を、8 月 17 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員会委員 4 人を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 38、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 5 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11 : 53 閉会